



BRICsおよびアジア諸国の 意匠制度

意匠委員会 第2小委員会

2012年3月30日

日本知的財産協会

世界から期待され、世界をリードするJIPA



資料の構成

①各国意匠制度一覧表

各国編

- ② 欧州共同体
- ③ 米国
- ④ ブラジル
- ⑤ ロシア
- ⑥ 中国
- ⑦ インド
- ⑧ マレーシア
- ⑨ インドネシア
- ⑩ 韓国
- ⑪ 台湾
- ⑫ シンガポール
- ⑬ 香港
- ⑭ タイ
- ⑮ ベトナム
- ⑯ フィリピン

- | No | 項目 |
|------|--|
| 1. | 保護法域 |
| 2. | 機能に関連する意匠の保護の可否 |
| 3. | 画像意匠保護(登録例の有無) |
| 4. | 出願～登録期間、権利期間と起算日 |
| 5. | 実体審査(特許庁による審査義務) |
| 6. | 自発補正 |
| 7. | 公知公用／刊行物記載 |
| 8. | 新規性喪失の例外規定(グレースピリオド) |
| 9-1. | 意匠が公開されるタイミング/発行形態(登録公報または公開公報) |
| -2. | 秘密制度/公告繰延べ |
| 10. | 早期審査、優先審査 |
| 11. | 関連(類似)制度
(互いに類似する意匠を関連付けて出願する制度の有無) |
| 12. | 多意匠一出願(類似性は関係なく、多意匠を含める出願) |
| 13. | 部分意匠 |
| 14. | 異議申立 |
| 15. | 無効審判 |
| 16. | 情報開示義務 |
| 17. | 第一国出願の制限 |
| 18. | 意匠の特徴記載 |
| 19. | 願書、図面以外の必要書面(委任状・宣誓書等) |
| 20. | 言語 |
| 21. | 図面様式・必須な図面(推奨図面) |
| 22. | 優先権 |
| 23. | IPDL検索 |
| 24. | 現行法施行年 |
| 25. | 条約加盟状況 |

BRICsおよびアジア諸国意匠制度一覧表

【本一覧表記載内容について】規定に明記されていない項目については、代理人によって解釈が異なる、あるいは実例がないため実体は不明といった内容も一部有ります。一覧表は、目安としてご活用ください。各項目の解説は詳細版をご覧ください。

⑩	項目	小項目	記入要項	⑪日本	⑫欧州共同体	⑬米国	⑭ブラジル	⑮ロシア	⑯中国	⑰インド	⑱マレーシア	⑲インドネシア	⑳韓国	㉑台湾	㉒シンガポール	㉓香港	㉔タイ	㉕ベトナム	㉖フィリピン	
1	保護法域			意匠法	意匠法	特許法	産業財産権法	特許法	専利法	意匠法	意匠法	意匠法	デザイン保護法	専利法	意匠法	香港意匠条例	特許法	知的財産法	知的財産法	
2	機能に関連する意匠の保護の可否	機能のみからなる形状		非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	非保護対象	規定なし	非保護対象	非保護対象	
		スベアパーツ等		保護可能	保護対象であるが、修理条項の制限を受ける場合がある。	保護可能	保護可能	保護可能	保護可能	保護可能	保護可能	保護可能だが、must-matchの場合は適用除外	保護可能	保護可能	保護可能	保護可能だが、must-matchの場合は適用除外	保護可能	保護可能	使用時に目視できない物品非保護対象	保護可能
3	画像意匠保護(登録例の有無)	規定	規定上で明記されている※日本と保護形態が異なる	有	有※	有	なし	有※	なし	なし	なし	なし	有※	なし(改正後導入予定)	なし	なし	なし	なし	なし	
		登録有無×無効性有り	ロカルノ分類14-04(スクリーン・ディスプレイ、アイコン)が付与された意	有	有	有	有×	有	有×	有	有×	有×	有	有×	有×	有	有	有	不明	有
4	出願～登録期間、権利期間と起算日	出願～登録期間(登録証発行)		平均12ヶ月	数日～4ヶ月	12ヶ月	7-8カ月	6～12ヶ月	6ヶ月	6～8ヶ月	12ヶ月	1-2年	審査対象意匠:7-8ヶ月、無審査対象意匠2-3ヶ月	12ヶ月	2ヶ月	2ヶ月	3-5年	6-12ヶ月	12ヶ月	
		権利期間		登録日から20年	出願日から25年	登録日から14年	出願日から25年	出願日から25年	出願日から10年	出願日又は優先日から15年	出願日又は優先日から15年	出願日から10年	登録日から15年	出願日から12年	出願日から15年	出願日から25年	出願日から10年	出願日から15年	出願日から15年	
		登録料(年金、更新)		年金	出願日から5年、5年毎に4回更新	登録時一括納付	出願日から10年、5年毎に3回更新	出願日から15年、+10年延長可	年金	出願日から10年、+5年延長可	出願日から15年、+5年毎に2回更新	出願料金に含まれる	年金	年金	出願日から5年、5年毎に2回更新	出願日から5年、5年毎に4回更新	年金	出願日から5年、5年毎に2回更新	出願日から5年、5年毎に2回更新	
5	実体審査(特許庁による審査義務)	有無		有	なし	有	なし	有	なし	有	なし	なし	有。物品によっては無審査	有	なし	なし	有	有	なし	
6	自発補正	可否		可	可	可	規定なし	可	可	可	可	規定なし	可	可	可(手数料要)	可	可	可	規定なし	
		期間		登録査定確定まで	登録までの期間が短いためほぼ不可	最初のOAが発行されるまで。	-	登録査定確定まで	出願日から2ヶ月以内	時期制限の規定なし	登録まで	-	・登録決定通知書の送達前 ・審判請求日から30日以内	審査中	登録まで	時期制限の規定なし	時期制限の規定なし	登録まで	-	
7	公知公用／刊行物記載			国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内公知国内刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	国内外公知国内外刊行物	
8	新規性喪失の例外規定(グレースピリオド)	期間		6ヶ月	12ヶ月	12ヶ月	180日	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	6ヶ月	なし	6ヶ月	6ヶ月	
		自己起因可否	※限定が厳しく、実質活用不可	○	○	○	○	○	○	※	※	※	※	○	※	○	○	-	※	○
		※自己起因限定条件		-	-	-	-	-	-	・中国政府公認国際展示会 ・規定の学術会議、技術会議	インド中央政府が公報に通知した産業又は国際博覧会	公式又は公認の博覧会に展示	・インドネシア国内、国外公式国内、国際博覧会 ・教育、研究、開発目的且つ創作者による国内での試験の使用	-	政府主催展覧会、政府認可の展覧会	(織物の場合は別条件あり)	(織物の場合は別条件あり)	-	・学術的発表の形態での公開 ・国内博覧会、公式、公認国際博覧会	-
		意思相反可否		○	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	○	-	○	-	○
9	-1.意匠が公開されるタイミング ・発行形態(登録公報または公開公報) -3. 秘密制度／公告繰延べ	提出書類		必要(出願から14日以内)	不要	不要	不要	必要(出願から2ヶ月以内)	必要	必要	不要	必要(出願から30日以内)	必要(指定期間内)	必要(出願時に陳述書提出)	必要	-	明記無し	明記無し		
		-1.意匠が公開されるタイミング		約7ヶ月	数日から2ヶ月	1-1.5年	2-8ヶ月	10-12ヶ月	6-8ヶ月	6-8ヶ月	10-12ヶ月	3-6ヶ月	6-12ヶ月	10-12ヶ月	2-5ヶ月	2-3ヶ月	1-2年	4-5ヶ月	4-6ヶ月	
		発行形態(登録公報または公開公報)		登録公報	登録公報	登録公報	登録公報	登録公報	登録公報	登録公報	登録公報	公開公報	登録公報	登録公報	登録公報	登録公報	公開公報	公開公報	公開公報	
		秘密/繰延/なし		秘密意匠	公告繰延	なし	秘密意匠	なし	なし	なし	なし	なし	公告繰延	秘密意匠	公告繰延	なし	なし	公告繰延	なし	なし
10	早期審査、優先審査	期間		3年	出願日(または優先日)から30ヶ月	-	出願日から180日	-	-	-	-	出願日または優先日から12ヶ月	3年	3ヶ月	-	-	任意	-	-	
		請求時期		出願日/登録料納付日	出願時	-	出願時	-	-	-	-	出願時	出願日～登録料納付日	登録料納付日	-	-	-	-	-	
		有無(条文化されているか否か)		有	なし	有	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	有	-	-	-	-	-	-
11	関連(類似)制度(互いに類似する意匠を関連付けて出願する制度の有無)	要件		権利化の緊急性日本以外への出願あり。	-	900US\$納付。事前審査が必要	-	-	-	-	-	-	条件有り	-	-	-	-	-	-	
		期間		いつでも可	-	明記なし	-	-	-	-	-	-	優先審査申請後、3日以内に立証書類を提出する。	-	-	-	-	-	-	
		関連/類似/併合	類似:条文上で「類似」を条件とすることを明記している併合:何らかの形態的関連性(単一性、同一コンセプト等)を条件に一の出願とすることが可能	関連意匠	なし	併合	併合	併合	類似(一出願にまとめることができる)	なし	なし	併合	類似(それぞれの意匠は一出願として扱われる)	類似(改正後、類似が廃止、関連意匠制度に変更予定)	なし	なし	併合	併合		
12	多意匠一出願(類似性は関係なく、多意匠を含める出願)	範囲		本意匠と類似	-	実質同一	同一用途かつ類似(20まで)	同一デザインコンセプト	実質同一または類似(10まで)	-	-	実質同一または同一の分類に属する	類似	類似	-	-	-	実質同一	実質同一	
		期間		本意匠登録公報発行まで	-	出願時	出願時	出願時	出願時	-	-	-	基本意匠が存続中	基本意匠が存続中	-	-	-	記載なし	-	
		有無	有・なし	なし	有	なし	なし	なし	なし	なし	有	なし	有(無審査対象)	なし	有	有	有	なし	なし	なし
13	部分意匠	条件		-	同一ロカルノ分類	項番11を参照	項番11を参照	項番11を参照	項番11を参照	-	同一ロカルノ分類	項番11を参照	物品区分上同じ大分類に属する物品	-	同一ロカルノ分類	同一ロカルノ分類の物品または同一の組物に関する場合(及び所定の条件に従う場	-	項番11を参照	項番11を参照	
		件数の制限	件数	-	なし	-	-	-	-	-	-	規定見当たらず	-	20まで	-	規定見当たらず	規定見当たらず	-	-	-
		一部放棄	可否	-	可	-	-	-	-	-	-	可	-	-	-	規定見当たらず	規定見当たらず	-	-	-
14	異議申立	有無		有	有	有	なし	なし	なし	あり(審査基準にて使用が認可された)	なし	有	有	なし(改正後導入予定)	なし	有	なし	なし	なし	
		記載方法		破線、色分け可	破線と実線	破線と実線	-	-	-	破線と実線	-	破線と実線	破線と実線	-	-	破線と実線	-	-	-	-
		有無	有・なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	有	なし	-	-	なし	有	なし	なし	なし
15	異議申立	利害関係	要否	-	-	-	-	-	-	-	-	-	否	-	-	-	不要	規定見当たらず	-	
		時期的条件		-	-	-	-	-	-	-	-	-	公開から3ヶ月	-	-	-	-	出願公開から90日以内	-	-
		備考		-	-	改正法案に含まれている	-	-	-	-	-	-	2007年廃止	-	-	-	-	-	-	-
16		有無		有	有	なし	有(行政・司法)	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	

No	項目	小項目	記入要項	①日本	②欧州共同体	③米国	④ブラジル	⑤ロシア	⑥中国	⑦インド	⑧マレーシア	⑨インドネシア	⑩韓国	⑪台湾	⑫シンガポール	⑬香港	⑭タイ	⑮ベトナム	⑯フィリピン
15	無効審判	利害関係		不要(但し、不当な出願権の承継に関する請求は利害関係要)	無効理由による	—	要	不要	不要	要	不要	不要	要	不要	要	不要	不要	不要	不要
		時期的条件		いつでも可	いつでも可	—	・行政:登録から5年	いつでも可	いつでも可	いつでも可	いつでも可	いつでも可	いつでも可	いつでも可	いつでも可	いつでも可	規定見当たらず	いつでも可	いつでも可
		備考		—	—	代る査定系再審査あり、権利消滅まで、第三者の要求可	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16	情報開示義務	有無(条文上の規定)		なし	なし	有	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし(特許規則9-6は特許、小特許のみ)	なし	なし
		提出期間		—	—	公報発行まで	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		必要な書類		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17	第一国出願の制限	有無		なし	なし	有	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
18	意匠の特徴記載	要否		任意	任意	任意	任意	要	要	任意	任意	不可	要	要	要	任意	任意	要	任意
		記載内容		特徴記載	特徴記載を100単語以内	—	—	意匠物品の新規な特徴点	名称、用途、設計要点	出願意匠が新規であることについての簡単な陳述	物品の説明、原材料の記載	—	物品、デザインの説明及び創作内容の要点	物品の用途及び意匠の物品の創作特徴	出願意匠が新規であることについての簡単な陳述	意匠の表示の説明、新規であるとみなす特徴の説明	100語以内で意匠の説明	形状特徴及び/又は線の特徴及び/又はこれらの特徴の間の相互関係及び/又は色彩	特徴の説明及びクレーム(意匠の性格に応じて)
		影響度	参考情報が権利に影響を及ぼすか	参考情報	参考情報	—	不明	及ぼす	参酌される	参考情報	不明	不明	参考情報	参酌される	不明	不明	不明	不明	不明
19	願書、図面以外の必要書面(委任状・宣誓書等)	書類		委任状(包括可)	委任状(包括可)	宣誓書・委任状譲渡証書	委任状	委任状	委任状(包括可)	委任状	委任状	宣誓書・委任状譲渡証書	委任状(包括可)	譲渡証・委任状	委任状	委任状創作者の陳述書(譲渡証書)	委任状譲渡証	委任状	譲渡証含む委任状
		公証認証要否		不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	要(委任状)	不要	不要
20	言語			日本語	・第1言語:EU11公用語のうちの1つ ・第2言語:英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語のうちの1	英語	ポルトガル語	ロシア語	中国語	英語/ヒンディー語	マレー語/英語	インドネシア語	ハングル語	中国語	英語	英語/中国語	いずれの言語でも可。但し、出願から90日以内にタイ語への翻訳が必要	ベトナム語	フィリピン語/英語
21	図面様式	必須な図面(推奨図面)		6面図	規定なし	6面図(及び斜視図)	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図(及び斜視図)	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図(及び斜視図)	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図	6面図及び斜視図
		図面の種類		線図、CG、写真	線図、CG、写真	原則、線図	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図、CG、写真	線図
		図面の省略	可否	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可	可
		備考		ひな形、見本の提出可	7図まで	物品によっては、CG、写真が受け入れられている	—	—	—	断面図、参考図の提出不可	—	—	—	—	—	—	断面図、参考図の提出不可	—	—
22	優先権	有無		有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
		申請タイミング		出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から12ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願日から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月	出願から6ヶ月
		証明書要否		要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	要	(審査官の要求による)	要	要	要	要
		証明書の提出期限		出願から3ヶ月	出願から3ヶ月	登録まで	出願から90日以内	出願から3ヶ月	出願から3ヶ月	出願から3ヶ月	登録官による請求から3ヶ月(翻訳:6ヶ月)	出願から3ヶ月	出願から3ヶ月	出願から3ヶ月	—	出願から3ヶ月	出願から16カ月	出願から1ヶ月	出願から6ヶ月
23	IPDL検索	分類サーチ可否		可	可	可	可	IPDLなし(最新公報のみ閲覧可)	可	IPDLなし	可	IPDLなし(公開中の意匠のみ閲覧可)	可	可	可	可	可	可	検索項目にはないが、キーワードとして検索可能
		言語		日本語/英語	英語	英語/日本語	ポルトガル語	—	中国語	—	英語	—	英語	中国語	英語	英語/中国語	英語(表示はタイ語のみ)	ベトナム語/英語	英語
		図面の一覧表示有料金		有 無料	有 無料	無 無料	無 無料	— 無料	無 無料	— 無料	無 無料	— 無料	有 無料	有 無料	有 無料	有 無料	無 無料	有 無料	一部代表図表示 無料
24	現行法施行年			2006年	2003年	2005年	1997年	2003年	2009年	2001年	2003年	2001年	2011年	2010年 (2012or20r13年改正予定)	2005年	2010年	1999年	2006年	2008年
25	条約加盟状況	パリ条約		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
		ヘーグ協定(ジュネーブ条約)	加盟:○ 未加盟:X (2012年3月現)	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
		ロカルノ協定		×	×	×	×	○	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×

② 欧州共同体意匠 編

—同盟国—

アイルランド／イギリス／イタリア／オーストリア／オランダ／ギリシャ
／スウェーデン／スペイン／デンマーク／ドイツ／フィンランド／
フランス／ベルギー／ポルトガル／ルクセンブルグ／ポーランド／
ハンガリー／チェコ／スロベニア／スロバキア／エストニア／ラトビア
／リトアニア／キプロス／マルタ／ルーマニア／ブルガリア

特許庁HP <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/index.en.do>

1. 保護法域

意匠法

※「欧州共同体意匠規則」

(Council Regulation (EC) n° 6/2002 of 12 December 2001 on Community Designs)

2. 機能に関する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

スペアパーツは、保護対象であるが、修理条項の制限を受ける場合がある。

- (1) 共同体意匠は、専ら技術的機能によって決定付けられる製品外観の特徴には存在しないものとする。
- (2) 共同体意匠は、製品外観の特徴であって、その意匠が組み込まれているか又は適用されている製品を他の製品に機械的に連結するか又は他の製品の中、周囲若しくはそれに接して設置することにより、何れの製品もその機能を果たすことができるようにするために、必然的に正確な形状及び寸法で再現しなければならないものには存在しないものとする。
- (3) (2)に拘らず、共同体意匠は、モジュール・システムにおいて、相互に交換可能な製品の複合的組立又は連結を可能にする目的にかなう意匠には、第5条及び第6条に規定した条件の下で、存在するものとする。
(規則第8条)

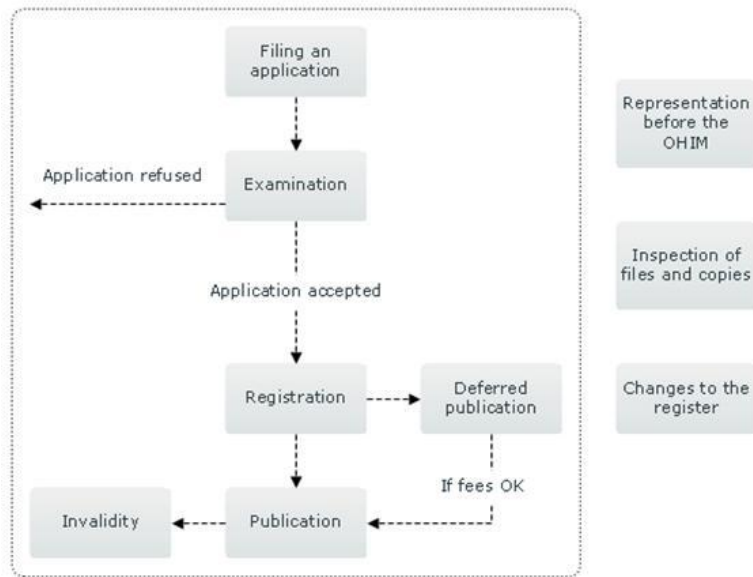
3. 画像意匠

画面自体が物品の1単位。

規則 第3条b

「製品」とは、工業又は手工芸による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象(グラフィック・シンボル)、印刷書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



(OHIM HPより)

- (1) 出願～登録期間: 数日～4か月程度(優先権証明書の提出タイミングにより変動)
出願と同時に優先権証明書を提出した場合、4日程度で登録になっている。
- (2) 登録日の起算日: 出願日(規則 第48条)
- (3) 権利期間: 出願日から25年
(出願から5年間+5年間毎に4回更新。)

5. 実体審査

なし(方式審査はあり)

①意匠が保護対象に該当するか、②公序良俗違反、のみ審査される。
新規性、独自性の審査はされない。(規則 第45条)

6. 手続補正

明白な錯誤のみ自発補正可能

- ・当該訂正が意匠の表示を変更しない限りにおいて、訂正することができる。
- ・出願人の名称及び宛先、文言もしくは複写の誤りまたは明白な錯誤のみ。(施行規則 第12条)

7. 公知公用／刊行物記載

国内外公知公用
内外国刊行物公知

8. 新規性喪失の例外規定

グレースピリオド 期間:12か月
提出書類:不要

- ・以下に該当する場合、新規性喪失の例外規定を利用できる。
 - (a) 意匠創作者, その権原承継人によって, 又は意匠創作者若しくはその権原承継人が提供した情報若しくは行った行為の結果として, 第三者によって行われたとき
 - (b) 意匠が意匠創作者又はその権原承継人に対する濫用の結果として公衆の利用に供されていたとき
(規則 第7条2項)

数日～4か月程度／登録公報

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

公告繰延べあり
期間：出願日または優先日から30か月
請求時期：出願時

公告延期の状態のときに、
OHIMのHPで公告されている項目

- ・延期可能期間：出願日（優先権主張している場合は優先日）から30月
- ・請求可能時期：出願時
- ・公告延期の記事は共同体意匠公報に公告される。
（権利所有者、出願日、その他施行規則に規定されている事項が公告される）
- ・公告延期の請求とともに、または遅くとも30月の延期期間満了の3月前に、
公告手数料を納付する必要がある。この要件を満たさない場合、登録共同体
意匠は、効果を初めから有していなかったものとみなされる。

(以上 規則 第50条、施行規則 第15条)
- ・多意匠一出願の場合、個々の意匠について公告延期の申請ができる。

(規則 第37条)

Design number : Number of results :
Design
Filing date: Registration date: Status:
Owner
Name of the owner: ID number: Natural or legal person: Address: Post code: Town: Country: Correspondence address:
Telephone: Fax: E-mail:
Representative
Name of the representative: ID number: Natural or legal person: Address: Post code: Town: Country: Correspondence address:
Telephone: Fax: E-mail:
Publication
Bulletin number: Date of publication: Part:

10. 早期審査
なし
11. 関連(類似)制度
なし
12. 多意匠一出願
あり 条件: 同一ロカルノ分類 件数の制限: なし 一部放棄: 可 意匠にかかる物品が、ロカルノ分類の同一のクラスに属している場合、複数の意匠を一出願とすることができる。 個々の意匠は、(権利行使、放棄・更新・譲渡、公告延期等)に際して)他の意匠とは分離した取り扱いをすることが できる。 (規則 第37条)
13. 部分意匠
あり 記載方法: 実線と破線 (規則 第3条)
14. 異議申立
なし

あり

利害関係：無効理由により請求人適格が異なる

- ・意匠の保護要件を充たしていないとする理由の場合は、誰でも請求可
- ・権利所有者が正当な権利の承継者でないと裁判所が認めた場合は、正当な権利者のみがその無効理由を援用できる
- ・他人の権利との抵触に関する理由の場合は、先の権利の出願人または所有者
- ・国の紋章、同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章、略称及び名称等、その他、加盟国において特別の公益を有するものの不当使用に関する理由の場合は、その使用に関係する者又は法主体

（意匠理事会規則 第24～26条）

時期的条件：いつでも可

16. 情報開示義務
なし
17. 第一国出願の制限
なし
18. 意匠の特徴記載
任意 記載内容: 100単語以内 影響度: 参考情報
19. 宣誓書等
必要書類: 委任状、意匠創作者の陳述書(意匠理事会規則第36条(3)(e)) 公証認証: 不要
20. 言語
第1言語: EUにおける11公用語のうちの1つ 第2言語: 英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語のうちの1つ

21. 図面様式

必須図面についての規定なし

図面の種類: 線図、CG、写真可

図面の省略: 可

数の制限: 7図まで(施行規則 第4条)

22. 優先権

あり

出願から6ヶ月

優先権証明書要(出願の謄本)

証明書の提出期限: 出願日から3ヶ月以内

- ・最初の出願の出願日から6か月以内(規則 第41条)
- ・優先権の申立書及び先の出願の謄本を提出しなければならない(規則 第42条)
- ・出願の謄本は、出願日から3月以内に提出しなければならない。(施行規則 第8条)
- ・出願の謄本の言語が、商標意匠庁の言語の 1 でない場合は、商標意匠庁は、
商標意匠庁の言語の 1 による先の出願の翻訳文を要求することができる。(規則 第42条)

<参考: 博覧会優先権>

「国際博覧会に関する条約」の条件に該当する公式の又は公認の国際博覧会において開示している場合は、第43条の意味における優先権を主張することができる。

- ・最初の開示日から 6 月の期間内に出願
- ・博覧会において開示したこと証拠を提出しなければならない。
- ・出願と同時にまたは出願日から3月以内に、博覧会における工業所有権の保護に対して責任を有する当局がその博覧会において交付した証明書を提出しなければならない。
- ・出願後に博覧会優先権を主張しようとする場合は、出願日から1月以内に、優先権申立書を提出しなければならない。
(規則 第44条、施行規則 第9条)

23. IPDL検索

(1) URL : <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/index.en.do>

(2) ロカルノ分類検索 :
可

(3) 英語のキーワード検索 :
可

(4) 結果表示 :
書誌 + 代表図一覧

(5) 公報表示 :
公報と同等の情報を
閲覧可

(6) 収録範囲 :
2003.4.1 ~

The image displays two screenshots of the OHIM (Office for Harmonization in the Internal Market) website, illustrating the steps to search for Community designs.

Top Screenshot: The main page of the OHIM website. The sidebar on the left contains links for 'Legal texts', 'Case-Law', and 'Most Requested'. The main content area features a 'Welcome to OHIM' message and a 'News' section. On the right, the 'eSearch Plus (Beta)' sidebar is visible, with the 'Search Community designs' link highlighted by a red box. A callout bubble points to this link with the text: 「Search Community designs」をクリック.

Bottom Screenshot: The 'Search registered Community designs: RCD-Online' page. The 'Search Online' button is highlighted by a red box. A callout bubble points to this button with the text: 「Search Online」をクリック. An orange arrow points from the 'Search Community designs' link in the top screenshot to this 'Search Online' button.

OHIM HP: <http://oami.europa.eu/ows/rw/pages/index.en.do> より

◆ 検索画面 (basic search)



Enter your search criteria

? **Design number** -

? **Owner**

? **Filing date** From To

? **Locarno class-subclass**

? **Indication of the product**

⇒ [EUROLOCARNO](#)

? **Sorting criteria**

◆ 検索画面 (advanced search)

? **Design number:** -

? **Owner:**

? **Representative:**

⇒ [FINDREP](#)

? **Designer:**

? **Filing date:** From: To:

? **Priority date:** From: To:

? **Publication date:** From: To:

? **Expiry date:** From: To:

? **Locarno class-subclass:**

⇒ [EUROLOCARNO](#)

? **Indication of the product:**

? **Country of owner:**

? **Country of priority:**

? **Vienna classification:**

Only valid for Locarno classes 01.01; 05.05; 09.01; 09.03; 19.04; 19.08; 99.00 or 32.00 depending on the filing date of the RCD

⇒ [Vienna classification](#)

? **Verbal element:**

? **Status:**

? **Sorting criteria:**

◆ 検索結果(結果一覧)

53	000951744-0004	 Name of owner: TOTO LTD. Filing date: 16/06/2008 Locarno class-subclass: 23.02 Verbal element: Indication of the product: Water closets Status: Registered and fully published (A1) <i>This design has previously been published as "registered and subject to deferment (A2)"</i>
54	000951744-0005	 Name of owner: TOTO LTD. Filing date: 16/06/2008 Locarno class-subclass: 23.02 Verbal element: Indication of the product: Seats for water closets Status: Registered and fully published (A1) <i>This design has previously been published as "registered and subject to deferment (A2)"</i>
55	000959564-0001	 Name of owner: TOTO LTD. Filing date: 27/06/2008 Locarno class-subclass: 23.02 Verbal element: Indication of the product: Basins Status: Registered and fully published (A1) <i>This design has previously been published as "registered and subject to deferment (A2)"</i>

◆ 検索結果(登録情報画面)

Design number :	000663141-0001	
Number of results :	1 of 144	
		
Design		
Filing date:	02/02/2007	
Registration date:	02/02/2007	
Publication date (A1):	27/02/2007	
Expiry date:	02/02/2017	
Locarno class-subclass:	23.01 (* EUROLOCARNO)	
Verbal element:		
Status:	Registered and fully published (A1) (* Glossary)	
Language of filing:	English	
Second language:	French	
Representation		
		
0001.2	0001.3	0001.4
0001.5	0001.6	0001.7

Indication of the product	
Indication of the product:	Mixing taps (* EUROLOCARNO)
Owner	
Name of the owner:	TOTO LTD.
ID number:	210665
Natural or legal person:	Legal entity
Address:	No. 1-1, Nakashima 2-chome, Kokurakita-ku, Kitakyushu-shi 802-8601 Fukuoka JAPAN
Post code:	
Town:	
Country:	
Correspondence address:	TOTO LTD, No. 1-1, Nakashima 2-chome, Kokurakita-ku, Kitakyushu-shiFukuoka 802-8601JAPON
Telephone:	
Fax:	
E-mail:	
Representative	
Name of the representative:	CABINET FEDIT-LORIOT
ID number:	12081
Natural or legal person:	Legal entity
Address:	38, avenue Hoche 75008 Paris FRANCE
Post code:	
Town:	
Country:	
Correspondence address:	CABINET FEDIT-LORIOT 38, avenue HocheF-75008 ParisFRANCIA 00 33-144958410
Telephone:	
Fax:	00 33-142898240
E-mail:	office@fedit-loriot.com

2/3

Designer	
No entry for design number: 000663141-0001	
Exhibition	
No entry for design number: 000663141-0001	
Priority	
No entry for design number: 000663141-0001	
Publication	
Bulletin number:	2007/032
Date of publication:	27/02/2007
Part:	A.1
Bulletin number:	2012/002
Date of publication:	03/01/2012
Part:	C.1
Registration Certificate	
5 pages 579 Kb	
Renewals	
Expiry date:	02/02/2017
Status of renewal:	Renewed
Renewal Instance:	First
History of Status (* Glossary)	Status date
Renewed	03/01/2012
Renewal paid	29/12/2011
Renewal request received	04/07/2011
Need to renew communicated	04/07/2011

Navigation icons

3/3

24. 現行法の施行日

登録共同体意匠 (Registered Community Design System) ・ ・ ・ ・ 2003. 4. 1より施行
無登録共同体意匠 (Unregistered Community Design System) ・ ・ 2002. 3. 6より施行

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定 (ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

③ 米 国 編

特許庁HP <http://www.uspto.gov/>

1. 保護法域

特許法 (design patent)

意匠独自の規定

35 U.S.C. 171 Patents for designs. 35 U.S.C. 172 Right of priority. 35 U.S.C. 173 Term of design patent.

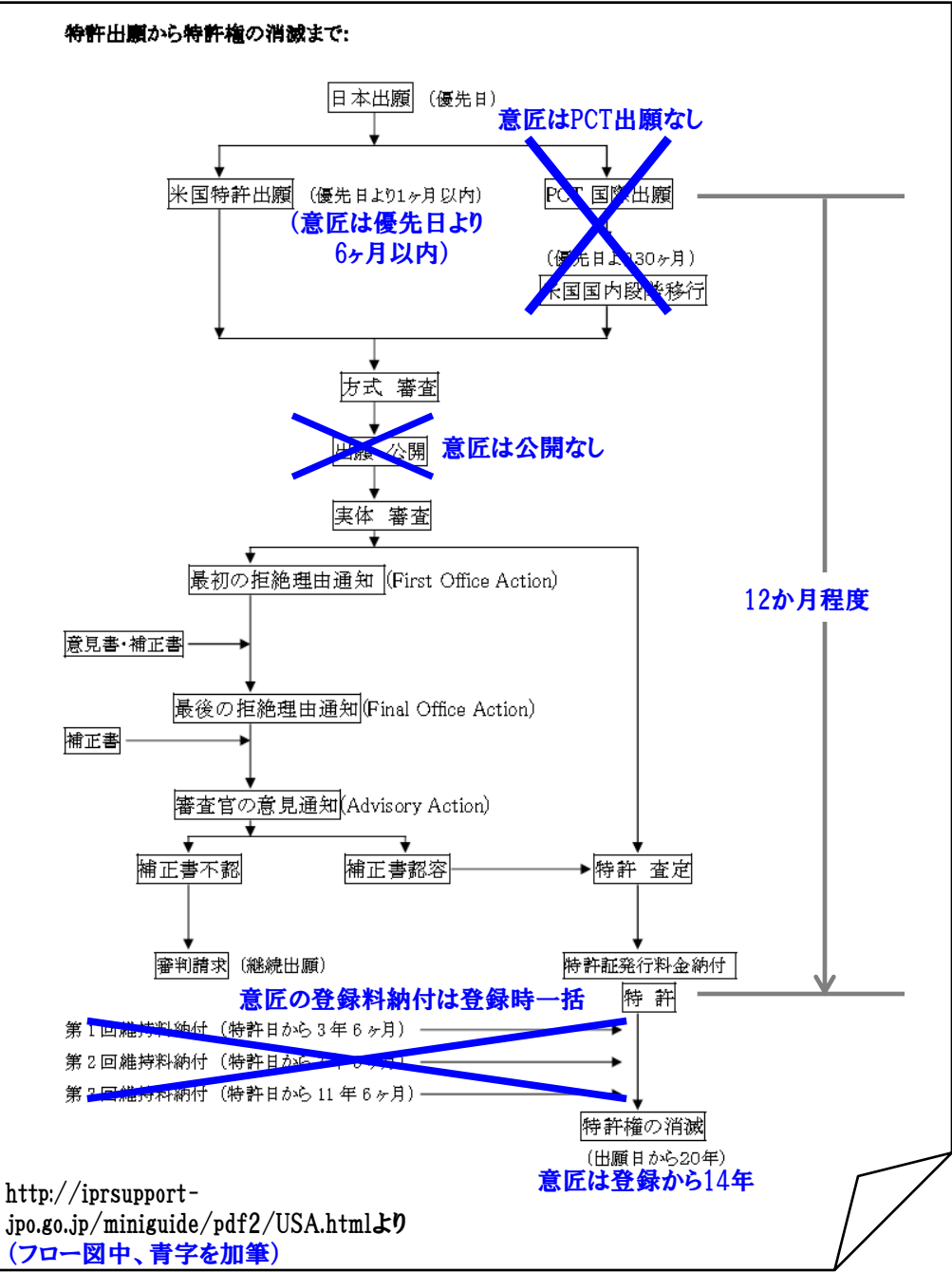
2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能から必然的に採用された形状である場合、登録は認められない。
スペアパーツについては、保護可能。

3. 画像意匠

- ・「製造物品のための装飾的デザイン (ornamental design for an article of manufacture)」と定義。物品 (画面) に応用又は具現化されていれば、保護対象となり得る。
- ・変化する画像は、意匠クレームの対象となり得、2以上の図で表すことができるが、画像は連続して観察するように認定され、変化のプロセスは要素に含まれない。
- ・物品の解釈・運用は弾力的に行われている。
- ・画像意匠自体が物品の単位ではない。
 - ＞PCモニター上に表示される画像意匠は、物品名を「コンピュータアイコン画像を備えたディスプレイパネルの部分」とする。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



(1) 出願～登録期間:12ヶ月程度

(2)登録の起算日:登録証発行日

(3)権利期間:登録から14年
※登録料は、登録時に一括納付。

5. 実体審査

あり

新規性、独創性、非自明性、装飾性

6. 自発補正

予備補正(Preliminary Amendment)が、日本の出願実務でいう自発補正に概ね該当する。

【予備補正可能時期】

① 出願と同時

注) 出願と同時に行う予備補正では、明細書(specification)の内容について補正を行う場合、発明の名称(title)、要約(abstract)、優先権主張出願の基礎出願、分割出願の親出願、国内移行出願の国際出願等、原出願や関連出願の情報を書き入れる目的以外の補正は、代替明細書(substitute specification)の提出が必要。)

又は、

② 出願後、最初のオフィスアクションが発行されるまで。(FA期間 5～8ヶ月程度)

※拒絶理由に対する補正は、再度の補正で拒絶理由を克服できない場合、新規事項を追加しない範囲の補正について、審査継続(RCE)の手続きを取ることができる。

RCE料金を払えば、登録料(issue fee)の納付まで何度でも可。

7. 公知公用／刊行物

国内公知、国内外刊行物

8. 新規性喪失の例外規定

グレースピリオド 期間12ヶ月(35 U.S.C. 102 (b))

但し、米国意匠特許出願の6ヶ月以上前に出願した対応外国出願が、米国での意匠特許出願前に登録になった場合は特許を受けることができない。

新規性に関する特別ルール

102条(b) one year rule

合衆国における特許出願日より1年以上前にその発明が本邦又は外国において特許されもしくは刊行物に記載されていた場合、又は本邦において公然と用いられもしくは販売されていた場合、たとえ、発明を完成した時点では新規性を有していた発明であっても、新規性を欠くものとして特許を受けることができない。

102条(d) twelve months rule

発明が外国において出願人又はその法定代理人もしくは承継人により合衆国における出願提出より12ヵ月以上前に提出された出願に基づいて、合衆国における特許出願日より前に特許を与えられ、又は与えられる状態となったかあるいは発明者証の主題となっていた場合、新規性を欠くものとして特許を受けることができない。

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

出願から1～1.5年／登録公報(意匠は公開公報なし。)

9-2. 秘密制度/公告繰り延べ制度

なし

あり(特許規則 § 1.155)

1. 出願人の年齢または健康を理由とする早期審査

出願人の年齢が65歳以上であること、または、出願人の健康を理由とする場合。証拠が必要。(37 CFR 1.102 (c) (1), MPEP § 708.02)。

2. 改訂早期審査制度 (Revised Accelerated Examination Program)

2006年8月25日以降の出願に対して適用される。

要件(MPEP § 708.02 (a)):

(A) 請願書および費用(US\$900-)(37 CFR 1.17 (h))

(B) 再発行出願ではないこと

(C) EFS-Webにより手続がされたこと

(D) 出願時に全ての書面および費用が提出されていること

(E) 独立クレーム数が3以下、総クレーム数が20以下であること

(E) 発明の単一性を有し、または、否認せずに一発明を選択することに合意すること

(G) 審査過程で審査官とのインタビューに応じることに合意すること

(H) 審査前サーチを行った旨のステートメントを提出すること

(I) 早期審査サポート書面 (Accelerated Examination Support Document)を提出する

11. 関連(類似)制度

併合出願可

単一のクレームと認められる範囲内の意匠は、1出願の中に複数の意匠を含めることが出来る。

権利範囲が狭いので、日本の関連意匠も別権利として登録となり得る。

12. 多意匠一出願

11参照

13. 部分意匠

あり

記載方法:破線と実線

14. 異議申立

なし

※この度、可決・成立した米国特許法改正案によれば、特許付与から9か月以内に、異議申し立てを申立することができるという内容の「Leahy-Smith America Invents Act」が含まれている。(2012.3現)

15. 無効審判

なし

査定系再審査(Ex Parte Reexamination)があり、こちらは権利消滅まで、第三者でも要求可。

16. 情報開示義務

あり

提出期間: 公報発行まで

Information Disclosure Statement (IDS) - 37 CFR 1.56)

※違反した場合、不公正な行為または詐欺(Fraud)として、権利行使不能状態に陥るので要注意。

17. 第一国出願の制限

あり

- ・米国内で発明された発明は、米国に最初に出願をしなければならず、また、米国特許出願日から6ヶ月経過するまで、外国に出願することが出来ない。
- ・審査の結果、秘密指令(secret order)が発令されると、外国へ出願することはできない。

US CODE Title 35,122_ Confidential status of applications; publication of patent applications

US CODE Title 35,171_ Patents for designs

18. 意匠の特徴記載

任意

※37 CFR 1.154(b)(4)で、Description of the figure or figures of the drawingを含めるべきであると規定されており、図面の説明は必要。意匠の特徴の記載は必須ではない。

19. 宣誓書等

必要書類: 宣誓書(37 CFR 1.63)・委任状(発明者全員のサインが必要。)
・譲渡証書(発明者が会社などに特許を受ける権利を譲渡した場合)。

公証認証: 不要

20. 言語

英語

21. 図面様式

必須図面：六面図。

MPEP(審査基準)では、斜視図は必須としてはいないが、提出を推奨。
場合によっては、出願後に斜視図を提出することが要求されることもある。
特許規則 § 1.83(特許)、1.152(意匠)

図面の種類：原則は図面(線図)。

意匠では立体感を表す陰影を付すことが義務付けられている。

図面では十分に表現できない場合にのみ写真の提出が認められている。

※現状は、上記によらなくても、写真(CG)による出願が受け入れられる場合も有るが、不鮮明との理由で拒絶を受ける例も少なくない。

断面図の提出も認められる。

22. 優先権

あり

期間：6ヶ月以内。

優先権証明書要

証明書の提出期間：登録まで。(特許規則 § 1.55(2))

23. IPDL検索

- (1) URL <http://www.uspto.gov/>
- (2) 分類検索可否と分類種類: 分類検索可。 US分類及びロカルノ分類
- (3) 英語のキーワード(書誌項目)検索可否: 可 **日本語の検索可?**
- (4) 結果表示形式: 図面の一覧形式なし。
ヒット一覧表示項目はPatentNo.とTitleのみ。
- (5) 公報形式表示有無と表示図面の種類: 公報形式の表示あり。全図面表示。

◆ ホーム画面



USPTO Patent Full-Text and Image Database (PatFT) and Application Full-Text and Image Database (AppFT)

◆ 検索メニュー画面

※PatFT／ Patents(登録公報)
※AppFT／ Applications(公開公報)

United States Patent and Trademark Office
An Agency of the Department of Commerce

Patent Full-Text Databases

PatFT: Patents
Full-Text from 1976

Quick Search
Advanced Search
Number Search

[View Full-Page Images](#)

[PatFT Help Files](#)
[PatFT Status, History](#)
[PatFT Database Contents](#)

[Report Problems](#)

AppFT: Applications
Published since March 2001

Quick Search
Advanced Search
Number Search

[View Full-Page Images](#)

[AppFT Help Files](#)
[AppFT Status, History](#)

[Report Problems](#)

[Notices & Policies](#)
[How to View Images](#)
[Assignment Database](#)
[Public PAIR](#)
[Searching by Class](#)
[Sequence Listings](#)
[Attorneys and Agents](#)

[Privacy Policy](#)

USPTO PATENT FULL-TEXT AND IMAGE DATABASE

[Home](#) [Quick](#) [Advanced](#) [Pat Num](#) [Help](#)
[View Cart](#)

Data current through January 17, 2012.

Query [\[Help\]](#)

Examples:
ttl/(tennis and (racquet or racket))
isd/1/8/2002 and motorcycle
in/newmar-julie

Select Years [\[Help\]](#)
1976 to present (full-text) [Search](#) [リセット](#)

Patents from 1790 through 1975 are searchable only by Issue Date, Patent Number, and Current US Classification. When searching for specific numbers in the Patent Number field, patent numbers must be seven characters in length, excluding commas, which are optional.

Field Code	Field Name	Field Code	Field Name
PN	Patent Number	IN	Inventor Name
ISD	Issue Date	IC	Inventor City
TTL	Title	IS	Inventor State
ABST	Abstract	ICN	Inventor Country
ACLM	Claim(s)	LREP	Attorney or Agent
SPEC	Description/Specification	AN	Assignee Name
CCL	Current US Classification	AC	Assignee City
ICL	International Classification	AS	Assignee State
APN	Application Serial Number	ACN	Assignee Country
APD	Application Date	EXP	Primary Examiner
PARN	Parent Case Information	EXA	Assistant Examiner
RLAP	Related US App. Data	REF	Referenced By
REIS	Reissue Data	FREF	Foreign References
PRIR	Foreign Priority	OREF	Other References
PCT	PCT Information	GOVT	Government Interest
APT	Application Type		

Advanced Search
テキスト検索

項目名 (Field Name) をクリックすると、入力方法の Help 頁が表示される

※公報発行日 (ISD／Issue Date) の範囲検索は可能

Quick Search
簡易検索

USPTO PATENT FULL-TEXT AND IMAGE DATABASE

Home Quick Advanced Pat Num Help

Data current through January 17, 2012.

Query [Help]

Term 1: in Field 1: All Fields

AND

Term 2: in Field 2:

Select years [Help]

1976 to present [full-text]

Patents from 1790 through 1975

When searching for specific numbers in the patent number field, the numbers must be seven characters in length, excluding commas, and the last character must be optional.

Issue Date, Patent Number, and Current US Classification

Patent numbers must be seven characters in length, excluding commas, and the last character must be optional.

Lightbulb icon: 【Title】で検索する場合には、Term2で【Patent Number】を選択し、「D」をキーワードにすれば意匠だけヒットします。

◆ Quick Search

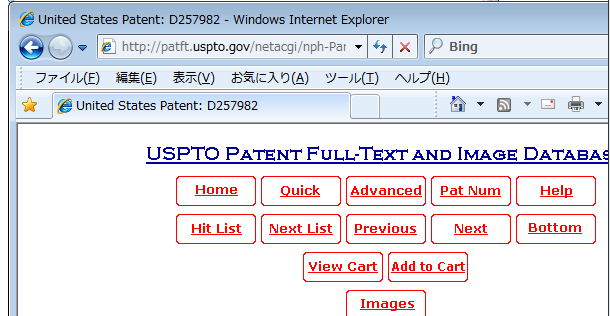
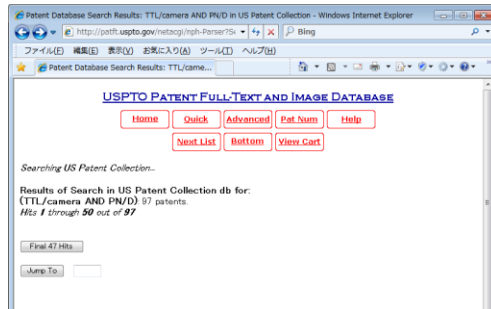
1. Term 1の検索キー(単語orフレーズ)を入力
 2. Field 1 のプルダウンメニューから検索キーワードの種類を選択
 3. Select yearsで年代を選択
 4. Searchボタンをクリック。
 5. 検索結果がリスト表示される。
 6. 文献番号をクリックすると、テキスト版が表示される。
- ※ TIFF画像版を表示する場合、上のImagesボタンをクリック。

ただし、画像版を見るには、以下のソフト(フリーウェア)が必要らしい。

AlternaTIFF: <http://www.alternatiff.com/> (tested: IE, Netscape, Opera)

interneTIFF: <http://www.internetiff.com/> (tested: IE, Netscape)

◆ ヒット表示画面



United States Patent
Maitani

Camera

Claims

The ornamental design for a camera, as shown and described.

Inventors: **Maitani; Yoshihisa** (Hachiogi, JP)
Assignee: **Olympus Optical Company, Ltd.** (Tokyo, JP)
Appl. No.: **05/963,333**
Filed: **November 24, 1978**

Foreign Application Priority Data

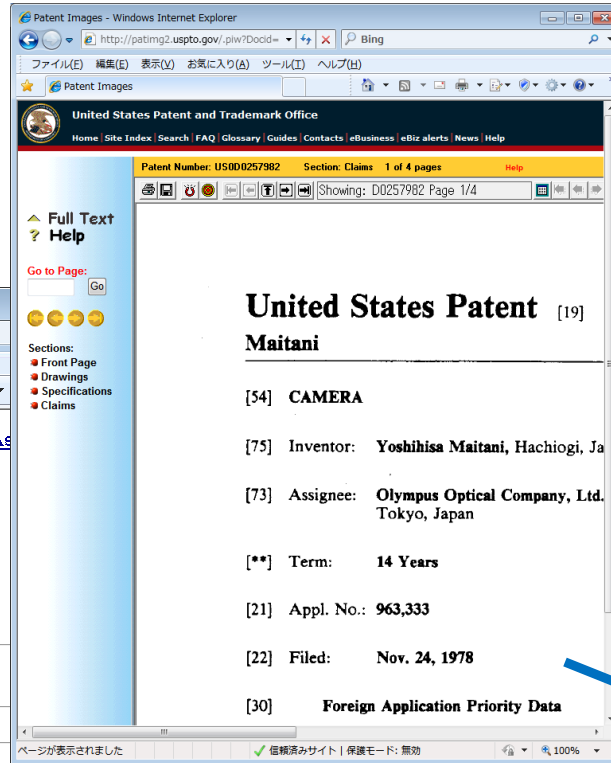
Jun 14, 1978 [JP]	53-24375
-------------------	----------

Current U.S. Class: **D16/212**
Current International Class: **D1601**
Field of Search: **D16/1-10 354/126,145,152,158,170,173,174,187,202,288**

References Cited [\[Referenced By\]](#)

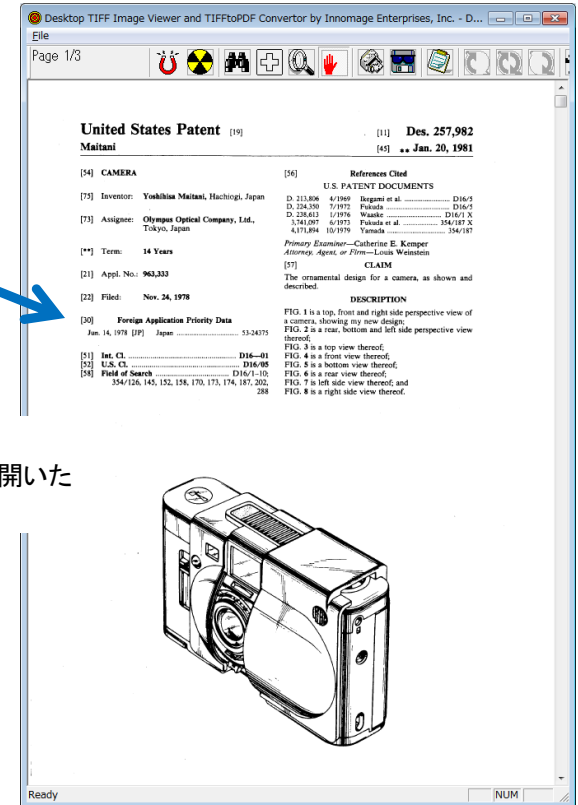
U.S. Patent Documents

D213806	April 1969	Ikegami et al.
D224350	July 1972	Fukuda
D238613	January 1976	Waaske



（“interneTIFF”のダウンロードによる画面）

上の画面では拡大率が調整できず。
デスクトップに一旦保存してからファイルを開いた
ところ、右画面のように閲覧できた。



24. 現行法の施行日

合衆国法典第35卷(35 U.S.C.)—特許
2005年8月8日改正

25. 条約への加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

④ ブラジル 編

特許庁HP <http://www.inpi.gov.br/>

1. 保護法域

産業財産法

「産業財産法」に、特許・意匠・商標(標章)が含まれる。
第2編(第94条～第121条)が意匠。

2. 機能に関する意匠の保護の可否

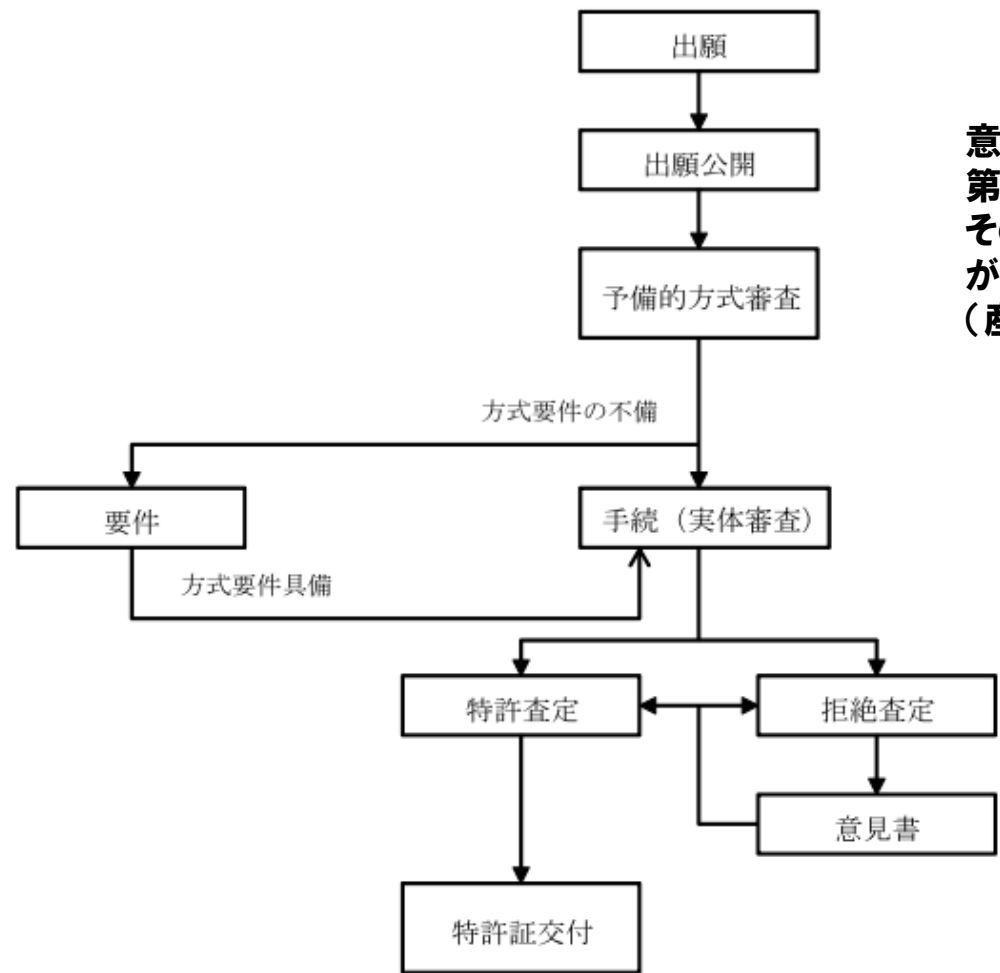
機能のみからなる形状は、保護の対象とならない。
スペアパーツも保護可能。

- 物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらす、工業生産のためのひな形にすることができるものは、意匠とみなされる。(産業財産法 第95条)
- 純芸術作品は、意匠とはみなされない。(産業財産法 第95条)
- 次に掲げるものは、意匠としての登録を受けることができない。
 - (I) 道徳及び善良の風俗に反するもの、又は他人の名誉若しくは印象を害するもの、又は良心、信条、信仰の自由を損い、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なうもの
 - (II) 対象物が通常又は一般に備える必然的な形状、又は技術的若しくは機能的配慮によって本質的に決定される形状

3. 画像意匠保護

画面の保護に関する規定はなく、登録例は存在するが、無審査のため登録の有効性については疑いがある。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



意匠登録出願が行われ、第 100 条、第 101 条及び第 104 条の規定が満たされている場合は、その出願は自動的に公告されるものとし、同時に登録が付与され、それに係わる登録証が交付される。
(産業財産法 第106条)

(模倣対策マニュアル 2011年3月版より)

(1) 出願～登録期間(登録証発行): 7～8ヶ月

(2) 権利期間: 出願日から25年

(出願から10年+5年毎に3回更新) (産業財産法 第108条)

5. 実体審査

なし(方式審査のみ)

＜参考：登録後に実体審査を求める制度＞

登録意匠の所有者は、登録存続期間中いつでも、**その登録対象の新規性及び独創性に関する審査を請求することができる。**

補項 INPI は、実体審査に関する見解書を発行するものとし、第 95 条から第 98 条までに規定した要件の内の少なくとも 1 が欠落していると結論付けるものである場合は、当該見解書を職権による登録無効手続の開始理由とすることができる。

(産業財産法 第111条)

6. 自発補正

自発補正に関する規定がなく、可否不明

7. 公知公用／刊行物記載

国内外公知、内外国刊行物公知

出願日前に、ブラジルまたは外国において、使用またはその他の手段によって公開されていないものでなければならない(産業財産法 第96条)

8. 新規性喪失の例外規定

期間: 180日
提出書類: 不要

出願日または優先日前180日以内に開示され、その開示が第12条(Ⅰ)～(Ⅲ)までに記載した事情の下で行われた場合は、新規性喪失の例外規定を受けることができる。(産業財産法 第96条)

- (Ⅰ)発明者(創作者)によるもの
 - (Ⅱ)INPI(国家産業財産権庁)が、発明者から取得した情報に基づきまたは発明者が行った行為の結果として、発明者の同意を得ることなくなされた特許出願を公開したことによるもの
 - (Ⅲ)第三者によるものであって、発明者から直接もしくは関節に取得した情報に基づきまたは発明者が行なった行為の結果として生じたもの
- (産業財産法 第12条)

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

7～8ヶ月程度／登録公報

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

出願人が出願時に請求したときは、出願日から180 日間秘密にすることができ、その後に処理が行われる。(産業財産法 第106条(1))

10. 早期審査
なし
11. 関連(類似)制度
併合出願可能(出願時) ・同一用途、類似の範囲(同一の顕著な識別性)を有する意匠 ・1出願の中に20まで 意匠登録出願は、単一の対象に係わるものとしなければならないが、当該対象については、複数の変異を認めるものとする。ただし、それらが同一用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に含める変異の数は、20を限度とする。(産業財産法 第104条)
12. 多意匠一出願
11. 参照
13. 部分意匠
なし
14. 異議申立
なし

15. 無効審判

あり(行政・司法)

利害関係:要

時期的条件:<行政> 登録から5年

<司法> 存続期間中

<行政上の無効手続>

登録が第 94 条から第 98 条までの規定に違反して付与されている場合は、行政的にその登録の無効を宣言するものとする。

(1) 無効手続は、第 111 条補項にいう場合を損うことなしに、**登録の付与日から 5 年の期間内に、職権により又は正当な利害関係を有する者からの請求**に基づいて、開始することができる。

(2) 無効手続の請求又は職権による開始は、その提出又は公告が登録付与日から60日以内に行われた場合は、登録付与の効力を停止させるものとする。

(産業財産法 第 113 条)

<司法上の無効手続>

第 56 条及び第 57 条の規定は、意匠についての司法上の無効手続に準用する。(産業財産法 第 118 条)



第 56 条

INPI 又は正当な利害関係を有する者は、特許存続期間中は何時でも、司法上の無効手続を提起することができる。

(1) 抗弁として、何時でも特許の無効を申し立てることができる。

(2) 裁判官は、相応の手続要件が満たされていることを条件として、予防的又は付随的措置として、特許の効力停止を命じることができる。

第 57 条

特許無効の司法手続は、連邦裁判所に提起しなければならず、INPI は、自らが原告でないときは、その訴訟に参加するものとする。

(1) 特許所有者である被告による応答期限は、60 日とする。

(2) 無効訴訟についての判決が確定したときは、INPI は第三者に告示するために公告するものとする。

16. 情報開示義務

なし

17. 第一国出願の制限

なし

18. 意匠の特徴記載

任意

19. 宣誓書等

必要書類: 委任状

公証認証: 不要

- (I) 願書
- (II) 該当する場合は, 明細書
- (III) 該当する場合は, クレーム
- (IV) 図面又は写真
- (V) 対象物の利用分野, 及び
- (VI) 出願手数料の納付証明書
- (VII) 委任状(出願日から60日以内)
- (VIII) 優先権証明書(出願日から90日以内)

(産業財産法 第101条)

20. 言語

ポルトガル語（産業財産法 第101条）

21. 図面様式

必須図面：六面図及び斜視図

図面の種類：線図、CG、写真可

図面の省略：可

- ・必須図面：三次元対象物の場合は常に斜視図を含めなければならない。（意匠規則11.4.1）
- ・断面図、使用状態参考図は原則不可

22. 優先権

あり

期間：6ヶ月

優先権証明書要

証明書の提出期限：出願日から90日以内（産業財産法 第16条、第99条）

<参考：翻訳文について>

「出願に関する識別情報を含む出願証明書又は同等の書類の自由翻訳文を添付しなければならない。」

「国内処理の開始日から60日以内」（産業財産法 第16条（2）（4））

「ブラジルにおいてされた出願が、原出願国からの書類に忠実に記載されている場合は、出願人は自由翻訳文に代え、その趣旨の陳述書を提出することができる。」（産業財産法 第16条（5））

23. IPDL検索

- ① URL: <http://www.inpi.gov.br/>
- ② ロカルノ分類検索: 可
- ③ 英語のキーワード検索: 不可
- ④ 結果表示: 書誌一覧(ポルトガル語)
- ⑤ 公報表示: なし。(基本的な書誌事項のみの表示、図面はなし)

「Desenho Industrial」→
「Busca」をクリック

「aqui」をクリック

画像に表示されている文字を
入力し、
「acessar」をクリック

ブラジル特許庁
HP: <http://www.inpi.gov.br/>より

INPI INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL

Quem Somos Serviços Eventos Cooperação Capacitação Concursos Legislação Licitações English Mapa

Busca

Busca - Desenho Industrial

Última atualização em Seg, 23 de Janeiro de 2012 15:34

Para acessar a busca de Desenho Industrial, clique [aqui](#)

INPI Instituto Nacional da Propriedade Industrial

Por favor, repita os caracteres acima:

Leia-me:

- Todos os documentos de patentes publicados a partir de 1º de agosto de 2006 estão disponíveis para consulta em sua forma integral.
- Os documentos publicados entre 1982 e 1999 também estão disponíveis para consulta. Entretanto, para este período, alguns documentos podem não estar disponíveis.
- A documentação digitalizada está hospedada no site do Escritório Europeu de Patentes.
- A digitalização de toda a documentação de patentes arquivada no INPI está sendo providenciada.
- Se os caracteres fornecidos na imagem repetirem a mesma palavra, constantemente, a página deve ser atualizada. [clique aqui](#)
- Se você digitou os caracteres fornecidos na imagem corretamente e não foi fornecido o acesso ao sistema, verifique o seu browser: [clique aqui](#)
- As informações aqui contidas não produzem efeitos legais. Somente a publicação na Revista da Propriedade Industrial (RPI) tem validade para a contagem de prazos.
- Por favor, ao terminar a sua pesquisa saia pelo link "Finalizar Sessão", de forma a liberar os recursos do sistema para outros pesquisadores.
- Página é melhor visualizada na resolução de vídeo 1024X 768. Este Site está em permanente evolução. Clique e mande sua sugestão para o webmaster@inpi.gov.br.
- A utilização dos cookies é necessária para o processamento de consultas. Para que a consulta seja realizada, o navegador do usuário deve estar habilitado para gravação dos cookies.

Compatível com: Internet Explorer 5.5+
Em adequação para: Netscape 6.2+
Mozilla 1.0+

◆ 検索画面

INPI
Instituto Nacional da Propriedade Industrial

GOVERNO FEDERAL
BRASIL
PAZ E JUSTIÇA SEM FOMEÇA

Consulta à Base de Dados do INPI

[Pesquisa Base Marcas | Pesquisa Base Patentes | Ajuda?]

» Consultar por: **Base Desenhos** | Pesquisa Avançada | Finalizar Sessão

Forneça abaixo as chaves de pesquisa desejadas. Evite o uso de frases ou palavras genéricas.

PESQUISA BÁSICA

Contém o número do Processo: Ex: DI64011320-0.

Contém: todas as palavras no Título

Ex: Sofá Cama.

Nº de Processos por Página: 20

番号検索

todas as palavras
a expressão exata
qualquer uma das palavras
a palavra aproximada

And,or,あいまい検索



Título
Nome do Depositante
Nome do Autor

名称、意匠権者、創作者
からの検索が可能

ブラジル特許庁HP:

<http://www.inpi.gov.br/> より

INPI
Instituto Nacional da Propriedade Industrial

GOVERNO FEDERAL
BRASIL
PAZ E JUSTIÇA SEM FOMEÇA

Consulta à Base de Dados do INPI

[Pesquisa Base Marcas | Pesquisa Base Patentes | Ajuda?]

» Consultar por: **Base Desenhos** | Pesquisa Básica | Finalizar Sessão

Forneça abaixo as chaves de pesquisa desejadas. Evite o uso de frases ou palavras genéricas.

PESQUISA AVANÇADA

(21) Nº do Pedido: Ex: DI6400754-5. 番号検索

(22) Data Depósito: a dd/mm/aaaa* Ex: 10/10/2001. 出願日

(31) Nº da Prioridade: Ex: 392.176 基礎出願番号

(32) Data da Prioridade: a dd/mm/aaaa* Ex: 10/10/2001 基礎出願の出願日

(33) País da Prioridade: « Clique e escolha » 基礎出願国

(52) Classificação: 分類(ロカルノ可)

(54) Título: 名称

(71/73) Nome do Depositante: Ex: petrobras or (petroleo and brasileiro) 出願人名

(72) Nome do Autor: Ex: João da Silva Comêa* 創作者名

Nº de Processos por Página: 20

◆ 検索結果

RESULTADO DA PESQUISA (25/01/2012 às 16:46:42)

Pesquisa por:

Todas as palavras: 'KOHLER no depositante' \Foram encontrados 198 processos que satisfazem à pesquisa. Mostrando página 1 de 10.

Processo	Depósito	Título
DI7102811-0	03/05/2011	CONFIGURAÇÃO APLICADA EM ACESSÓRIO SANITÁRIO
DI7102812-9	03/05/2011	CONFIGURAÇÃO APLICADA EM ACESSÓRIO SANITÁRIO
DI7102304-6	18/04/2011	CONFIGURAÇÃO APLICADA EM ACESSÓRIO SANITÁRIO
DI7005191-7	13/10/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A LAVATÓRIO
DI7005187-9	11/10/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A RESERVATÓRIO DE DESCARGA
DI7004900-9	30/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A CABEÇOTE DE CHUVEIRO
DI7004614-0	24/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A TORNEIRA
DI7004555-0	17/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A TORNEIRA
DI7004554-2	17/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A TORNEIRA
DI7004588-7	17/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A TORNEIRA
DI7004527-5	14/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A PAINEL DE CONTROLE
DI7004318-3	01/09/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A BANHEIRA
DI7004310-8	30/08/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A LAVATÓRIO
DI7004305-1	27/08/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A CHUVEIRO
DI7004281-0	23/08/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A BANHEIRA
DI7004282-9	23/08/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A BANHEIRA
DI7004269-1	20/08/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A BANHEIRA
DI7004261-6	19/08/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A BICA
DI7003643-8	27/07/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A CONTROLE DE ENCAMENAMENTO
DI7003222-0	30/06/2010	CONFIGURAÇÃO APLICADA A INSTALAÇÃO SANITÁRIA

Páginas de Resultados:

1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10-Próxima»



Consulta à Base de Dados do INPI

[Pesqu

» Consultar por: Base Desenhos | Finalizar Sessão

Registro de Desenho Industrial

(11) Nº do Pedido: DI7102395-0
 (22) Data do Depósito: 29/04/2011
 (54) Título: CONFIGURAÇÃO APLICADA EM MOTOCICLETA
 (73) Nome do Titular: HONDA MOTOR CO., LTD (JP)
 (72) Nome do Autor: Kenji Tako / Daisuke Takahashi
 (74) Nome do Procurador: Dannemann, Siemsen, Bigler & Ipanema Moreira

PUBLICAÇÕES

Despacho	Complemento do Despacho
2143	31/01/2012 39

Dados atualizados até 14/02/2012 - Nº da Revista: 2145

(11) 登録番号
 (22) 出願日
 (54) 名称
 (73) 権利者
 (72) 創作者
 (74) 代理人

ブラジル特許庁HP: <http://www.inpi.gov.br/>より

24. 現行法の施行日

1996年5月14日改正

1997年5月15日施行

25. 条約への加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

⑤ ロシア編

特許庁HP <http://www.rupto.ru/>

1. 保護法域

特許法に含まれる。ロシア特許法第Ⅰ章

特許法第3条(4)

意匠特許による法的保護の範囲は、当該物品の表示に示され、かつ、意匠の本質的特徴の一覧に記載された本質的特徴の総体により決定される。

特許法第Ⅱ章 第6条

工業的に又は職人により製造された物品の芸術的意匠による表示であって、当該物品の概観を定義するものは、意匠として保護する。

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

外部形状がもっぱら物品の技術的機能によって決定される物品である場合保護されない。

内部構造は保護されない。

物品の部品は、個別に販売することができる場合(例:自動車のタイヤ等)は保護対象)。

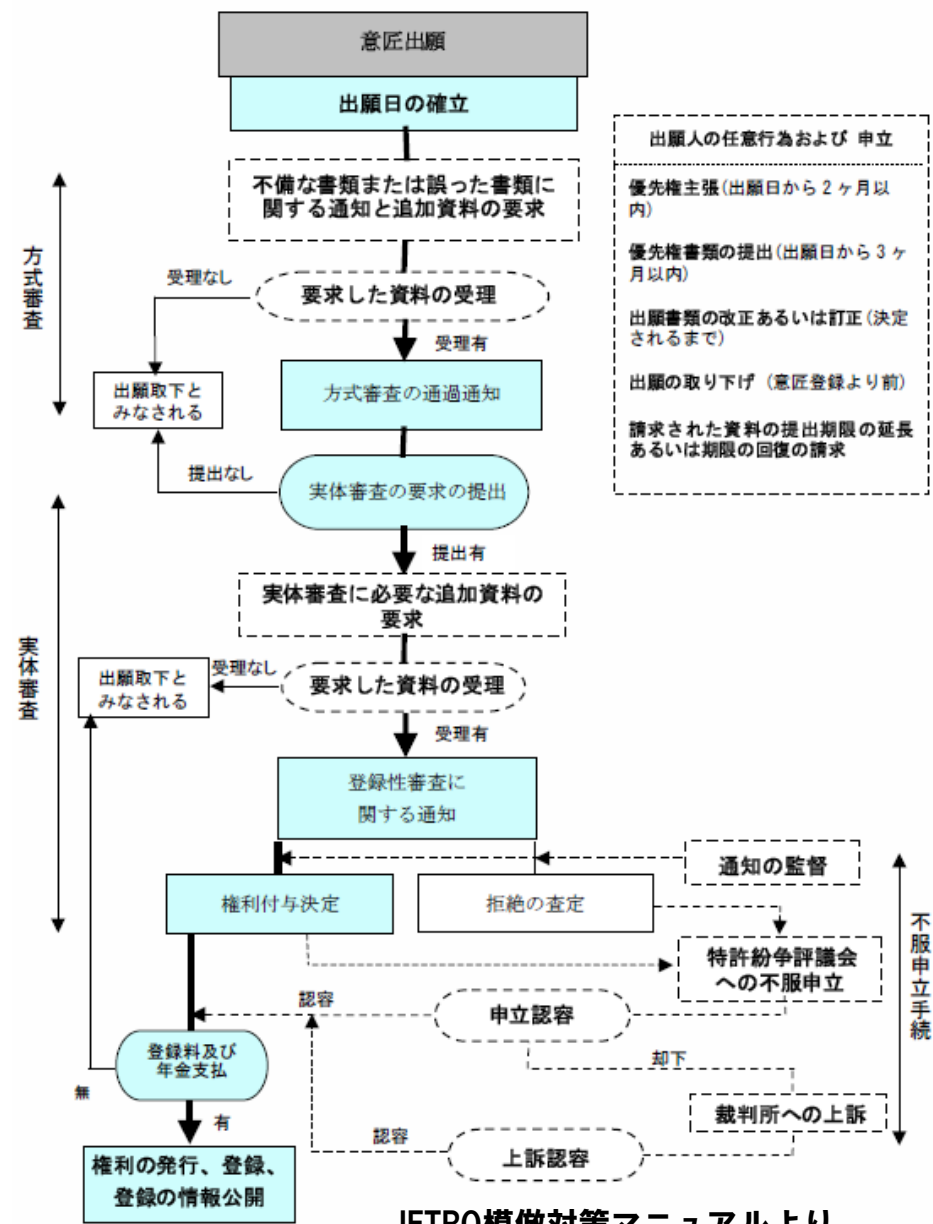
3. 画像意匠保護

・物品自体の有する機能であり物品自体又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものは保護対象。アイコン出願可(日本・韓国の画像デザイン同様、PCや、携帯電話等に附随した画像であること)

・部分意匠制度が無いため、画像部分のみで、日本の画像意匠の図面のような表示部周辺の筐体部分の記載は不要。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日

意匠出願手続きの流れ



- (1)出願～登録期間:平均6～12ヶ月
補正または拒絶理由通知がある場合、期間はそれに伴って延びる。
- (2)登録の起算日:登録料納付日
特許法 第26条
意匠の登録及び付与については、手数料を納付しなければならない。定められた手続きに則って当該手数料の納付を証明する書類を提出しない場合は、特許の登録及び付与は拒絶され、かつ、相応する出願は取下げられたものとみなされる。
- (3)権利期間:出願日から25年
(出願日から15年+10年延長可)
- (4)FA期間:約2ヶ月

5. 実体審査

あり(方式審査＋実体審査)

方式審査

意匠出願書類/登録性/意匠分類/単一性の要件/出願料

特許法第24条(1)

第18条(2)に基づいて要求されるすべての必要書類が提出されており、かつ、整っていることを確認する

実体審査

優先権/本質的特徴リストの検証/追加提出された資料が意匠の本質を変更するものであるかの検証/登録要件(新規性・創作性)

特許法第24条

方式審査の結果が望ましいものである場合は、第6条により要求される特許性審査を含む実体審査を行う。

6. 自発補正

登録査定確定まで

特許法 第20条

「特許の付与又はこの出願に基づく拒絶に関する決定の前に意匠の本質を変更することなしに意匠に係る出願書類において補正又は説明を行う権利を有する」

7. 公知公用／刊行物記載

・内外国公知／内外国刊行物公知

特許法第57条

意匠は、物品の表示において示されており、かつ、意匠の本質的特徴の一覧に記載されている本質的特徴全体が、その意匠の優先日前に世界の何れの場所においても、一般に利用可能な情報から知られていなかったときは、新規なものとみなす。

8. 新規性喪失の例外

グレースピリオド 期間6ヵ月以内

証明書: 不要

特許法第6条(1)

創作者、出願人、またはこれらの者から直接又は間接に情報を得た者によって行われ意匠の本質に関する情報を公開する内容のものである場合に当該意匠が当該情報開示から6ヶ月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に出願されたとき

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

出願から10～12ヶ月／登録公報

公表されるのは、意匠の見本と本質的特徴リスト。

特許法第6条

創作者が創作者として引用される権利を放棄しなかった場合の創作者の名称、特許所有者の名称、発明若しくは実用新案の名称及びクレーム又は意匠の本質的特徴及びその図表時も含めて特許付与についての情報を公報において公告する。

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

なし

公表を延期することは出来ないが、創作者に関する情報は、創作者が公表されることを拒否した場合、公表されない。

10. 早期審査
なし
11. 関連(類似)制度
併合出願可
同一デザインコンセプトなど
12. 多意匠一出願
なし
13. 部分意匠
なし

14. 異議申立

なし

15. 無効審判

あり

利害関係：不要

時期的条件：有効期間中いつでも

特許法第29条(1)

一部または全部について無効にすることができる

無効審判は「特許紛争評議会」にて開始され、裁判所に上訴できる／請求時期制限無し／上訴は3ヶ月内

16. 情報開示義務

なし

17. 第一国出願の制限

なし

18. 意匠の特徴記載事項

必要

記載内容:

- ・意匠の本質を開示するために必要な場合は物品の外観、
 - ・人間工学体系およびフローチャートを示す図面
- ※意匠に人間工学的な特徴がある場合にその説明のために提出される。
また、フローチャートは大きさや、比率を示して意匠の本質を明確にするのに用いられる。
尚、これらの図面については、公報には記載されない。
- ・クレームの詳細な説明／クレーム範囲を特定した特徴記載リスト

19. 宣誓書等

必要書類: 委任状

公証認証: 不要

特許法第18条(2)

20. 言語

言語: ロシア語(他言語の場合はロシア語訳必要)

特許法第15条(3)

意匠に係る特許の付与に係る出願は、ロシア語で行う。その出願書類は、ロシア語又は他の言語で提出することが出来る。

出願書類を他の言語により提出する場合は、出願書類のロシア語の翻訳文を添付しなければならない。

21. 図面様式

必須図面: 外観が十分且つ詳細に認識できる物品の1組の表示(六面図及び斜視図)

図面の種類: 写真、図面、CG

図面省略: 可能 ※同一又は対象の図面、重量物の下面

備考:

- ・提出可能な図: 拡大図、参考図(但し、その種類によっては公報に記載されない。
公報記載可能: 拡大図／公報記載不可: 断面図)
- ・認められない図: 使用状態図、影線、断面図

特許法第18条(2)

意匠見本は、意匠の詳細まで完全に認識できないほか、写真あるいは図面で構成しても良い。

図面の場合、点線は認められない。図面は白黒が望ましい。色彩が芸術的、構造的解決方法で重要な役割を担っている場合は、カラー見本を提出することが出来る。

22. 優先権

期間: 6ヶ月(出願人の責めに帰することができない理由による場合は、2月を超えない期間の延長が可能。特許法第19条(2))

証優先権証明書要

証明書の提出期限: 出願から3ヶ月以内

23. IPDL検索

無料検索は特許のみ

意匠は最新の公報のみ閲覧可、最新公報の書誌事項のみサーチ可能。

(意匠はロシア語頁のみ [URL:http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru](http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru)

結果表示:登録番号一覧表示から選択可。

公報形式表示有り(全図有り)

The image displays three overlapping screenshots of the FIPS (Federal Institute of Industrial Property) website. The top-left screenshot shows the 'Latest news' section with a list of recent updates. The middle-left screenshot shows the 'INFORMATIONAL RESOURCES' menu item circled in red, with a pink arrow pointing to a callout box. The bottom-right screenshot shows the 'Electronic bulletins - Industrial designs (in Russian)' page, with a red circle around the title and a pink arrow pointing to a callout box. The bottom-right screenshot also shows the 'Open Registers' and 'Electronic bulletins' sections, with a red circle around 'Industrial designs (in Russian)' and a blue arrow pointing to a callout box.

パブリックドキュメント(最近の公報)

英語のページはここまで

ロシア特許庁・英語ページ(IPDL)http://WWW1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_en/en/main/ より

公報(図面含む)の表示画面

СОДЕРЖАНИЕ

- ОФИЦИАЛЬНЫЕ СООБЩЕНИЯ
- FG4L ПРОМЫШЛЕННЫЕ ОБРАЗЦЫ**
- ИЗВЕЩЕНИЯ

РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ

(19) **RU** (11) **80614** (51) МКП0*01-01

(19) Дата регистрации: 16.01.2012
 (21) Номер заявки: 2011001126
 (22) Дата подачи заявки: 15.04.2011
 (24) Дата начала отсчета срока действия патента: 15.04.2011
 (43) Дата публикации: 16.01.2012

ФЕДЕРАЛЬНАЯ СЛУЖБА
ПО ИНТЕЛЛЕКТУАЛЬНОЙ СОБСТВЕННОСТИ

(12) СВЕДЕНИЯ О ПАТЕНТЕ НА ПРОМЫШЛЕННЫЙ ОБРАЗЕЦ

Изобретение:
 (32) Коммерческий образец:
 15.10.2010 US 29377,187 (в.ч. 1-3)
 (73) Патентообладатель:
 КРАФТ ФУДС ГЛОБАЛ БРЭНДС ЛПС (US)

(72) Автор:
 Ренда, Аугуста Кутелье (US);
 Теодор ДЖАНУТИС (US)

(74) Подготовитель патентообладателя:
 Березинская Е.А., пат. № 1081

Адрес для переписки:
 119910, Москва, Гоголевский бульвар, 11, 3-й
 этаж, Гуглинек Интернационал Ойе, Е.А. Березинской

(94) ПЕЧЕНЬЕ (3 варианта)
 (95) (71). Печенье (вариант 1).

RU 80614 S

権利状況

СОДЕРЖАНИЕ

- ОФИЦИАЛЬНЫЕ СООБЩЕНИЯ
- FG4L ПРОМ. ОБРАЗЦЫ
- ИЗВЕЩЕНИЯ

46435	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46436	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46437	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46438	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46439	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46440	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46441	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46442	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46443	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46444	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46445	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46446	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46447	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46448	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46449	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46450	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46451	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46452	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46453	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46454	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46455	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46456	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46457	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46458	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46459	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46460	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46461	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46462	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46463	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46464	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46465	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46466	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46467	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46468	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46469	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46470	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46471	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46472	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46473	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46474	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46475	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46476	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46477	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46478	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46479	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46480	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46481	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46482	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46483	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46484	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46485	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46486	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46487	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46488	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46489	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46490	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46491	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46492	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46493	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46494	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46495	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46496	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46497	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46498	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46499	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя
46500	Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя

РОССИЙСКАЯ ФЕДЕРАЦИЯ

(19) **RU** (11) **46435**

ФЕДЕРАЛЬНАЯ СЛУЖБА
ПО ИНТЕЛЛЕКТУАЛЬНОЙ СОБСТВЕННОСТИ

ИЗВЕЩЕНИЯ К ПАТЕНТУ НА ПРОМЫШЛЕННЫЙ ОБРАЗЕЦ

PD4L Изменение наименования, фамилии, имени, отчества патентообладателя

(73) Патентообладатель(и):
 Федеральное казначейное учреждение «Российская государственная пробирная палата при Министерстве финансов Российской Федерации» (RU)

Дата публикации: 16.01.2012

24. 現行法施行日

2003年3月11日施行

25. 条約への加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	加盟

⑥ 中国 編

特許庁HP <http://www.sipo.gov.cn/>

1. 保護法域

専利法

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

専利法第2条

工業への応用に適するということは、意匠は産業上で応用し、ロット生産を成すことができるものを言う。

美観に富むということは、意匠専利権の保護客体に該当するかを判断するときに、製品の機能上の特性又は技術的効果でなく、その外観で与えている視覚的印象に注目することをいう。

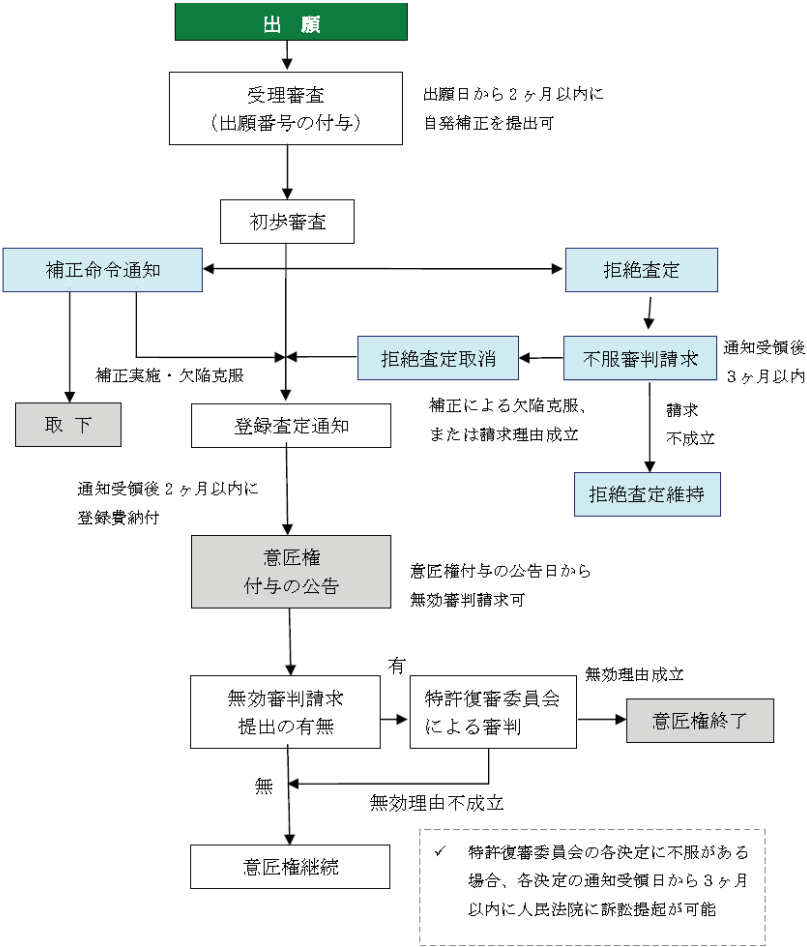
審査指南第1部分第3章7.3

※スペアパーツの保護可能

3. 画像意匠保護

画面の保護に関する規定はなく、登録例は存在するが、無審査のため登録の有効性については疑いがある。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



(1) 出願～登録期間：6ヶ月

(2) 登録の起算日：公告日
予備審査を行い、これを却下する理由がない場合、国務院専利行政部門が付与決定を下し、相応する特許証書を交付する。同時に登記して公告し、権利は公告日から有効となる。
専利法第40条

(3) 権利期間：出願日から10年
(年金で維持)**専利法第42条**

5. 実体審査

なし

初歩審査のみ
専利法第40条

6. 自発手続

可

出願日から2ヶ月以内
細則第51条

7. 公知公用／刊行物記載

国内公知
内外国刊行物公知
専利法第23条

8. 新規性喪失の例外規定

期間:6ヶ月

公開の条件が極めて限定的であり、実質、ほとんど活用できない。

条件: 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。

: 規定の学術会議、あるいは技術会議上で初めて発表された場合。

: 他社が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。

提出書類: 必要

専利法第24条

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

6～8ヶ月／登録公報

※単行本として提供される。

細則第11条

特許証書の交付と同時に登記して公告し、権利は公告日から有効となる。

専利法第40条

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

なし

10. 早期審査、優先審査

なし

11. 関連(類似)制度

類似意匠制度有り

条件: 同一または類似した設計特徴を備えるなど。

(10意匠までを1出願にまとめる事が出来る)

※中国専利の類似の範囲は、先行調査に基づいて判断されるのではなく、審査官の知識レベルなので、日本の類似の概念より狭い。

細則第35条

12. 多意匠一出願

11. 参照

13. 部分意匠

なし

14. 異議申立

なし

15. 無効審判

あり
国務院専利行政部門が特許権付与を公告した日から、いかなる部門又は個人が、当該特許権の付与が本法の関連規定に合致していないと認めた場合は特許再審委員会に当該特許権の無効を宣告するよう請求することができる。
専利法第45条

16. 情報開示義務

なし

17. 第一国出願の制限
なし
18. 意匠の特徴記載
必要 記載内容: 名称、用途、設計要点 影響度: 参酌される 細則第28条
19. 宣誓書等
必要書類: 委任状 公証認証: 不要 細則第15条

20. 言語

中国語
細則第3条

21. 図面様式

必要な図面(推奨図面): 6面図及び斜視図
図面の種類: 線図、CG、写真可
図面の省略: 可
細則第27条

22. 優先権

あり
期間: 出願から6ヶ月
優先権証明書要
証明書の提出期限: 出願から3ヶ月
専利法第三章第30条

23. IPDL検索

(1) URL: <http://www.sipo.gov.cn/zljs/>

(2) 分類検索: ロカルノ分類検索可

(3) 英語のキーワード検索: 不可。

※英語選択はできるが、意匠検索に対応していない。

(4) 結果表示: 書誌一覧表示(申請番号、名称)のみ

(5) 公報表示: なし。ただし全図確認は可能。

(6) 収録範囲: 1985年以降発行～

The screenshot shows the SIPO website's patent search page. The header includes the SIPO logo and navigation links in Chinese, English, and internal links. The main content area is divided into sections for '政务' (Administration), '服务' (Service), '互动' (Interaction), and '资讯' (Information). The '专利检索' (Patent Search) section is highlighted, and the '外观设计专利' (Design Patent) checkbox is circled in red. The search form includes fields for '申请(专利)号' (Application/ Patent No.), '名称' (Title), '摘要' (Abstract), '公开(公告)日' (Publication/ Announcement Date), '分类号' (Classification No.), '主分类号' (Main Classification No.), '申请(专利权)人' (Applicant/ Patent Holder), '地址' (Address), '国际公布' (International Publication), '颁证日' (Grant Date), '专利代理机构' (Patent Agency), '代理人' (Agent), and '优先权' (Priority).

・意匠検索では、最初に「外观设计专利」に☑を入れる。

・各検索項目にカーソルを合わせると入力方法についてのヘルプが表示される。

SIPO 中华人民共和国国家知识产权局
STATE INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE OF P.R.C.

[中文简体](#)
[中文繁体](#)
[ENGLISH](#)
[内部链接](#)

政务
[概况](#)
[信息公开](#)
[新闻发布](#)
[专利代理管理](#)
[政策法规](#)
[国际合作](#)
[专利管理](#)
[执法维权](#)

服务
[专利申请指南](#)
[统计信息](#)
[文献服务](#)
[图书期刊](#)
[信息产品](#)
[知识产权报电子版](#)

互动
[在线访谈](#)
[调查问卷](#)
[图文直播](#)
[咨询台](#)
[局长信箱](#)
[视频点播](#)
[教育培训](#)

资讯
[要闻](#)
[媒体聚焦](#)
[动态信息](#)
[案件报道](#)
[言论](#)

专利申请指南
[申请](#)
[审查](#)
[授权](#)
[前](#)
[中](#)
[后](#)

专利检索

专利检索 > 您现在的位置: 首页>专利检索
 * 外观设计专利 (1830)条

序号	申请号	专利名称
1	02327905.2	搅拌机
2	02328755.0	液压自动压砖机 (YP5000型)
3	01359228.9	推土机仪表箱
4	01322303.8	车载式“双滚筒混凝土搅拌机”
5	02311482.7	C型阳成型机
6	02338214.7	铲斗控制箱

中华人民共和国国家知识产权局
外观设计图

【申请号】 02327905.2
 【申请日】 2002.06.08
 【名称】 搅拌机
 【公开(公告)号】 CN3270894
 【公开(公告)日】 2003.01.01
 【主分类号】 15-04
 【分案申请号】
 【分类号】 15-04
 【摘要】
 【附图】
 【优先权】
 【申请(专利权)人】 李行
 【地址】 321300浙江省永康市长城工业园区浙江教学实业公司
 【发明(设计)人】 李行
 【国际申请】
 【国际公布】
 【进入国家日期】
 【专利代理机构】 浙江利隆专利事务所
 【代理人】 吴伟航
 【摘要】 后视图与主视图对称,省略后视图。

俯视图

立体图

仰视图

右视图

主视图

左视图

[首页](#)
[上页](#)
[下页](#)
[放大](#)
 共 6 张外观设计图

注意事项
 1. 点击每幅图片, 可以浏览图片的大图。
 2. 用鼠标右键点击每幅图片, 可以进行图片的打印和保存。

[联系我们](#)
[网站地图](#)
[隐私声明](#)
[网站建设](#)
[信息统计](#)
[网站支持单位](#)

中国国家知识产权局(SIPO) <http://www.sipo.gov.cn/zljs/> より

24. 現行法の施行日

2009年10月01日

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	加盟

⑦ インド 編

特許庁HP <http://www.ipindia.nic.in/>

1. 保護法域

意匠法(2000年制定)。

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

構造の態様若しくは原理、又は実質的に単なる機械装置であるものを含まない

意匠法第2条

部品意匠についての規定はないが、判例で、「製造して個別に販売することができる」構成部品に関しては登録性を認めるべきであるとされている。当該部分が個別に製造、販売することができなければ、登録要件を満たさないと解釈される。(代理人情報)

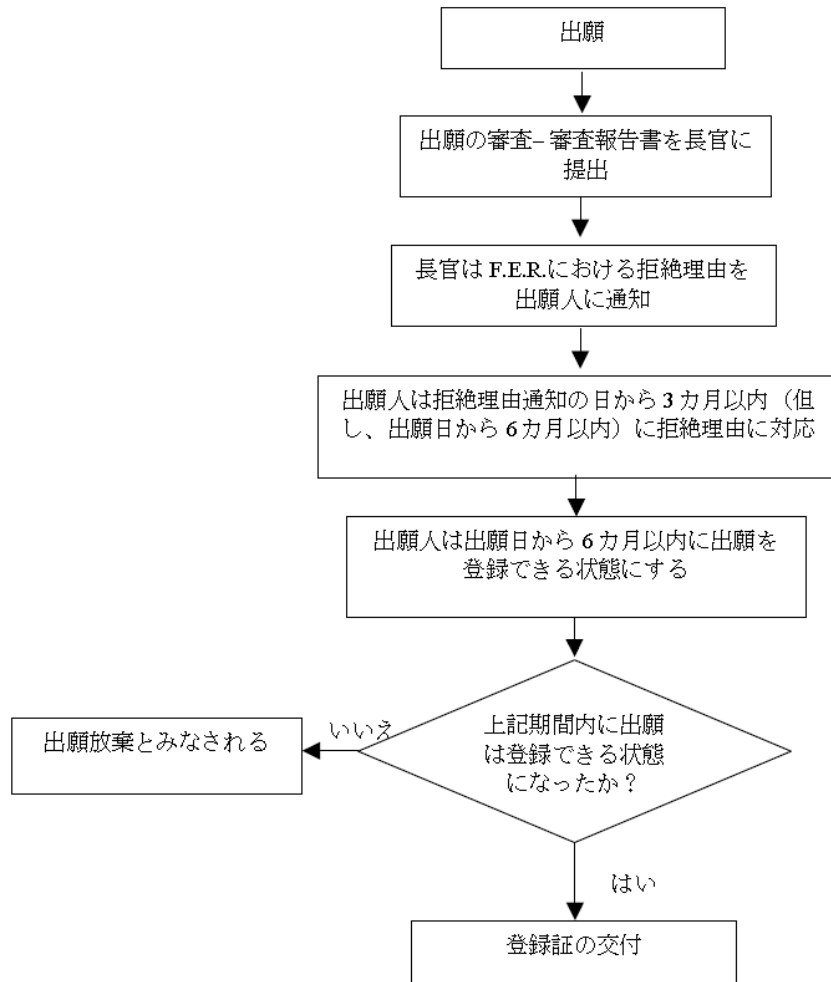
3. 画像意匠

規定はないが、登録例は存在する。

部分意匠が認められていること及び、実体審査が行われているので登録の有効性はおそらく有ると思われるが、「画面」として認められているのかは不明。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日

8. 意匠登録のフローチャート



<JETRO模倣対策マニュアルより>

(1) 出願～登録までの期間:通常6～8ヶ月

(2) 登録日の起算日:規定見当たらず

(3) 権利期間:出願日から10年、
5年の更新可能
(最長15年)
意匠法第11条

5. 実体審査

あり

新規性、公益的拒絶理由、公知意匠の組み合わせとの相違等について審査を行う。

審査請求は不要

意匠法第5条

＜参考＞

・OA応答期間は、命令が発せられた日から3月以内。但し出願日から6ヶ月を超えない・拒絶対応。拒絶査定に対しては3ヶ月以内に高等裁判所へ不服申し立てができる。不服申立できる審判部はない。

意匠法5条(4)、意匠法施行規則第18条

・出願人の怠慢又は懈怠により、出願日から6ヶ月又は施行規則18の延長期間(3ヶ月)内に登録することができなかった出願については、放棄されたものとみなす。

意匠法施行規則第21条

6. 自発補正

可

施行規則に、“法による特別規定が一切ない書類については、補正することができ、また、長官の見解として何人の権利も害することなく取り除くことができる手続上の不備については、長官が適切と認めるときは、長官が指令する条件に従い訂正することができる”とある。

意匠法施行規則第46条

期間：規定は見当たらず。

7. 公知、公用、刊行物

内外国刊行物公知

インド又は他の国において出願日、該当する場合には優先権主張日以前に有体物で公表されるか、又は使用されるか、そのほかの方法によって公衆に開示された意匠（絶対新規性）
意匠法第4条

8. 新規性喪失の例外適用

期間: 6ヶ月

意匠又は物品を最初に展示した日、又は意匠を記載したものを最初に刊行した日から6月以内に、意匠登録出願をする必要がある。
意匠法第21条

公開の条件が極めて限定的であり、実質、ほとんど活用できない。

意匠登録出願の日より前に、意匠又は意匠が適用される物品が、インド中央政府により公報に通知した産業又は国際博覧会に展示され、もしくは意匠を記載したものが博覧会の開催中又は開催後に刊行され、又は、かかる展示ないし刊行が権利者の同意無く第三者によって何れかの場所でなされた場合には、かかる展示ないし刊行は、意匠登録の妨げとならない。
意匠法第21条

提出書類: 必要

意匠又は物品を展示する者、又は意匠を記載したものを刊行する者は、意匠庁長官 (Controller of Design) に予め通知する必要がある。
意匠法第21条

9-1. 意匠が公開されるタイミング / 発行形態
出願から6～8ヶ月後 / 発行形態:登録公報
9-2. 秘密制度 / 公告繰延べ
なし
10. 早期審査
なし

11. 関連(類似)制度

なし

12. 多意匠一出願

なし

<参考>

組物はある(「組物」とは、同一の一般的特性を有し、通常一緒に販売されており、又は一緒に使用されることを意図した多数の物品であって、その特性を変更するのに十分でないか又は実質的にその同一性に影響を及ぼさない変更態様を有するか否かを問わず、全て同一の意匠を有するものを意味する。)

意匠法施行規則第2条

13. 部分意匠

あり

記載方法:破線と実線

<参考>

2011年より審査基準に反映。但し、制度として浸透していない旨の代理人コメントあり

14. 異議申立
なし
15. 無効審判
あり
利害関係:要 時期:いつでも可 意匠法第19 条 (1) 利害関係人は、次に掲げる理由に基づき、意匠の登録後いつでも、意匠登録の取消申請 を長官に提出することができる。すなわち、(a) 当該意匠が先にインドで登録されている。又は (b) 当該意匠が登録日前にインド又は何れかの外国で公開されている。又は (c) 当該意匠が新規性又は創作性のある意匠ではない。又は (d) 当該意匠が本法によれば登録可能ではない。又は (e) 当該意匠が第 2 条 (d) で定義した意匠ではない。(2) 本条に基づく長官の命令に対しては高等裁判所に上訴し、長官は、いつでも当該取消申 9 請を高等裁判所に付託することができ、高等裁判所は、このように付託された申請について 決定しなければならない。
16. 情報開示義務
なし
17. 第一国出願の制限
なし(参考:特許は、第39条に、インド国内の居住者が外国出願をするには、事前にインド特許意匠商標総局長官の許可書が必要との規定あり。)

18. 意匠の特徴記載

任意

記載内容: 意匠が新規であることについての簡単な陳述 (Statement of novelty)

影響度: 参考情報

出願人が自主的に又は登録官が求める場合、図面上で意匠の新規な特徴点を記載することができる
意匠法施行規則第12条

19. 宣誓書等

必要書類: 物品の原材料の説明書が場合により要 (登録官が求める場合、物品の素材・使用目的を記載する)
: 委任状 (出願後の提出も可能)

公証認証不要

20. 言語

英語またはヒンディー語

21. 図面様式

必須図面（推奨図）：6面図（必須）と斜視図（推奨）

図面の種類：線図、CG、写真可（4セット）。見本、ひな形でも提出可能。

図面の省略：可

断面図、使用状態参考図は不可。色彩をクレームする場合は鮮明な写真が必要。意匠の要部でない文字、数字は図面から要削除。

22. 優先権

あり

期間: 6ヶ月

優先権証明書: 要

証明書の提出期間: 出願から3カ月以内

意匠法第44条

規則15 意匠登録の相互主義出願

23. IPDL検索

IPDL検索不可(各代理人で独自のDBを作成・使用。2003年以前は公報発行されてないため、特許庁から登録証を取寄せてのリサーチ)

24. 現行法の施行日

2000年法律第16号改正 2001年5月11日施行

25. 条約への加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	加盟

⑧ マレーシア 編

特許庁HP <https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>

1. 保護法域

意匠法

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能に関連する意匠の保護は可能だが、must-match(いわゆるスペアパーツ)の場合は保護されない。

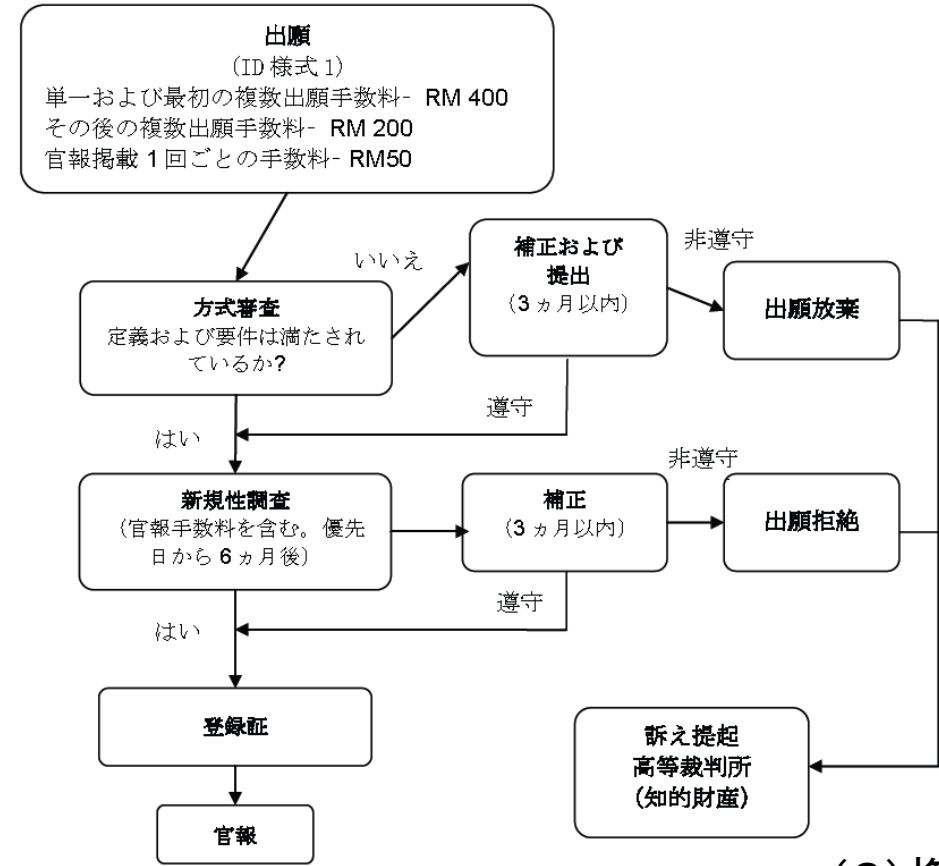
「意匠」とは、工業的方法又は手段により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成した物品において視覚に訴え、視覚によって判断されるものをいう。

「意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの」は含まれない 意匠法第3条(1)(b)(ii)

3. 画像意匠保護

画面の保護に関する規定はなく、無審査のため登録例は存在するが、登録の有効性については疑いがある。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



JETRO 模倣対策マニュアルより

(1) 出願～登録期間: 12ヶ月

(2) 登録の起算日: 出願日
意匠法第22条

(3) 権利期間: 出願日又は優先日から15年、
(出願日から5年+5年毎に2回更新。)
意匠法第25条

5. 実体審査（特許庁による審査義務）

なし

※方式審査

意匠法第21条
規則19方式要件及び審査

6. 自発補正

可（登録まで）
意匠法第19条

7. 公知公用／刊行物記載

国内公知

期間: 6ヶ月

公開の条件が極めて限定的であり、実質、ほとんど活用できない。

条件: 公認の博覧会への展示

: 他人の不法行為

第12条 (3)

提出書類要

出願人が、関連の先の開示につき、出願人の意匠が新規性を有するか否かの決定上本法第12条 (3) に基づいて無視して差し支えない可能性のある事実を出願時に承知している場合は、出願人は出願に伴う陳述書において当該事実を陳述するか、又は、書面で可及的速やかに登録官に通知し当該関連事実を伝えるかするものとする。規則13

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

10～12ヶ月／登録公報

官報による公告: 登録官は、次に掲げる事項を官報に公告させる。

- (a) 意匠が登録された旨の通知
- (b) 登録所有者の名称及び宛先、及び
- (c) 意匠を構成し又は意匠に係るその他の事項で、登録官の意見では公告することが望ましいもの

意匠法第22条

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

なし

10. 早期審査、優先審査

なし

11. 関連(類似)制度（互いに類似する意匠を関連付けて出願する制度の有無）
なし
12. 多意匠一出願（類似性は関係なく、多意匠を含める出願）
あり 条件：同一口カルノ分類 件数の制限： 不明 一部放棄： 可 意匠法第15条
13. 部分意匠
なし

14. 異議申立

なし

15. 無効審判

あり

利害関係： 不要

時期的要件：いつでも可

意匠法第32条

16. 情報開示義務

なし

17. 第一国出願の制限

なし

18. 意匠の特徴記載

- | | |
|----------|--------------|
| (1) 要否 | 任意 |
| (2) 記載内容 | 物品の説明/原材料の記載 |
| (3) 影響度 | 不明 |

19. 宣誓書等

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 要否 | 要 |
| (2) 書類 | 委任状 |
| (3) 公証認証が必要か？ | 不要 |

20. 言語

マレー語／英語
規則6

21. 図面様式

(1) 必要な図面(推奨図面)	6面図及び斜視図
(2) 図面の種類	線図、CG、写真可
(3) 図面の省略	可

規則10

22. 優先権

(1) 有無	有
(2) 申請タイミング	出願から6ヶ月
(3) 証明書要否	要
(4) 証明書の提出期限	登録官による請求から3ヶ月/翻訳6ヶ月

意匠法第17条

23. IPDL検索

- (1) URL: <https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>
- (2) 分類検索: ロカルノ分類検索可
- (3) 英語のキーワード検索: 有り
- (4) 結果表示: 書誌一覧他有り
- (5) 公報表示: なし。代表図のサムネイル表示のみ。
- (6) 収録範囲: 1988年出願以降

The screenshot displays the MYIPO IP Online Search and Filing System interface. The top navigation bar includes links for HOME, VBODL WABO, BEZONSC2, IB VVWVEME22, IBIC, MEM2 # EAKL2, LVO, CTIEML CHIVLEB, COMLVCL B2, and ZILE NVV. The main content area features a sidebar with 'LATEST NEWS' and 'SERVICES' (PATENT, TRADE MARK, INDUSTRIAL DESIGN, GEOGRAPHICAL INDICATIONS, COPYRIGHT, IC LAYOUT DESIGNS). The central area shows 'IP ONLINE SEARCH' and 'IP ONLINE FILING' links, both circled in red. Below these are links for E-STATUS (Check Application), E-STATUS (Expedited Examination), and E-GAZETTE. A red arrow points from the 'IP ONLINE SEARCH' link to the 'Industrial Design' tab in the search interface. The 'Industrial Design' tab is also circled in red. The search interface includes a 'General Search' tab, which is selected and circled in red. The search form includes fields for Keyword 1, Keyword 2, and Keyword 3, with a 'Search' button and a 'Reset' button.

Industrial Designs - Search

Total of 21176 application(s) found from MYIPO source. [General Guide](#)

General Search
Search
Special Search
Basket
Report

Boolean Search
☐ OR ☒ AND

Enter your query in the box below. Each term will be highlighted with the respective color.

Keyword 1  

Keyword 2  

Keyword 3  

Search Reset

<< < > >>
 Page No : 1
 Sorting : Relevancy DESCENDING
 Restore to Default

Applications/Designs Pending

Application No	Article/ Product Name	Class	Legal Status	Relevancy	Basket
10-00193-0101	MOBILE PHONE	14-03	ABANDONED	Relevancy: 100%	☐
08-00347-0404	MOBILE PHONE	14-03	ABANDONED	Relevancy: 100%	☐
08-00346-0304	MOBILE PHONE	14-03	ABANDONED	Relevancy: 100%	☐
08-00345-0204	MOBILE PHONE	14-03	ABANDONED	Relevancy: 100%	☐
08-00344-0104	MOBILE PHONE	14-03	ABANDONED	Relevancy: 100%	☐
11-00805-0202	MOBILE PHONE (OPENED VERSION)	14-03	FORMALITY (S&E)	Relevancy: 100%	☐
11-00804-0102	MOBILE PHONE (CLOSED VERSION)	14-03	FORMALITY (S&E)	Relevancy: 100%	☐
11-00662-0202	MOBILE PHONE (OPENED)	14-03	FORMALITY (S&E)	Relevancy: 100%	☐
11-00661-0102	MOBILE PHONE (CLOSED)	14-03	FORMALITY (S&E)	Relevancy: 100%	☐
11-01456-0101	MOBILE PHONE	14-03	PENDING (FORMALITY)	Relevancy: 100%	☐

<< < > >>
 Back to Search Refine Search
 Folders Dr Zamzuri Save Basket View Basket

First Page Details

Application/Registration No : 10-00193-0101

General Info : STATUS [ABANDONED]

Article/Product Name : **MOBILE PHONE**

Date of Application/Filing : 18/02/2010

Date of Expiry :

Date of Revocation :

Class : 14-03

Association : -

Address of Service : C/O PETER HUANG & RICHARD368-3-1 & 2 BELLISA ROW,JALAN BURMA,JALAN BURMA,10350PULAU PINANG

Agent Info : HELEN HUANG

Applicant Info : NTT DOCOMO, INC

Date of Gazette : -

Date of Renewal : -

Date of Withdrawn/Abandoned : - / 21/09/2011

Divisional : -

24. 現行法の施行日

2003年3月3日

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

⑨ インドネシア編

特許庁HP <http://www.dgip.go.id/>

1. 保護法域

意匠法(産業意匠法)

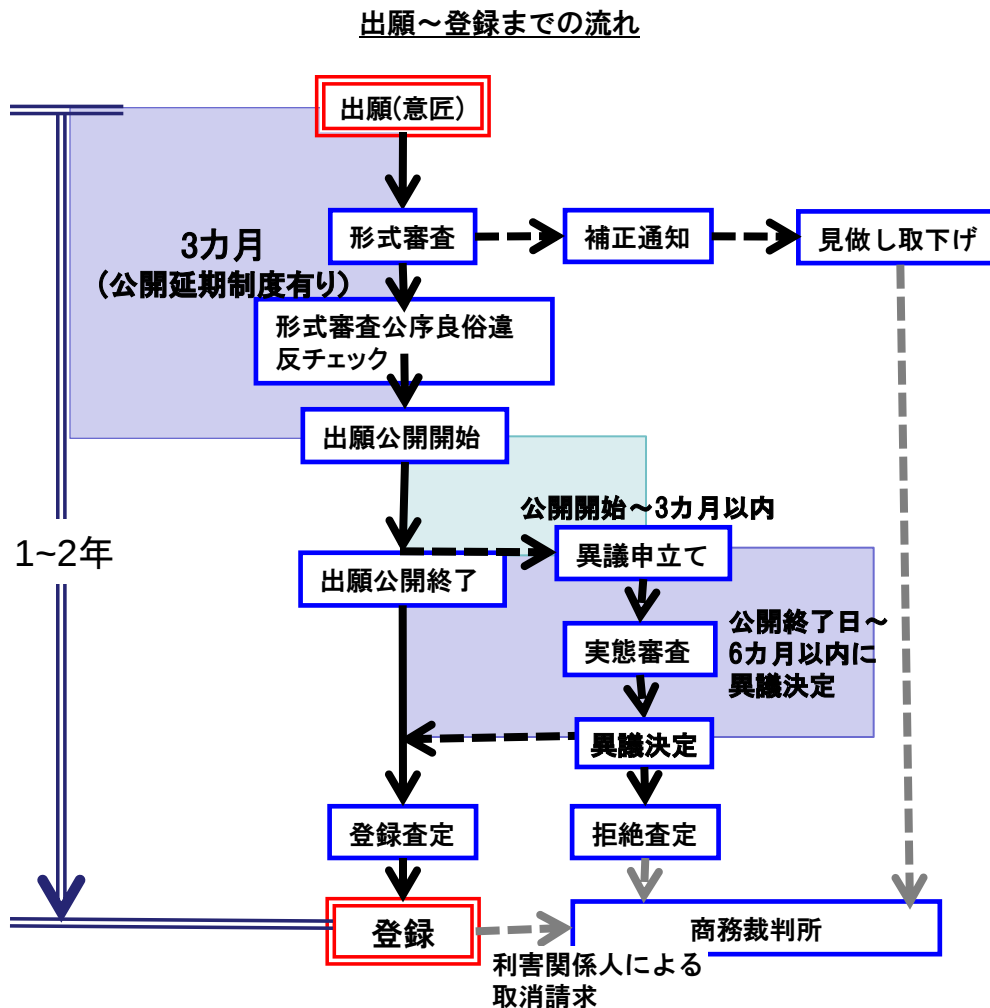
2. 機能に関連する意匠の保護の可否

特に制限する規定はない。

3. 画像意匠保護

画面の保護に関する規定はなく、登録例は存在するが、登録の有効性については疑いがある。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



- (1) 出願～登録期間: 1～2年程度
(2) 登録の起算日: 意匠公報発行日?

産業意匠登録証は、公開終了日から30 日以内に発行される（公開の終了日まで異議申立がなかったとき）産業意匠法第29 条

「保護の開始日は産業意匠原簿及び産業意匠公報に記録される。」産業意匠法 第5条2項

- (3) 権利期間: 出願日から10年
産業意匠法 第5条

※ 出願料には登録までの費用が含まれており、登録料の納付はない。

5. 実体審査

なし(方式審査のみ)

※規定上は、異議申し立てがあった場合に実体審査が行われることになっているが、現在、異議申し立ての有無にかかわらず全ての出願について、公告後に実体審査(新規性の有無)が行われる運用となっている。

6. 自発補正

自発補正についての規定が見当たらず、不可と思われる。

不備通知についての規定は、以下の通り。

(1) 第11条、第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条に規定する出願の要件を満たさないとき、総局は出願人又は代理人に対して、当該不備がその通知の発送日から3ヶ月以内に満たされるように通知する。

(2) 第1項に規定する期限は、出願人の要請に基づいて最大1ヶ月延長できる。

産業意匠法第19条

国内外公知

産業意匠法第2条

(3) (2)の規定における事前の公表とは、次の日以前、インドネシアの国内又は国外で公開又は使用されたことを意味する。

8. 新規性喪失の例外規定

期間: 6ヶ月

公開の条件が極めて限定的であり、実質、ほとんど活用できない。

条件: インドネシア国内外の公式又は公式とみなされる国内又は国際博覧会での展示
: 教育、研究、開発目的の、創作者による試験的な国内での使用

産業意匠法第3条

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

出願から3～6ヶ月（方式審査を通った後）／公開公報（登録公報は発行されない。）

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

公告繰り延べ制度あり。

期間：出願日又は優先日から12ヶ月

請求時期：出願時

「(4) 出願時に出願人は書面により公開の延期を申請することができる。

(5) 第4 項の公開の延期は、出願受領日又は優先日から12ヶ月を超えることができない。」

産業意匠法第25条

10. 早期審査

なし

特許は、協定（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定）に、「審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度」の規定があるが、意匠は対象にはなっていない。

その代り、上申書を提出して早期の審査をお願いすることが可能との情報もある。

11. 関連(類似)制度(互いに類似する意匠を関連付けて出願する制度の有無)

併合出願可能

「ひとつの出願で申請できるのは、以下の産業意匠である。

(a) ひとつの産業意匠

(b) 複数の産業意匠であって、産業意匠の単一性を有するか同一の分類に属するもの」

産業意匠法第13条

12. 多意匠一出願(類似性は関係なく、複数意匠を一括で出願可能な制度の有無)

11. 参照

13. 部分意匠

あり

意匠法条文には明確な部分意匠制度に関する規定はないが、
実務上は実線と破線により区別する方法で出願された意匠は受理し、登録される。

なお、日本とインドネシア間における協定(「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」第113条第3,第4項)では、部分意匠に関して取り決めがされている。

14. 異議申立

あり

- ・誰でも申し立て可能
- ・公開開始日以降～3ヶ月以内
- ・異議の申立があったとき、審査官による実体審査が行われる。(現在は、運用で、異議申し立てがなくても全件実態審査を行っている。)

産業意匠法第26条

15. 無効審判

意匠法上の制度としては無いが、裁判所に無効を提訴することが出来る。
利害関係の有無は問わず、何時でも可能。

16. 情報開示義務

なし

17. 第一国出願の制限
なし
18. 意匠の特徴記載
不要
19. 宣誓書等
必要書類:委任状、宣誓書、譲渡証 公証認証:不要
20. 言語
インドネシア語

21. 図面様式

必須図面：6面図及び斜視図（多意匠一出願の場合、意匠毎にこれらの図面が必要）

図面の種類：写真も可。

見本、ひな形は、図面（写真）と共に提出する場合以外は提出できない。

図面の省略：可。

22. 優先権

あり

期 間：出願から6ヶ月以内。

優先権証明書要

証明書の提出期間：優先権を伴う出願の期限の最終日から3ヶ月以内に提出。

（インドネシア語訳必要）。

産業意匠法第16条第1項、2項

23. IPDL検索

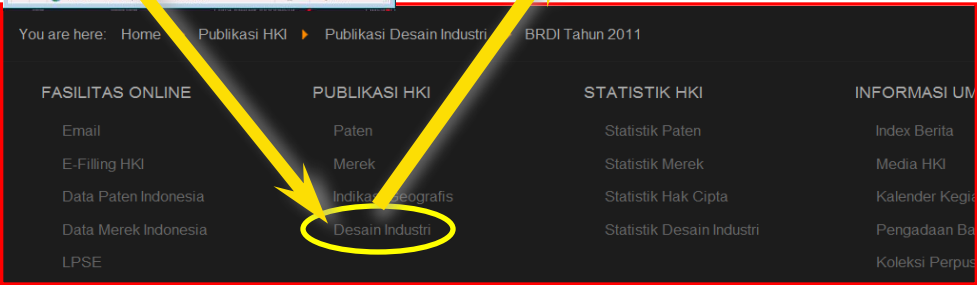
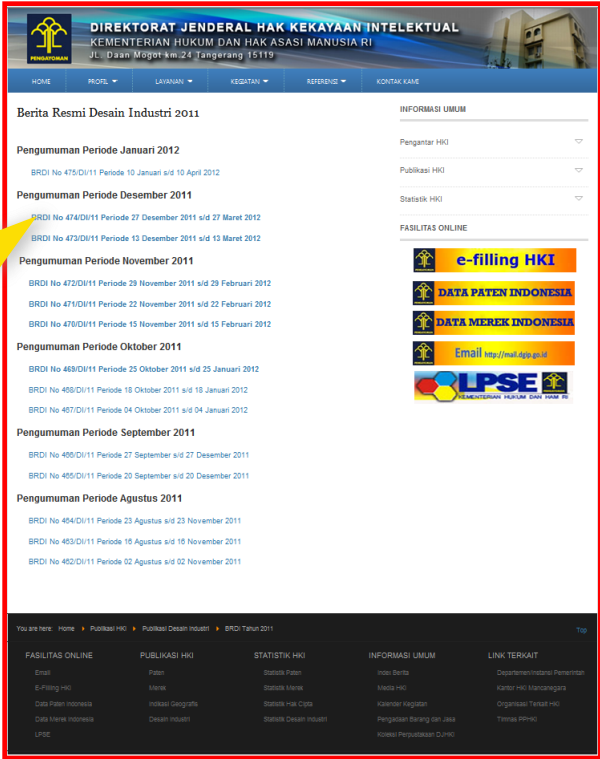
現在、意匠に関する検索ツールはない。(商標と特許は検索ツールあり)。
出願公開中の意匠のみ閲覧可能。(2012.1.20現)

官報の公開頁

「第4 条及び第11 条に規定する要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から3 月以内に公開される。」産業意匠法第25条



インドネシア特許庁のサイトから、
下段メニュー
【PUBLIKASIHKI⇒[Desain Industri]】
の文字を選択すると、
【Berita くまます。
一覧の文字をクリックすると、公告公報
が閲覧できる。



インドネシア特許庁 <http://www.dgi.go.id/>画面より

官報

Berita Resmi Desain Industri (2011より)

BRDI No 462/DI/11 Periode 02 Agustus s/d 02 November 2011

(22) 14 Maret 2011 (21) A00201100769

(71) TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA, 1, Toyota-cho, Toyota-shi Aichi-ken, 471-8571, Japan - (86) - - (87) - - (88) - - (74) Ir. MIGNI MYRIASANDRA, SH, MIR MSEL, Kantor Taman A-9 Unit A6 & A7 Jalan Mega Kuningan, Kuningan, Jakarta 12950 - (72) Shutsaku KODAMA (Jepang), Nicdas HOGIOS (Australia), Peter HUTCHINSON (Australia), Hirofumi HOKAO (Jepang) - (28) 1 - (54) MOBIL - (51) 12-06 - (81) - (31) - (32) - (33) - (57) Bentuk dan Konfigurasi



Periode 02 Agustus 2011 s/d 02 November 2011
Nomor Publikasi : 462/DI/11

Departemen Hukum dan Hak Asasi Manusia RI
Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual, Jl. Daan Mogot KM 24, Tangerang - 15119
Tel. 62-21-5525388, 5524839 ext. (501), direct 5524993, Fax. 62-21-5525366, 5524993
website : www.dgip.go.id, e-mail : dircopy@dgip.go.id

BRDI No 470/DI/11 Periode 15 November 2011 s/d 15 Februari 2012

(22) 27 April 2011 (21) A00201101213

(71) BRITISH-AMERICAN TOBACCO (INVESTMENTS) LIMITED, Globe House, 1 Water Street, London, WC2R 3LA, United Kingdom - (86) Inggris (United Kingdom) - (87) Inggris (United Kingdom) - (88) Inggris (United Kingdom) - (74) MOCHAMAD ADITYA RAHMAN, Bekasi Jaya Indah, Jl. Mawar 9 Blok D7/2 - (72) STEVE HOLFORD (INGGRIS) - (28) 1 - (54) KEMASAN ROKOK (4) - (51) 27-06 - (81) Inggris (United Kingdom) (31) DM/074 692 - (32) 10/28/2010 - (33) WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION (WIPO) - (57) Bentuk dan Konfigurasi



Periode 15 November 2011 s/d 15 Februari 2012
Nomor Publikasi : 470/DI/11

Departemen Hukum dan Hak Asasi Manusia RI
Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual, Jl. Daan Mogot KM 24, Tangerang - 15119
Tel. 62-21-5525388, 5524839 ext. (501), direct 5524993, Fax. 62-21-5525366, 5524993
website : www.dgip.go.id, e-mail : dircopy@dgip.go.id

(22) 出願日,(21) 出願番号,(71) 出願人名,(86) 広域、またはPCT出願の出願データ (出願日、出願番号及び公開された出願が最初に提出されたときの言語),(87) 広域、またはPCT出願の公表データ(公開日、公開番号及び出願が公開されたときの言語),(88) -, (74) 代理人名,(72) 発明者名,(28)-, (54) 発明の名称, (51) 国際特許分類, (81) PCT 指定国,(31) 優先権主張番号(優先権のもととなった出願番号),(32) 優先日(優先権のもととなった出願日),(33) 優先権主張国(優先権出願番号を指定した各国特許庁または広域優先権出願番号を指定した機関を識別するWIPO標準ST.3のコード) : PCTにより出願される国際出願については、コード「WO」が使用される。,(57) 要約または請求の範囲

24. 現行法の施行日

2000年法律第31号
2000年12月20日制定
2001 年6 月14 日施行

25. 条約への加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」(日インドネシア
経済連携協定(EPA))(署名日:2007年8月20日)

⑩ 韓国 編

特許庁HP <http://www.kipo.go.kr/>

1. 保護法域

デザイン保護法(2009.6.30.改正)

2. 機能に関する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

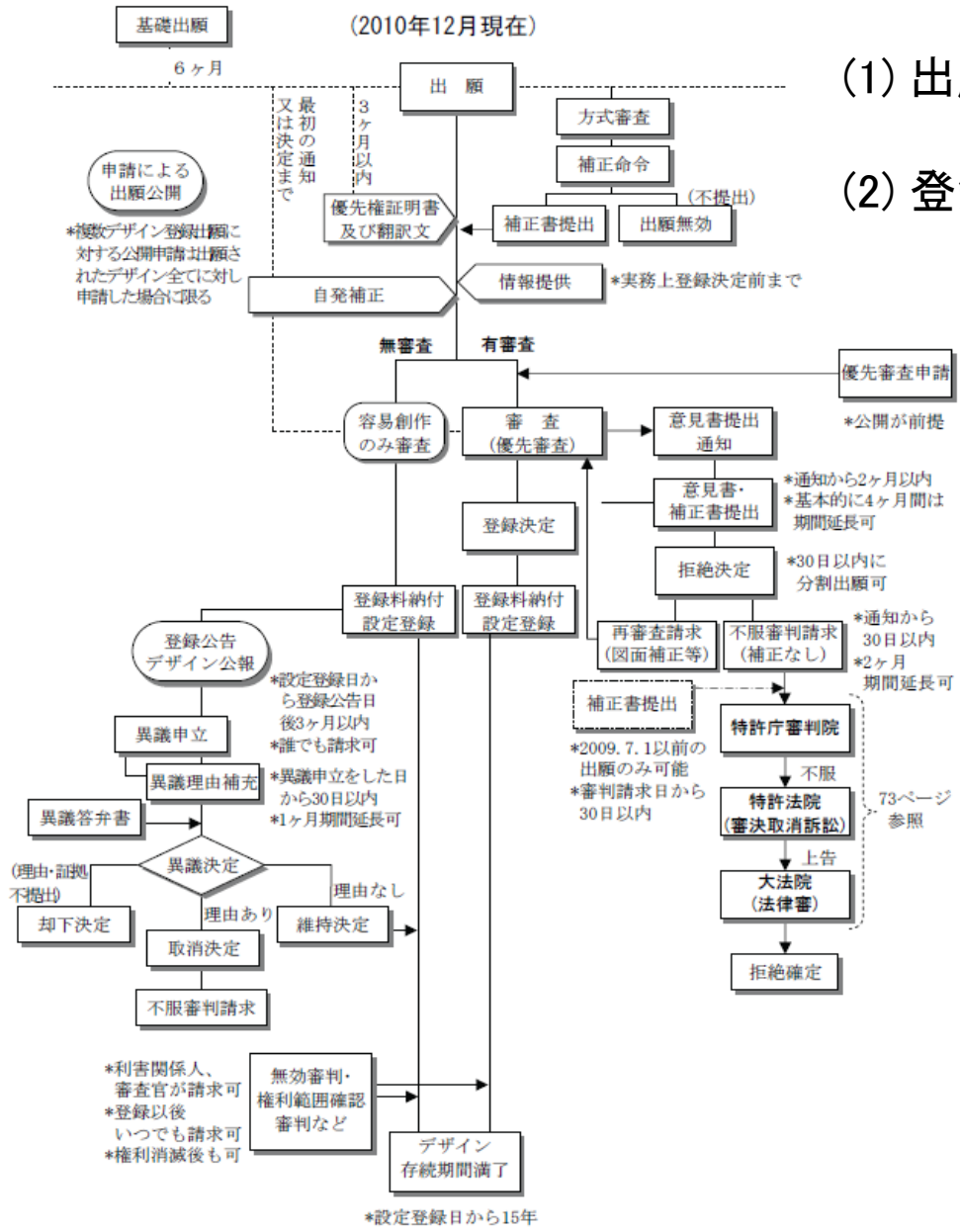
3. 画像意匠保護

保護可能。

物品の一部、記録や標識等に使用されるための一組の書体(フォント)、画像デザイン(GUI、アイコン、グラフィックイメージ等)も保護対象。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日

デザイン登録出願から権利取得まで



(1) 出願～登録期間: 審査案件; 約8～10ヶ月
: 無審査案件; 約2～3ヶ月

(2) 登録の起算日: 登録料納付日

(3) 権利期間: 登録日から15年。
年金(類似デザインは基本デザイン権の存続期間満了日)
第40条: デザイン権の存続期間

5. 実体審査

あり(物品によっては無審査)。

一部の物品を除き、審査登録制度が適用される(方式審査の後、自動で実体審査)。
一部の物品に関しては、無審査登録制度を採用(方式審査のみ行われ、要件を満たせば登録、その後異議申立の機会が設定される)。

◆デザイン無審査登録出願の対象

(分類 物品名)

A1 製造食品、嗜好品

B1 衣服など、

B2 服飾品、

B5 靴、履物

C1 寝具、カーテンなど

F1 教習具、書画用品など、

F2 筆記具、事務用具、

F3 事務用紙、チラシ、転写紙など、

F4 包装紙、ラベル、包装容器など

M1 織物地、壁紙、合成樹脂など

※ 液晶画面などの表示部に一時的に図形などが表示される画像デザインに関する物品

6. 自発補正

可。

デザイン登録決定通知書の送達前、及び、拒絶決定に対する不服審判請求をした場合には審判請求日から30 日以内に補正をすることができる。

(第18条:出願の補正及び要旨変更)

7. 公知、公用／刊行物記載

国内外公知

国内外刊行物

(第5条:デザイン登録の要件)

8. 新規性喪失の例外規定

期間:6ヶ月

提出書類:要

(既に販売されていたり、カタログ等にデザインが掲載されていても)デザインが新規性を喪失した日(最初の販売日や最初のデザイン公開日)から6ヶ月以内に韓国出願をすると共に新規性喪失の例外の主張を行い、これを立証することができる書類を出願日から30日以内に提出する。

(第8条:新規性喪失の例外)

条件についての明示的な規定はない。

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

約6～12ヶ月／デザイン公報による登録公告。（第39条;デザイン権の設定登録）
電子的媒体で発行できる。（第78条;デザイン公報）

デザイン登録出願は特許法と違って申請によってのみ公開される。出願公開申請は当該出願に対する「最初の決定謄本が送達される前まで」可能。公序良俗に反するおそれがあったり、国防上秘密として取扱う場合には出願公開しないことがあり得る。全ての書面が公開され、図面及び書誌的事項がデザイン公開公報に掲載される。（第23条の2;出願公開）

9-2. 秘密制度／公告繰り延べ

あり

期間:3年

請求時期:登録料納付時

※閲覧請求あり。（第13条;秘密意匠）

複数デザイン登録出願に対して秘密デザイン請求をするときは、複数デザイン登録出願全体に対してのみ可能。

10. 早期審査

「優先審査」制度あり。

出願公開されたデザイン登録出願に対して可能。（第30条;特許法第61条準用）

他社が業として当該デザインを実施している場合、あるいは大統領命で定めるデザイン出願であって緊急処理が必要と認められる場合。（第25条の4;優先審査）

類似デザイン制度あり。

- ①基本デザインが存在すること
- ②その基本デザインだけに類似すること
- ③類似デザインにのみ類似するものでないこと
- ④基本デザインの物品と同一または類似であること（第7条:類似デザイン）

及び、組み物デザイン制度あり。

2つ以上の物品が慣習上、組物として販売され、同時に使われる場合に当該組物デザインが組物全体として統一性があるときには1デザイン1出願原則の例外を認めて1デザインとして出願できる。

- ①一組の組物であること
- ②産業資源部令が定める物品に該当するもの（例；一組の茶器セット、一組の筆記具セット等）
- ③組物全体として統一性があること

組物デザイン出願の際には、①添附図面は構成物品別、及び組物の使用状態の図面が必要であり、②図面上のデザインの説明欄に組物を構成する物品名、及びその個数を記載しなければならない。

12. 多意匠一出願

無審査対象のものについては、複数デザイン登録出願あり。

物品区分上同じ大分類に属する物品について20個以内のデザインを1出願とできる。

出願書に複数デザイン登録出願の有無及びデザインの数を記載すると共に、デザインの一連番号及び図面番号などを記載した複数デザイン明細書を添付。

(第11条の2:複数デザイン登録出願)

13. 部分意匠

あり

記載方法:実線と破線

全体意匠との先後願関係あり。

14. 異議申立

2007年に廃止(無効審判一元化) (第29条の2(デザイン無審査登録異議申立))
無審査物品については、「登録後無審査登録異議申立て制度あり。」

15. 無効審判

あり。
利害関係人、審査官が請求可。
複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、デザインごとに請求可能。
登録以後いつでも請求可。権利消滅後も可。
(第68条;デザイン登録の無効審判)

16. 情報開示義務

なし。

17. 第1国出願の制限
なし。
18. 意匠の特徴記載
要。 対象となる物品、デザインの説明及び創作内容の要点（第9条;デザイン登録出願）
19. 宣誓書等
必要書類:委任状（第9条;デザイン登録出願） 公証認証:不要
20. 言語
韓国語(ハングル語)

21. 図面様式

必要図面： 六面図及び斜視図

図面の種類： 以下を記載した図面(写真又は見本も可)を添付。

1. デザインの対象となる物品
2. デザインの説明及び創作内容の要点
3. デザインの一連番号(複数デザイン登録出願する場合)

図面の省略： 可。

(平面デザインにおける表面図と裏面図以外の省略、左右上下対称図の省略が可。
画像デザインの場合には正面図のみでよい。断面図や動的デザインの参考図などは必要に応じて提出。)

(第9条デザイン登録出願)

22. 優先権

あり

出願日から6ヶ月

優先権証明書要

証明書の提出期間：出願日から3ヶ月以内。

(第23条 条約による優先権主張)

(1) URL

http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp

(2) 分類検索可否と分類種類

検索項目多い (General Search, Advanced Search)

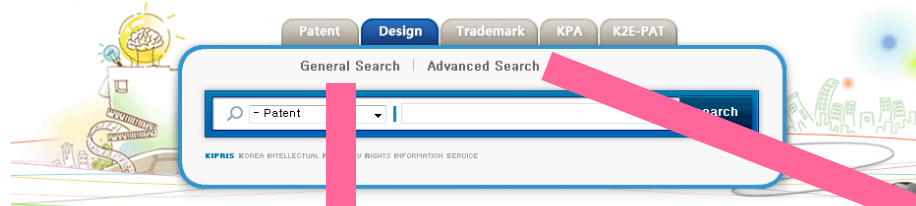
Applicant, Inventor, Publication(Reg.) No., Publication Date, Application No., Application Date, IPC, Priority No. ,Title, Abstract, Combination Search)

(3) 英語のキーワード(書誌項目)検索可否; 韓国語のほか英文検索可能

(4) 結果表示形式(一覧形式の図面表示の有無、表示書誌項目) 結果3モード表示 (Simple, Abstract and Drawing mode)

(5) 公報形式表示有無と表示図面の種類(代表図のみか、六面図が有るか) 一覧表示に6面図がつく 結果のcsv出力もできる

※ 経過情報(韓国語)も入手可能



Search Guide

- Data coverage
- Viewer Download & Install
- How to Search
- Q&A
- Contact Us

Other Service

- K2E Automatic Translation
- Human Translation
- KPA Publication

NEWS

Bibliographies now available prior ..
Bibliographies of Korean patent abstracts (KPA) are now available ● Examined appli.,

- Customer Satisfaction Survey on Korean Patent Abstracts., 2011-10-27
- The 7th PATENT 2011 2011-08-25
- Customer Satisfaction Survey on Korean Patent Abstracts., 2010-12-10
- Notice for KIPRIS System inspection 2010-11-17
- Notice for KIPRIS System inspection 2010-10-29
- Notice for KIPRIS System inspection 2010-10-21

Reference

- Publications of KIPO
- Statistics
- Korean IP System(Link to KIPO)
- KIPRIS Brochure
- Others

K2E-PAT SERVICE
Korean → English
This service provides you with full texts of Korean patents using models in English

Advanced Search

KIPRIS Korea Intellectual Property Rights Information Service

HOME | SIGN IN | SIGN UP | FAQ | Q&A | SITEMAP | CONTACT US | KOREAN

Patent Design Trademark KPA K2E-PAT Search Guide Other Service Reference CONTACT US

Publications of KIPO Statistics Korean IP System(Link to KIPO) KIPRIS Brochure Others

Design > Advanced Search Statistics Open Pub. Total. 31,926 Help Suggestion Search Mask Quick Menu

Setting Search Field View Save Query View Myfolder Eng-Kor

Trademark Type

☒ Similar design ☒ Part of the design
☒ Etcdsingle, basic, whole design

Administrative Status Select All Deselect All

☒ Unexamined ☒ Rejected ☒ Expired ☒ Withdrawn
☒ Publication ☒ Registered ☒ Invalidated ☒ Abandoned

Free Search		ex) Cellular*phone Syntax Search : "cellular phone"
Indication of Product(IT)		ex) Car+Audio
Design Code(DC)		ex) H33192
Application Number(AN)		ex) 3020020011150, 30-7-11150
Registration Number(RN)		ex) 3003688260000, 3003680630001
Publication Number(PN)		ex) 3020050000743, 3019880040201
Open publication No.(ON)		ex) 3020040000187, 3020040000135
Priority No.(PRN)		ex) 2004301039792, DM, 065306
Application Date(AD)		ex) 20030101~20030131
Registration Date(RD)		ex) 20030101~20030131
Publication Date(PD)		ex) 20030101~20030131
Open Pub. Date(OD)		ex) 20030101~20030131
Priority Date(PRD)		ex) 20030101~20030131
Inventor Name(IV)		ex) Samsung
Applicant Name(AP)/Code/Addr.		ex) 119952767850, Samsung
Agent Name(AG)/Code/Addr.		ex) Patent corporation, 920031000217
Patentee(RG) Name/Addr.		ex) Smith

Search Clear

General Search

KIPRIS Korea Intellectual Property Rights Information Service

HOME | SIGN IN | SIGN UP | FAQ | Q&A | SITEMAP | CONTACT US | KOREAN

Patent Design Trademark KPA K2E-PAT Search Guide Other Service Reference CONTACT US

General Search Advanced Search

Design > General Search Statistics Open Pub. Total. 31,926 Help Suggestion Search Mask Quick Menu

View Save Query View Myfolder

Keyword Search Please enter the keyword(s) you are searching for in the entry box below.

☒ Eng-Kor ☐ Only Indication of Product

Select search period ALL

ex) Keyword Search : (Radio+DVD)*Player
ex) Syntax Search : "cellular phone"
ex) Name Search : Steve

Search Clear

Number Search Please enter the number(s) you are searching for in the entry box below.

Select year Enter numbers

ALL

ex) No searching with only serial No. : All + 0014570,14570
ex) Enter year or number if you have already known year or No
2000 + 0014570,14570
The serial number is less than 8 digits

Search Clear

Simple list

Simple list		Image list	View Drawings		(1 - 50 of 516)		ALL : 689,097Case	
No.	Image	Application No. Application date	Reg. No. Reg. date	Status	Design Code(DC)	Applicant name	Ind of Pro(PT)	Fulltext
1		30201100244103006385790000 (2011.06.15)	Registered (2012.03.26)	H592 H33192 B302	EC GLOBAL CORPORATION	거치대와 뒤치본이 결합된 휴대용 액세서리		
2	No Image	3020100037485 (2010.08.27)	Rejected	H33193 H33192	Kim JaeMin	거치식 휴대가이 케이스		
3		30201100270743006386510000 (2011.07.04)	Registered (2012.03.12)	H33192 H590	LG Electronics Inc	전자기기를 거치대		
4		30201100244093006383020000 (2011.06.15)	Registered (2012.03.22)	H592 H33192 B302	EC GLOBAL CORPORATION	거치대와 뒤치본이 결합된 휴대용 액세서리		
5		30201100560223006373520000 (2011.12.29)	Registered (2012.03.14)	H33192 B302	korea epis corp	휴대용 액세서리		
6		30201000508823006351800000 (2010.11.25)	Registered (2012.02.27)	B742 H33192	WON HYE SOOK	휴대용 거치대		

Image list

Simple list	Image list	View Drawings		(1 - 50 of 516)		ALL : 689,097Case	
3020110024410 H592 H33192 B302 / Registered	3020100037485 H33193 H33192 / Rejected	3020110027674 H33192 H590 / Registered	3020110024409 H592 H33192 B302 / Registered		No Image		
3020100050882 B742 H33192 / Registered	3020110045029 H33192 B302 / Registered	3020090005106 H44019 H33192 H3320 / Registered	3020110048933 H33192 B302 / Registered				
3020110006666 H33192 H590 / Registered	3020100053952 H2212 H33192 H3320 / Registered	3020110027014 H33192 H590 C211C / Registered	3020120007531 H592 H33193 H33192 / Application				

View Drawing

Simple list

Image list

View Drawings

(1 - 50 of 516)

ALL : 689,097Case

Drawings of some designs are indicated a written order in documents unlike a set of 6 drawings.

1234567

Application Number (Status)	perspective view (view1)	Front view (view2)	Rear view (view3)	Left side view (view4)	Right side view (view5)	Top view (view6)	bottom view (view7)
3020110024410 (Registered) General							
3020100037485 (Rejected) General	No Image	No Image	No Image	No Image	No Image	No Image	No Image
3020110027674 (Registered) Unconfined Drawing							
3020110024409 (Registered) General							

24. 現行法の施行日

2009年7月1日

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	加盟

⑪ 台湾 編

特許庁HP <http://www.tipo.gov.tw/ch/>

1. 保護法域

台湾専利法(2003年11月28日施行の特許法)。
台湾では、意匠は特許法により意匠特許として保護される。

2. 機能に関する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

3. 画像意匠保護

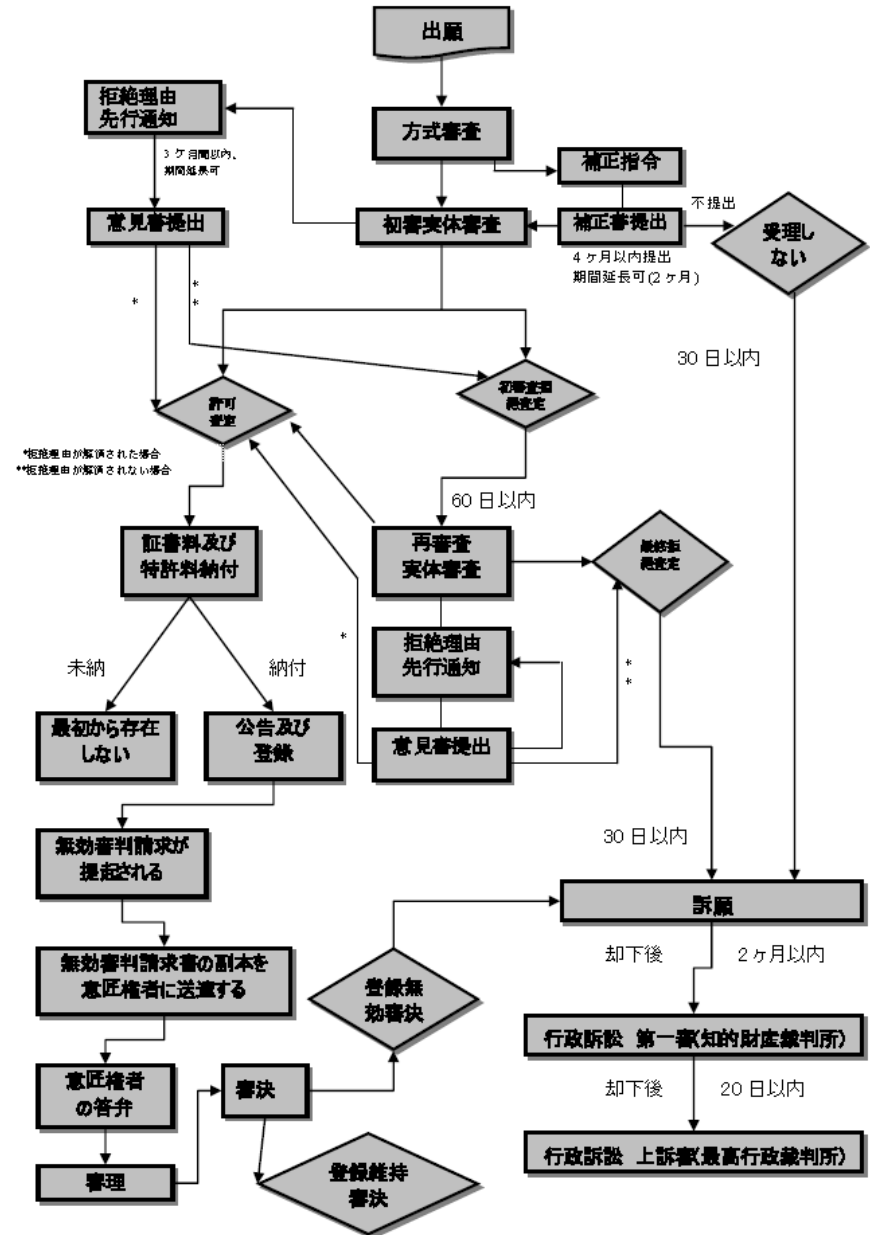
なし

※2012年改正で保護対象となる。物品の画面であることが条件だが、日本と異なり、テレビモニター(ディスプレイ)の画面として出願が可能。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日

意匠登録出願から権利取得まで (2010 年 2 月現在)

- (1) 出願～登録期間: 12ヶ月
- (2) 登録の起算日: 納付日(公告日)
- (3) 権利期間: 出願日から12 年。
年金(類似意匠は基本意匠権と同日)
(第113条)



(特許庁委託 財団法人交流協会「模倣対策マニュアル」2011年3月 p42より)

5. 実体審査

あり。
智慧財産局が意匠登録出願を受理した後、方式審査を経て登録出願書類が全て揃っていることが確認されれば、出願人に、実体審査手続きを行うよう通知しなければならない。

6. 自発補正

可
期間: 審査中(第122条)

7. 公知、公用／刊行物記載

国内外公知
国内外刊行物
(第110条)

8. 新規性喪失の例外規定

あり
期間: 6ヶ月
公開の条件が極めて限定的であり、実質、ほとんど活用できない。
条件: 政府主催の展覧会又は政府認可の展覧会での展示
: 出願人の意に反して漏洩したもの
提出書類: 必要(証明書類)
※「指定された期間」は、審査により審査官から期日の指定が有る。)(第110条)

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

10～12ヶ月／登録公報

9-2. 秘密制度／公告繰り延べ

※あり(意匠は適用外の可能性、確認要)

期間: 出願から3ヶ月

申請時期: 登録料納付時

施行細則 規則56

出願人が、特許公告を遅延させる必要があると考えた場合は、出願人は(特許証) 交付手数料及び最初の年金を納付するときに、特許庁に明白な理由を付した申請書を提出し、特許公告の延期を申請することができる。延期申請期間は、3月の期間を超えてはならない。

10. 早期審査

なし

11. 関連(類似)制度

類似意匠制度あり

同一人がその原意匠に基づいて創作し、かつ構成が類似しているもの(「類似意匠」の登録出願人と原出願案の出願人は同一人でなければならない)。

類似意匠出願の際には原意匠登録出願案の図面説明書の添付(1部)が必要。

「類似意匠」登録は、新たな登録証は発行されない。原出願の登録証に注記が加えられる。

改めて登録料の納付が不要。

その意匠権存続期間は原意匠権の存続期間が満了するまで。(第113条)

12. 多意匠一出願

なし (第119条)

13. 部分意匠

なし

14. 異議申立

不明

15. 無効審判
あり。(第125条)
16. 情報開示義務
なし
17. 第1国出願の制限
なし
18. 意匠の特徴記載
要（物品の用途及び意匠の物品の創作特徴）。
出願は、願書、および図面説明書を備えて提出。(第116条)
図面説明書は、物品の名称、創作の説明、図面の説明及び図面を記載。(第117条)
図面説明書； 該意匠が属する技術領域の通常知識を有する者がその内容を理解し、それに基づいて実施することができるよう、明確かつ十分に開示。物品名称は、物品を明確に指定し、関係のない文字を付けてはならない。それが組立部品である場合、いかなる物品の組立部品なのか記載。
創作の説明； 物品の用途、及び意匠の物品の創作特徴を記載。
図面に開示されている物品が、その材料の特性、機能調整又は使用状態の変化によって、その造形が変わる場合には、簡単な説明も記載。
図面上に意匠登録を出願する物品ではない参考図がある場合、説明。

19. 宣誓書等

要（委任状、譲渡証）。

20. 言語

中国語

21. 図面様式

(1) 必要図面： 斜視図、六面図

(2) 図面の種類： 図面の簡単な説明が必要。

(3) 図面の省略： 不明

- ・図面には、個々の図の名称を付記。

- ・複数の図が同一性若しくは対称性又はその他の理由による省略があるときは明記。

- ・図面は、1の透視図と6面図(すなわち、正面図、背面図、左側面図、右側面図、上面図、底面図)、又は2以上の透視図の形で表示。

- ・意匠が境目のない平面に使用される場合は、意匠の平面図及び模様の要素を提出。

- ・補助図面を追加することができる。

- ・図面は工業製図法を使用して作成し、インクをもって明確に描かれているものであるか、又は写真若しくはコンピュータ出力。

- ・色彩を主張するときは、物品に使用する色彩を示す色彩配合を、全ての色彩を対象とする産業用色彩ガイドコードによる説明又は色彩カードと共に提出。

22. 優先権

- (1) 優先権期間： 外国において最初に登録出願した日から6 ヶ月以内
- (2) 優先権証明書要否： 要
- (3) 証明書の提出期限： 不明

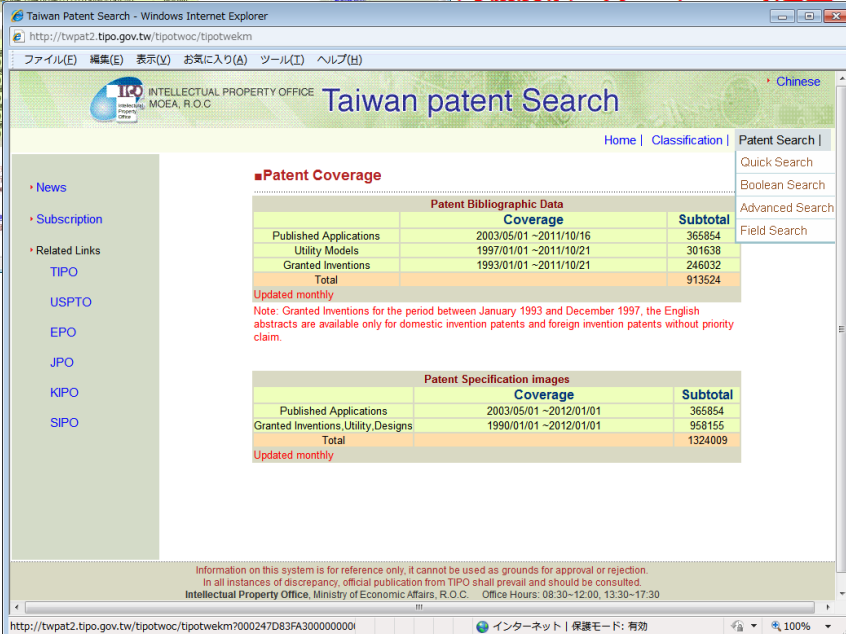
23. IPDL検索



中華民國專利資訊檢索系統 進入▶▶

本系統資料僅供參考，不作為準駁之依據，
所有資料以經濟部智慧財產局公告為準。

暫停服務公告：
本局機房於 1 月 20 日 21 時起至 1 月 30 日 8 時期間進行搬遷整併作業，
造成不便之處，敬請見諒。



二段185號3樓
7380007
56、27352920
2)8192479
767164、23767165

(1) URL

台湾語 <http://twpat.tipo.gov.tw/>

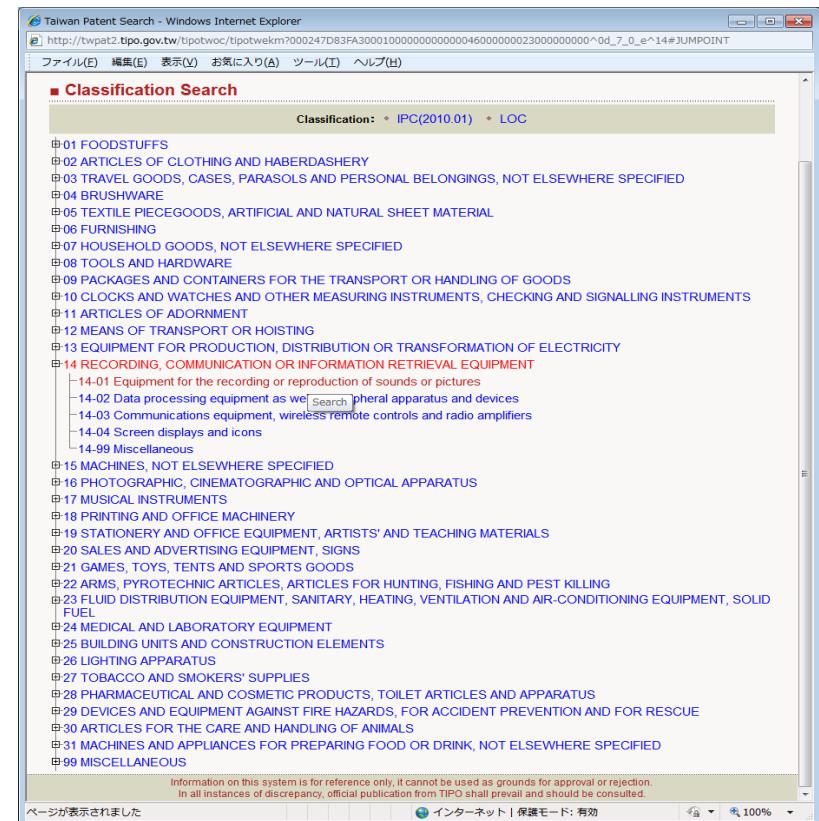
英語 <http://twpat.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwekm>

「専利」→「専利資料検索」を選択すると以下のデータベースを利用できる。

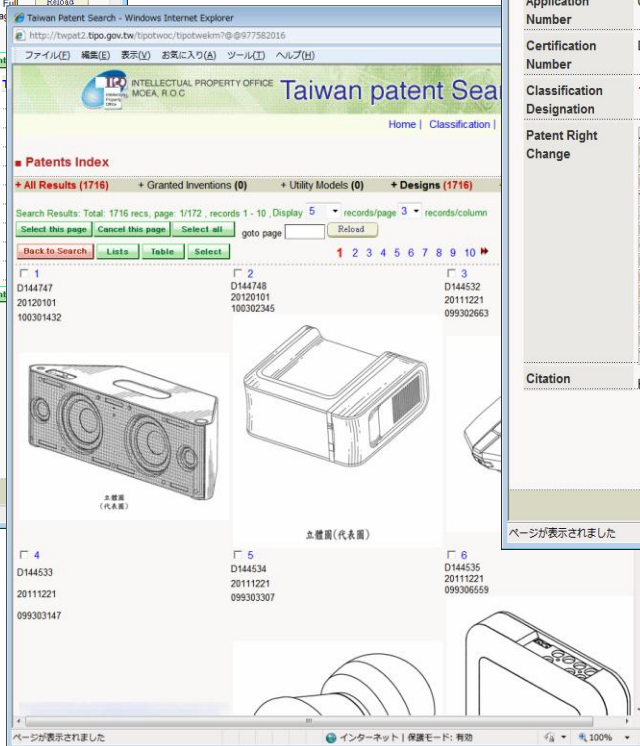
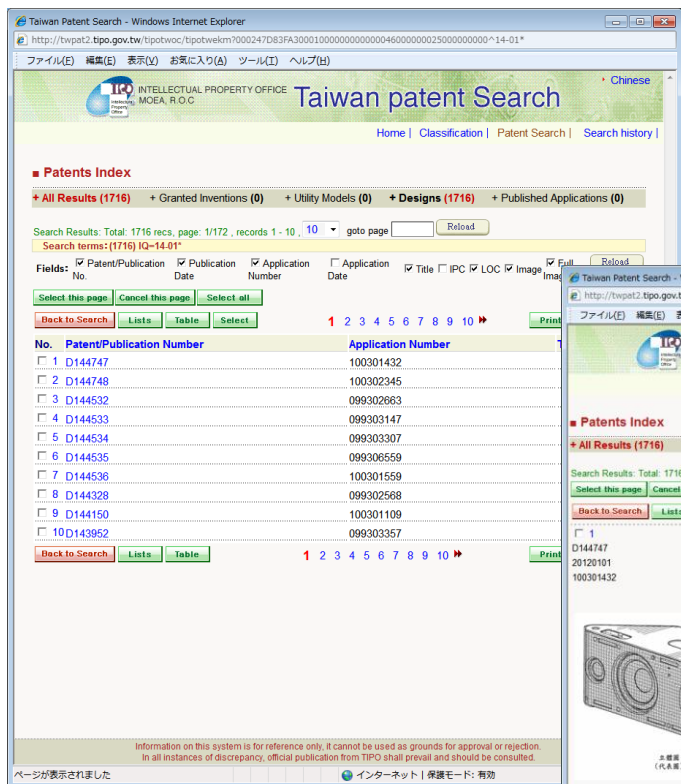
〈中華民國専利資訊網〉

1950年以降の特許・実用新案・意匠、2003年5月以降の公開特許が検索・全文閲覧。

(2) 分類検索可否と分類種類： 可 (IPC,LOC)



- (3) 英語のキーワード(書誌項目)検索可否; 可
- (4) 結果表示形式(一覧形式の図面表示; 有、表示書誌項目 下記)
- (5) 公報形式表示; 有、表示図面; 六面図あり



24. 現行法の施行日

2004年7月1日(2010年8月25日改正)

25. 条約への加盟状況

台湾は、国際条約、国際協定、国際取決めには加盟していない。
2002年1月1日からWTO(世界貿易機関)の加盟国となり、TRIPS協定には拘束される。

⑫ シンガポール 編

特許庁HP <http://www.ipos.gov.sg/topNav/hom/>

1.保護法域

意匠法

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

スペアパーツに関しては、mast-matchの場合は保護されない。

- (i) その物品が果たさなければならない機能によってのみ特定される場合
- (ii) その物品が不可欠な部分を構成することを意匠の創作者が意図している別の物品の外観によって決められる場合、又は
- (iii) その物品を別の物品に接続するか、別の物品の中、周り又はこれに対して配置することができるようにして、何れの物品もその機能を果たすことができるようにする場合

意匠法第2条：解釈

3. 画像意匠保護

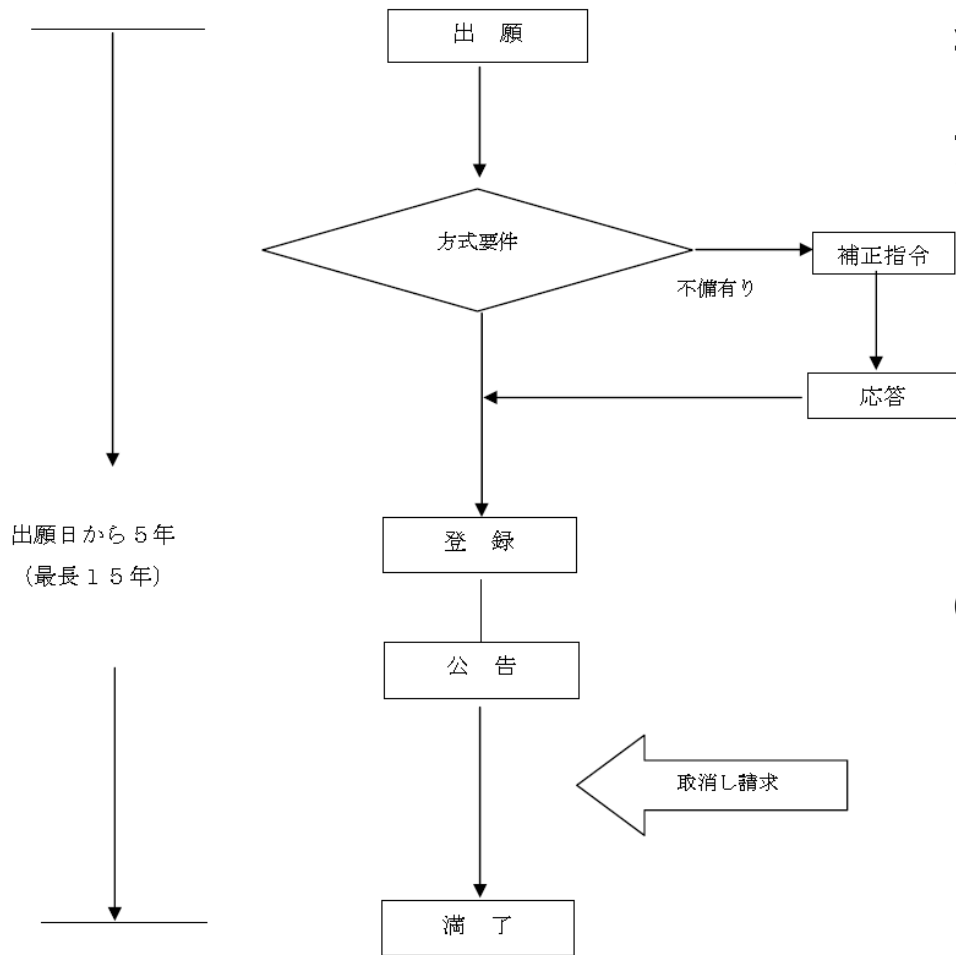
画面の保護に関する規定はなく、登録例は存在するが、無審査のため登録の有効性については疑いがある。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日

(1) 出願～登録期間:2ヶ月

(2) 登録の起算日:出願日

登録されるときに意匠は、その登録出願がなされた日から登録され、かつ、当該日は、本法の適用上、その登録日であるものとみなされる。意匠法20条



(3) 権利期間:出願から15年
(出願日から5年+5年毎、2回更新)

特許庁委託 一般社団法人発明推進協会
「国産業財産権度相談 <外国産業財産権制度情報>」より

5. 実体審査

なし

方式審査のみ

意匠法16条:出願の審査

意匠法19条:方式審査のみが必要である

6. 自発補正

可

※期間についての規定は見当たらず

登録官は、自発的に、又は出願人が所定の方法でなした請求及び所定の手数料の納付に基づいて、意匠登録出願を補正することができる。

意匠法15条:出願の補正

意匠法第15条に基づく意匠登録出願の補正請求が承認された場合に、登録官の意見ではその補正により出願が最初に提出された意匠を著しく変える効果をもたらすときは、登録官は、意匠法第5条(3)に基づく自己の権限を行使することができる。（出願日の繰り下げ）

7. 公知、公用、刊行物

国内外公知、国内外刊行物

8. 新規性喪失の例外規定

期間:6ヶ月

条件:公式の国際博覧会

:所有者による意に反する開示

:第三者による意に反する開示

:新規の又は独創的な織物の意匠の場合は、その意匠を付した商品に対する‘最初の秘密の注文の受領’、又は、所有者による政府省庁若しくは庁への、または政府省庁若しくは庁により意匠の価値を検討する権限を与えられた者への‘意匠の伝達、又はその伝達の結果なされた事項’

提出書類:必要

意匠法8条:秘密の開示等に関する規定

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

3ヶ月／登録公報

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

なし

10. 早期審査、優先審査
なし
11. 関連(類似)制度
なし
12. 多意匠一出願(類似性は関係なく、多意匠を含める出願)
あり 条件:ロカルノ分類が同一、もしくは、同一の組物 意匠規則22:複合の出願
13. 部分意匠
なし

14. 異議申立
なし
15. 無効審判
あり 利害関係: 要 時期的条件: いつでも可 意匠法27条: 登録の取消
16. 情報開示義務
なし
17. 第一国出願の制限
なし
18. 意匠の特徴記載
必要 記載内容: 出願意匠が新規であることの簡単な陳述 影響度については不明

19. 宣誓書等

必要書類: 委任状
公証認証: 不要

20. 言語

英語

21. 図面様式

必須図面: 6面図(斜視図は推奨)
図面の種類: 線図、CG、写真
図面の省略: 可

22. 優先権

期間: 6ヶ月
優先権証明書の提出は登録官の要求による

意匠規則19: 優先権の主張

(2A) 登録官は、何時でも出願人に対し、登録官を納得させるために、証明又は立証についての権限を持つ当該国又は当該地域の登録局又はその他の所轄官庁が発行する次の証明書の提出を求めることができる。

23. IPDL検索



(1) URL:

<http://designsearch.ipos.gov.sg/eDSearch/Search.jsp>

(2) 分類検索:ロカルノ分類

(3) 英語のキーワード検索:可

(4) 結果表示:代表図一覧表示

(5) 公報形式表示有り(全図有り)

シンガポール特許庁のサイトから、
【eDesigns】を選択
→【eSearch】を選択
→検索画面が表示されます。

検索結果の一覧表示は、
ヒット件数が1200件以内
までしか表示できない。

Design Search Results

Total Designs: 1 - 25 of 1200.

(Note: Only the first 1200 records will be displayed.)

Result Page:

<First> <Prev> 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11

<Next> <Last>

Print

Close

D 2008/62/E

D 2008/63/B

D 2008/64/I

D 2008/65/E

D 2008/66/A

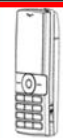


Fig. 1 Perspective View (Front)



Fig. 2 Perspective View

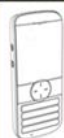


Fig. 3 Perspective View (Front)



Fig. 4 Perspective View (Front)



Fig. 5 Perspective View (Front)

D 2008/67/H

D 2008/68/D

D 2008/69/J

D 2008/70/I

D 2008/71/E



Fig. 6 Perspective View (Front)



Fig. 7 Perspective View (Front)



Fig. 8 Perspective View (Front)



Fig. 9 Perspective View (Front)



Fig. 10 Perspective View (Front)

番号をクリックすると書誌事項が表示される。

D 2008/72/A

D 2008/73/G

D 2008/74/D

D 2008/75/J

D 2008/76/G



Fig. 11 Perspective View (Front)



Fig. 12 Perspective View (Front)



Fig. 13 Perspective View (Front)



Fig. 14 Perspective View (Front)



Fig. 15 Perspective View (Front)

View Images

「View Image」をクリックすると全図が表示される。

Design Details

Design Number : D 2008/62F
 Applicant's Name : (1) SHENZHEN SANG FEI CONSUMER COMMUNICATIONS CO., LTD.
 Filing Date : 18/01/2008
 Class / Sub-class Number : 14-03
 Priority Date / Country : (1) 28/03/2007 / CHINA
 Renewal Due Date : 18/01/2013
 Expiry Date : 18/01/2023
 Status : Registered

Article(s) to which the Design Applies

MOBILE PHONE

Applicant's Rights with respect to Design

The applicant is entitled to the design by virtue of the terms of employment of the inventor at the time the design was devised.

Journal Number and Date

5/2008 02/05/2008

Statement of Novelty

Novelty resides in the shape and/or configuration of the article as shown in the representations above and attached.

Disclaimer

Applicant's Details

1 Name : SHENZHEN SANG FEI CONSUMER COMMUNICATIONS CO., LTD.
 Address : SANGDA INDUSTRIAL BUILDING
 SCIENCE & TECHNOLOGY INDUSTRIAL PARK
 SHENZHEN, GUANGDONG PROVINCE
 P.R. CHINA
 Constitution Type : A COMPANY
 Country / Citizenship : CHINA
 State of Incorporation :
 Telephone Number :
 Fax Number :

Annex A 1



Fig. 1 Perspective View (Front)

2



Fig. 2 Perspective View (Front)

3



Fig. 3 Perspective View

4



Fig. 4 Side View

5



Fig. 5 Side View

6



Fig. 6 Side View

7



Fig. 7 Top View

8



Fig. 8 Bottom View

Print

Close

24. 現行法の施行日

2005年1月施行

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	加盟
ロカルノ協定	未加盟

⑬ 香港 編

特許庁HP <http://www.ipd.gov.hk/index.htm>

1. 保護法域

香港意匠条例(2010年2月26日施行)

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能のみからなる形状は保護されない。

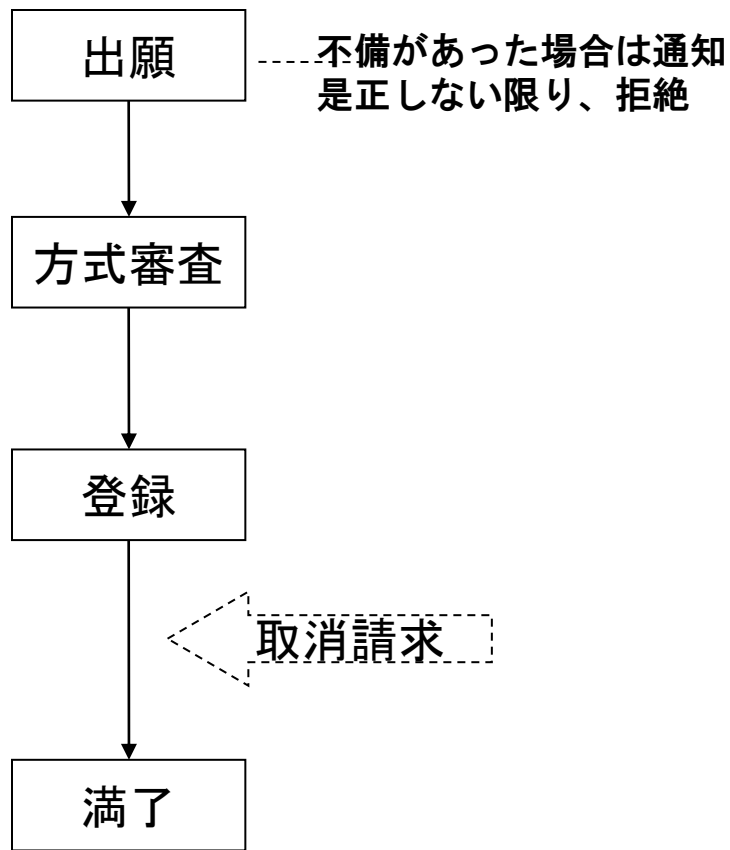
第6条 物品の外観が重要でないときは、意匠は登録できない

物品の外観が重要でないとき、すなわち、当該種類の物品を取得又は使用する者により、美的観点が通常重視されず、意匠が物品に対し適用されても美的観点が重視されないと思われるときは、当該物品に関し意匠は登録できない。

3. 画像意匠保護

規定なし

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



(1) 出願～登録期間: 約2～3ヶ月

(2) 登録の起算日: 出願日

(3) 権利期間: 出願から25年
出願日から5年+5年毎、4回更新

(社)発明協会
世界の産業財産権制度より

5.実体審査

なし

方式審査のみ

意匠条例第24条:出願の審査

6. 自発補正

権利(出願の範囲)が拡大しない限り可能。

時期制限についての規定は見当たらず

意匠条例第21条:出願の補正

7. 公知、公用、刊行物記載

国内外公知

国内外刊行物

8. 新規性喪失の例外規定

あり

期間: 第9条(2)については開催後6ヵ月以内、(1)については時期的制限の規定なし。

意匠条例第9条 秘密の開示等に関する規定

- (1) (a) 所有者が、他の何人かに対し、その者が意匠を使用し又は公表すれば誠意に反するような状況において、当該意匠を開示したこと ex.自己による商売上の開示、一般展示会への出展
- (b) 意匠の所有者以外の者によって、誠意に反して当該意匠が開示されたこと
- (c) 登録を意図する新規又は独創的な繊維意匠の場合において、当該意匠が適用される物品の最初の、かつ、秘密の発注を受けたこと、又は
- (d) 意匠の所有者が、政府部局又はその意匠の価値を検討する権限を政府より与えられた者に対して、意匠について通知したこと、又は当該通知の結果なされた事柄 ex.登録公報
- (2) (a) 意匠の表示、又は当該意匠が適用された物品を、当該意匠の所有者の同意を得て公式国際博覧会で展示したこと
- (b) (a) にいう展示の後及び博覧会の期間中、当該意匠の表示、又は当該意匠が適用された物品を所有者の同意なく何人かが展示したこと、又は
- (c) 当該意匠の表示が、(a) にいう展示の結果として公表されたこと

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

約2～3ヶ月／登録公報により公告されて公開される

意匠条例第25条:登録及び公告

9-2. 秘密制度／公告繰り延べ

なし

10. 早期審査
なし
11. 関連(類似)制度
なし
12. 多意匠一出願
あり
ロカルノ分類が同一であれば多意匠一出願できる。 意匠法規則第16条:複合出願
13. 部分意匠
なし

14. 異議申立

なし

15. 無効審判

あり

- 登録後いつでも取消請求可能
根拠 ①公序良俗に反するもの
②新規性がないもの
③意匠として登録できないもの

意匠条例第44条: 公序良俗を理由とする取消
意匠条例第45条: 意匠が登録できないものであったことを理由とする取消

16. 情報開示義務	なし
17. 第一国出願の制限	なし
18. 意匠の特徴記載	任意(意匠の表示の説明、新規であるとみなす特徴の説明)
19. 宣誓書等	必要書類: 委任状 公証認証: 要否は不明)
20. 言語	中国語または英語

21. 図面様式

必要図面：六面図及び斜視図

図面の種類：線図、CG、写真

意匠規則第7条

22. 優先権

あり

期間：6ヶ月

優先権陳述書必要

提出期間：出願から3ヶ月以内

意匠条例第15条および16条

23. IPDL検索



香港知識產權署HPより

(1) URL : <http://www.ipd.gov.hk/>

オンラインサーチ

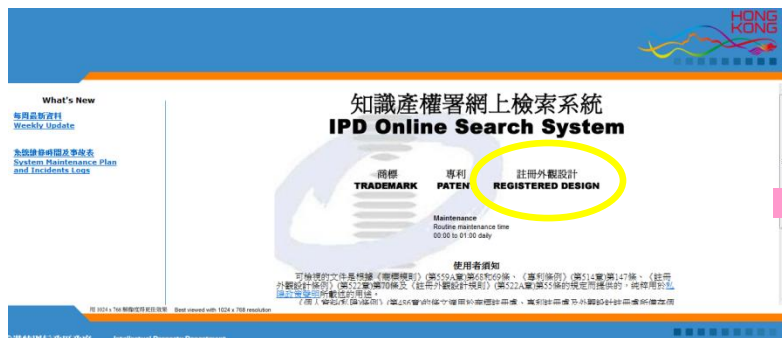
<http://ipsearch.ipd.gov.hk/index.html>

(2) ロカルノ分類検索 : 可

(3) 英語のキーワード検索 : 可

(4) 結果表示 : 書誌+代表図一覧表示

(5) 公報形式表示有無 : 公報と同等の情報の閲覧可



Simple Search

SIMPLE SEARCH **ADVANCED SEARCH**

Registration No. From To
(e.g. 9911234, 0211234)

Article [\(Note 1\)](#)
(e.g. Bottle)

Registered Owner's Name [\(Note 2\)](#)
(e.g. David)

Class and Sub-class No. - [Locarno Classification](#)
(e.g. 1-01)

Date format : ddmmyyyy From To
* Filing Date / Date of Registration

Advanced Search

SIMPLE SEARCH **ADVANCED SEARCH**

Registration No. From To
(e.g. 9911234, 0211234)

Article [\(Note 1\)](#)
(e.g. Bottle)

Registered Owner's Name [\(Note 2\)](#)
(e.g. David)

Address for Service (Name) [\(Note 2\)](#)
(e.g. David)

Class and Sub-class No. - [Locarno Classification](#)
(e.g. 1-01)

Date format : ddmmyyyy From To
* Filing Date / Date of Registration

いずれの方法でも、画面下に「Search」ボタンがあり、
「画像一覧データ」「書誌データ(画像なし)」「書誌データ(画像あり)」
の表示を選択できる！

* Filing Date / Date of Registration From To

【検索結果】

画像一覧データ

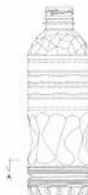
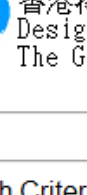
※show imageを選択した場合

RESULTS (SHOW IMAGE) RESULTS (SHOW DETAILS) RESULTS (SHOW DETAILS AND IMAGE) [VIEW PRINTER FRIENDLY VERSION](#)

Search Criteria:

- Registered Owner's Name: "SUNTORY" (contain word)

1 - 20 of 204 Matches [\[1\]](#) [\[2\]](#) [\[3\]](#) [\[4\]](#) [\[5\]](#) [\[6\]](#) [\[7\]](#) [\[8\]](#) [\[9\]](#) [\[10\]](#) > >>

☐ 1101292.1 	☐ 1101011.7 	☐ 1101010.5 	☐ 1100751.5 
☐ 1100204.5 	☐ 1002221.2 	☐ 1001767.9 	

[View Printer Friendly Version](#)
[Search on Search](#)
[Refine Search](#)

[Add All Records in Page to Extract List](#)



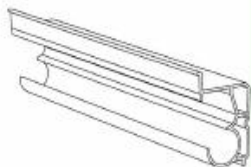
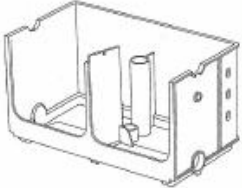
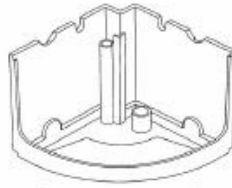
香港特別行政區政府知識產權署外觀設計註冊處
Designs Registry, Intellectual Property Department
The Government of the Hong Kong Special Administrative Region

Design Search Results

Search Criteria:

- Registered Owner's Name: "SUNTORY" (contain word)

Search Results 1 - 20 of 204 Matches

1101292.1 	1101011.7 	1101010.5 	1100751.5 
1100204.5 	1002221.2 	1001767.9 	1001408.8 

【検索結果】
書誌データ(画像なし)
※show detailsを選択した場合

RESULTS (SHOW IMAGE)		RESULTS (SHOW DETAILS)		RESULTS (SHOW DETAILS AND IMAGE)		
1 - 20 of 204 Matches				[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] > >>		
	Registration No.	Priority Date	Locarno Classification No.	Article	Registered Owner's Name	Status
☐	1101292.1	01-02-2011	9 - 01	Packaging container	Suntory Holdings Kabushiki Kaisha (Suntory Holdings Limited)	Registered
☐	1101011.7	17-12-2010	9 - 01	Packaging container	SUNTORY HOLDINGS KABUSHIKI KAISHA (SUNTORY HOLDINGS LIMITED)	Registered
☐	1101010.5	17-12-2010	9 - 01	Packaging container	SUNTORY HOLDINGS KABUSHIKI KAISHA (SUNTORY HOLDINGS LIMITED)	Registered
☐	1100751.5	05-11-2010	23 - 01	Guiding member for water supply and drainage for planter	SUNTORY HOLDINGS KABUSHIKI KAISHA (SUNTORY HOLDINGS LIMITED)	Registered

【検索結果】
書誌データ(画像あり)
※show details and imageを選択した場合

RESULTS (SHOW IMAGE)

RESULTS (SHOW DETAILS)

RESULTS (SHOW DETAILS AND IMAGE)

Search Results

View Printer Friendly Version

Search Criteria: . Registered Owner's Name: "SUNTORY" (wild card)

1 - 20 of 204 Matches

[1] [2] [3] [4] [5] [6] [7] [8] [9] [10] > >>

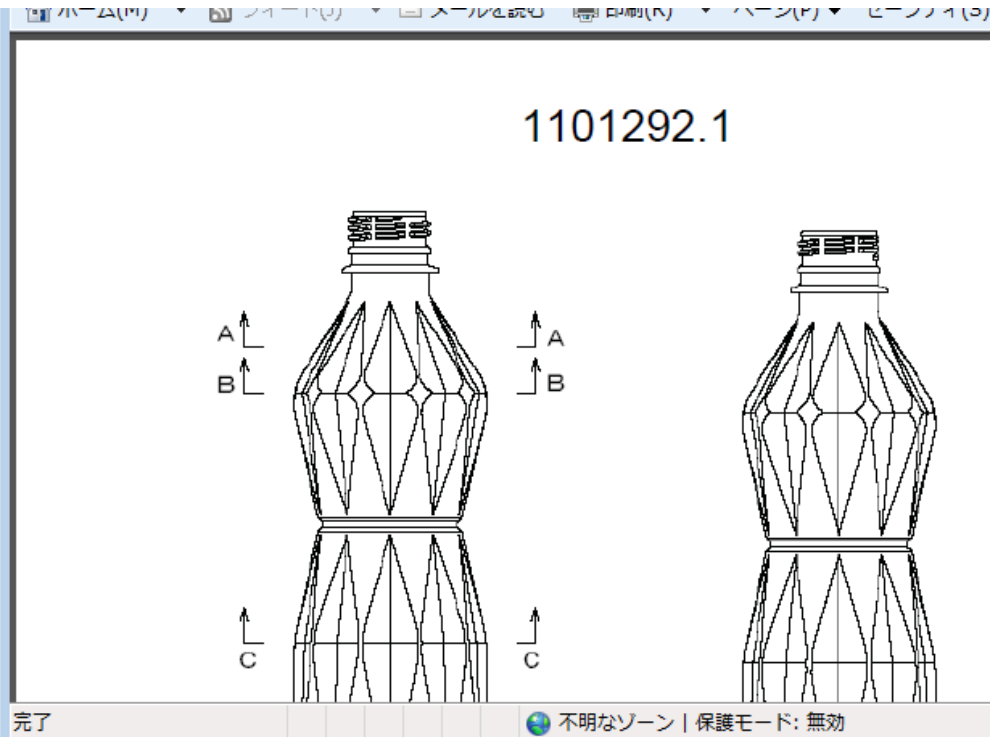
	Registration No.	Priority Date	Representation	Locarno Classification No.	Article	Registered Owner's Name	Status
☐	1101292.1	01-02-2011		9 - 01	Packaging container	Suntory Holdings Kabushiki Kaisha (Suntory Holdings Limited)	Registered
☐	1101011.7	17-12-2010		9 - 01	Packaging container	SUNTORY HOLDINGS KABUSHIKI KAISHA	Registered

【検索結果】

いずれのリストからも個別案件の詳細確認は可能

外観設計登録記録冊 REGISTER OF DESIGNS

- [55] [外観設計の表述 Representation\(s\) of the Design](#)
- [11] 登録編號 Registration No.
- [15] 登録日期 Date of Registration
- [22] 提交日期 Filing Date
- [30] 聲稱享有優先權 (提交日期 / 巴黎公約國或世界貿易組織)
Priority Claim (Filing Date / Paris Convention (Application No.))
01.02.2011 / JP / 002168 of 2011
- [45] 記入登録記録冊日期 Date of Entry in the Register
- [51] 洛迦諾分類號 Locarno Classification No.
- [54] 物品 Article(s)
包裝用容器 Packaging container
- [57] 新穎性陳述 Statement of Novelty
本外觀設計的新穎性在於物品的形狀或構形的特色。
The features of the design for which novelty is claimed



View Printer Friendly Version Return to Previous Screen Add to Extract List

- 中国語、英語での検索が可能

- 書誌検索可能

- ※登録番号、出願人、出願日、登録日、分類、物品による検索可

- 検索結果は書誌事項に加えて図面(全図)が確認できる

- 反応も早く、使いやすい

24. 現行法の施行日

2010年2月26日施行

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

①4 タイ 編

特許庁HP <http://www.ipthailand.go.th/ipthailand/index.php>

1. 保護法域

特許法

タイ特許法第三章 意匠特許 第56条－第65条

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能にのみ基づく形状を排する規定はないが、意匠の定義から、排除されると推測される。

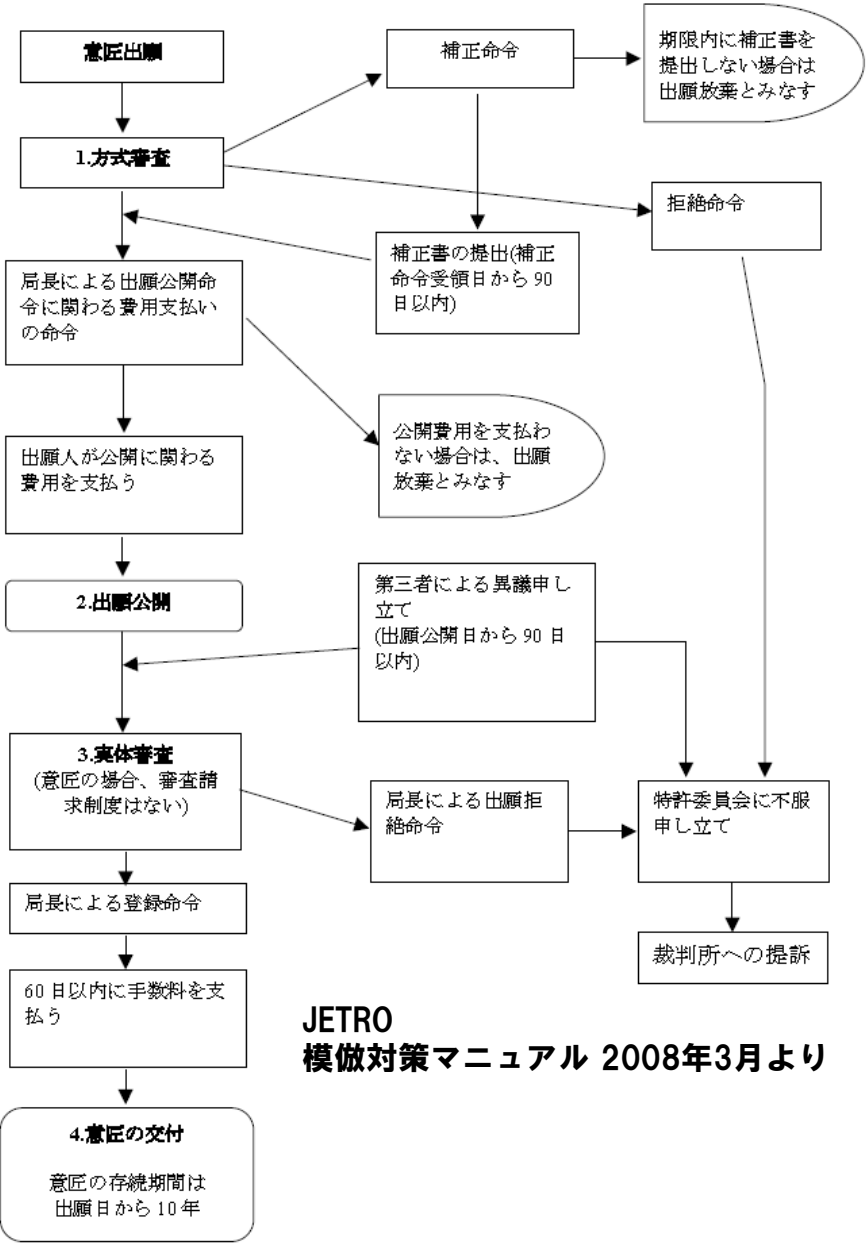
スペアパーツが保護対象か否かについては、部品意匠を保護対象とする旨の規定はない。運用上、出願を認めていると、タイ政府はコメントしているが、権利の有効性としては定かでない為、案件ごとに確認が必要と思われる。

日本国際工業所有権保護協会 “意匠の保護要件に対する各国比較報告書による

3. 画像意匠

あり

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



(1) 出願～登録までの期間
3～5年

(2) 登録の起算日
登録日: 登録料納付から15日以内
特許法第65条で、特許法第33条を準用
(特許法第33条第3段落)

(3) 権利期間
出願日から10年(年金)
特許法第62条

JETRO
模倣対策マニュアル 2008年3月より

5. 実体審査

あり

特許法第10条、11条、14条、56条、57条、61条、模倣対策マニュアルタイ編

参考：出願公開後、出願人は、公開後5年以内又は異議申立・審判請求が提出されているときはその決定後1年以内の何れか遅くに満了する期限内に、審査請求しなければならない。請求をしないときは、出願を放棄したものとみなす

特許法第65条で準用する29条

6. 自発補正

可

発明の範囲を超えない範囲で施行規則に従い可能(特許法第20条)。

特許法第65条で特許法第20条を準用。

「出願人は、省令に定める規則及び手続に従い出願を補正することができる。ただし、その補正は、発明の範囲を拡大するものであってはならない。但し、特許法施行規則に規定無し。(弁理士会タイ資料)

補正可能期間についての規定は見当らず。

7. 公知、公用、刊行物

国内公知

国内外刊行物

特許法第57条

8・新規性喪失

なし

特許法第65条で、第19条を準用しているが、特許法施行規則第23条において、同第8条を不準用。実際には採用されていない模様(代理人コメント)

<参考>

特許法19条

政府後援又は公認のタイ国内で開催された博覧会でその発明を展示した者が、その博覧会の開催初日から12月以内に当該発明について特許を出願したときは、その博覧会の開催初日に出願を行ったとみなすものとする。

特許法施行規則第8条

出願においてその開示の日及び／又は博覧会の開催日を願書に記載し、当該博覧会を企画又は許可した政府、庁又は当局が発行した、当該発明の重要な特徴若しくは詳細が開示されたこと又は当該発明が出展されたことに関する証明書を願書に添えて提出しなければならない

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

出願から1、2年後／公開公報

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

公告繰り延べ

期間:任意

10. 早期審査

なし

<参考>

外国審査結果提出に伴う早期審査は特許のみが対象

特許庁資料「タイにおける優先審査、早期審査及び情報提供制度の運用実態について」

なお、優先審査に関しては、意匠登録出願の公開後、第三者が当該意匠を出願人の同意なく実施していた場合、他の出願に優先して審査される。優先審査の申請書には、出願番号と申請理由(申請書中で侵害事実を疎明することが必要)を明記する必要がある。

11. 関連(類似)制度

なし

12. 多意匠一出願

なし

特許法第60条 1の特許出願は、1の製品にのみ用いられる1意匠に関するものでなければならない。

13. 部分意匠

なし

14. 異議申立

あり

利害関係の要否については不明

時期的条件：出願公開から90日以内

特許法第65条で、特許法第31条準用

15. 無効審判

あり

利害関係：不要（何人も可）

特許法第64条

時期的条件：不明

無効理由：第10条、第11条、第14条、第56条、第58条

16. 情報開示義務

なし

特許法施行規則第9条(6)は、特許・小特許のみ適用

17. 第一国出願の制限

なし

18. 意匠の特徴記載

任意

明確かつ正確なクレーム(1の出願に含まれるクレームは1のみ)

・出願には、100語以内で意匠の説明を含めることができる。

特許法第59条、施行規則第17～21条

19. 宣誓書等

必要書類

・委任状:タイ大使館またはタイ領事館の認証が必要

(認証用委任状、会社登記簿抄本→現在事項全部証明書、代表者印鑑証明書)

・譲渡証:委任状、譲渡証ともに一定期間内で出願後の提出が可能

20. 言語

いずれの言語でも可。但し、出願から90日以内にタイ語への翻訳が必要

特許法施行規則 特許法(B.E.2522)に基づく省令第21号(B.E.2542)第23条で、同12条を準用

21. 図面様式

・保護を求める製品のすべての特徴を示す写真又は図面

特許法第19条

・彩色まで保護を求める場合、彩色が施された図面または写真を提出する

特許法施行規則 特許法(B.E.2522)に基づく省令第21号(B.E.2542)第19条

・断面図原則不可(審査官が必要と判断した場合には認められる。)

22. 優先権

あり

第14条に該当し外国で意匠特許出願を行った者は、外国での最初の出願日から6月以内に国内で出願を行ったときはかかる最初の外国出願日を国内での出願日として主張することができる。

特許法第60条の2

優先権証明書要

証明書の提出期間：規定は見当たらないが、弁理士会の資料では優先日から16ヶ月以内とある。

※特許については施行規則第10条で提出期限の規定があるが、意匠は準用せず。

特許法第60条の2，模倣対策マニュアル，弁理士会資料

その他必須事項の有無

公開公報または特許証において自己の指名を開示することを希望しない発明者は、場合に応じ出願公開又は特許証発行の30日前までに長官にその旨を通知する。

特許法施行規則 特許法 (B.E.2522)に基づく省令第21号 (B.E.2542) 第23条で、同11条を準用

23. IPDL検索

- (1) URL : <http://patentsearch.moc.go.th/DIPSearch/PatentSearch/SearchComplex.aspx>
- (2) 分類検索 : ロカルノは可。現地分類は不可。
- (3) 英語のキーワード検索 : 検索可。但し、表示はタイ語。
- (4) 結果表示 : 書誌項目のみが表示。図の一覧は無し。
- (5) 公報表示 : 公報形式で代表図のみ表示。

① Complex Searchを選択

② チェック入力

④ IPC/IDCを選択

DIP กรมทรัพย์สินทางปัญญา
Department of Intellectual Property

Search System Version 2.1

Welcome [Thai / Eng] [Log In]

Download User Manual | Contact System Administrator 1,218,830

Quick Search Simple Search IPC/IDC Search Patent No. Search **Complex Search** Help Software & Tools Links

Complex Search

Please select source

☐ All sources

☒ DIP (THAILAND-TH) ☐ WIPO ☐ SIPO (CHINA)

☒ DIP (THAILAND-EN) ☐ esp@net EPO (EUROPEAN) ☐ IP AUSTRALIA

☐ JPO (JAPAN) ☐ KIPO (KOREA)

Patent Type: Patent

Fields	Comparison	Statement	Join Operator	String Comparison
☒ IPC/IDC	like	14-02	AND	Apart
☐	like		AND	Apart

Order By: Applicant

Additional search ☐ Synonym ☐ Acronym ☐ Homonym

Homonym condition is used in Thai person names

⑤ ロカルノ分類を入力

⑥ Searchをクリック

New Search

SIPO (CHINA)
IP AUSTRALIA
DPMA (GERMANY)

⑦ 一覧が表示される

Total documents : 118,483 [1 - 50 of 128] Previous 1 Next

No.	Application Number	Publication Number	Registration Number	Category	Title	Abstract	Claim	Description	Applicant	Inventor
1	0902000906	110460		สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	ฐานรองรับสำหรับอุปกรณ์ไฟฟ้า				นายเงิน-หวา ลี ออสเตอร์เลีย พัทธวาย ลิมเฒ่า	นายเงิน-หวา ลี ออสเตอร์เลีย พัทธวาย ลิมเฒ่า
2	0902000909	110461		สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	ฐานรองรับสำหรับอุปกรณ์ไฟฟ้า				นายเงิน-หวา ลี ออสเตอร์เลีย พัทธวาย ลิมเฒ่า	นายเงิน-หวา ลี ออสเตอร์เลีย พัทธวาย ลิมเฒ่า
3	06020002906	94636	29425	สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	อุปกรณ์บันทึกข้อมูล		ขอถือสิทธิในแบบผลิตภัณฑ์ ...		คาบูซึกิ โทชิโกะ โดชิเกะ	นายชิโตะชิ โทชิโกะ
4	0602000486	96424	29278	สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	อุปกรณ์บันทึกข้อมูล		อีก ...		คาบูซึกิ โทชิโกะ โดชิเกะ	นายมาซาฮิโกะ สุกิ
5	02020002680	63453	18292	สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	อุปกรณ์สร้างภาพ		ขอถือสิทธิในแบบผลิตภัณฑ์ซึ่งได้แก่รูปร่างลักษณะของ ...		แคนนอน ดาเมซึกิ โทชิโกะ	นายชิโรอากิ ซาซากิ, นายโยชิยุกิ นาคาโตะ, นายมาซาฮารุ โนริโอกะ, นายชิโรอากิ ซาซากิ

Download User Manual | Contact System Administrator 1,218,830

Quick Search Simple Search IPC/IDC Search Patent No. Search **Complex Search** Help Software & Tools Links

Complex Search

Patent Type: Patent

Fields	Comparison	Statement	Join Operator	String Comparison
IPC/IDC	like	14-02	AND	Apart

Order By: Applicant

Total records : 131

From sources:

- DIP (THAILAND-TH) 128
- DIP (THAILAND-EN) 3
- JPO (JAPAN)
- WIPO
- esp@net EPO (EUROPEAN)
- USPTO (USA)
- KIPRIS KIPO (KOREA)

All Source DIP (TH) DIP (ENG)

Total documents : 118,483

No.	Application Number	Publication Number	Registration Number	Category	Title
1	0902000908	110460		สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	ฐานรองรับสำหรับอุปกรณ์ไฟฟ้า
2	0902000909	110461		สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	ฐานรองรับสำหรับอุปกรณ์ไฟฟ้า
3	0602002906	94636	29425	สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	อุปกรณ์บันทึกข้อมูล
4	0602000486		29278	สิทธิบัตรประดิษฐ์เคมี	อุปกรณ์บันทึกข้อมูล
5					

⑧Application Numberをクリック

Detail :: DIP -- Web ページ ダイアログ

http://patentsearch.moc.go.th/DIPSearch/PatentSearch/DipData.aspx?apptype=th&Appno=104521

Application No.: 0602002906 Application Date: 27/09/2549 Receive Date: 27/09/2549

Publication No.: 94636 Publication Date: 27/03/2552 Issue No.:

Registration No.: 29425 Registration Date: 10/01/2554

Published Document: 

Applicant: นายสุก 1

Agent: นางสาว... นายอรรถ... นายพันธ์... นางสาวจิตติญา เหลืองปรีดี

⑨Published Documentをクリック

Title: อุปกรณ์บันทึกข้อมูล

Last Status: ยื่นคำขอชำระค่าธรรมเนียมรายปี Status Date: 27/01/2554

Abstract

http://patentsearch.moc.go.th/DIPSearch/Tools/DisplayImage.aspx?appno=0602002906&type=Y - Windows Internet Expl

http://patentsearch.moc.go.th/DIPSearch/Tools/DisplayImage.aspx?appno=0602002906&type=Y

Published

⑩公報が表示される

Print Save Page Save All Go to Page 1 of 1 Prev หน้าที่ 1 จาก 1 หน้าที่ Next

24. 現行法の施行日

1999年3月21日法律(第3号)改正

1999年9月27日施行

25. 条約への加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

①5 ベトナム 編

特許庁HP <http://www.noip.gov.vn/>

1. 保護法域

知的財産法

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能のみからなる意匠は保護されない。
※スペアパーツが保護対象か否かは不明

保護されない意匠

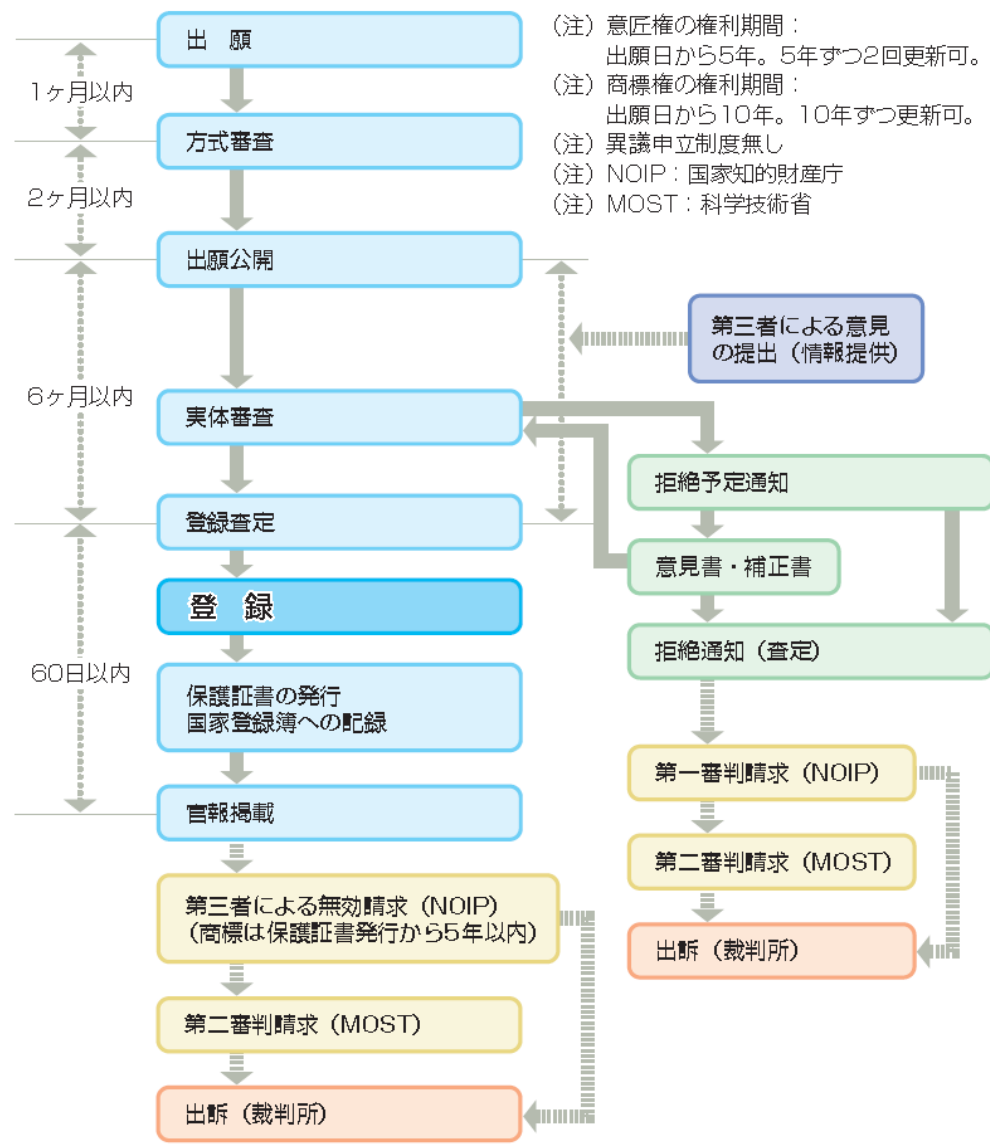
- (1) 製品の外観であって、当該製品の技術的特徴により専ら決定されるもの
- (2) 公共の又は工業上の建造物の外観
- (3) 製品の外観であって、当該製品の使用中に見えないもの

知的財産法第64条

3. 画像意匠保護

規定はなく、登録の有無も不明

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



(1) 出願～登録期間: 6～12ヶ月程度

(2) 登録の起算日: 権利付与決定日
知的財産法第118条

(3) 権利期間: 出願日から15年
(出願日から5年+5年毎2回更新)
知的財産法第93条

5. 実体審査(特許庁による審査義務)

あり

方式上有効として受理された工業意匠登録出願は、当該出願において求められた主題の保護要件に関して保護に係る適格性を評価し、かつ、それぞれの保護範囲を決定するため、実体について審査されるものとする。
知的財産法第114条(1)(b)

※方式審査
知的財産法第119条

6. 自発補正

可
期間:登録査定まで

拒絶通知の反論期間:2ヶ月
細則15条

7. 公知公用／刊行物記載

国内外公知
国内外刊行物
知的財産法第65条(1),66条

8. 新規性喪失の例外規定

期間: 6ヶ月

公開の条件が極めて限定的であり、実質、ほとんど活用できない。

条件: 意匠登録を受ける権利を有する者の意に反する公知。

: 意匠登録を受ける権利を有する者が研究集会において発表した場合。

: ベトナム国内において又は国際的博覧会に出品することにより公知となった場合。

提出書類: 不明

知的財産法第65条(4)

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

4～5ヶ月(方式審査後2カ月以内)／公開公報

手数料が必要 細則17条

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

なし

10. 早期審査、優先審査

なし

11. 関連(類似)制度 (互いに類似する意匠を関連付けて出願する制度の有無)

併合出願可能

条件:

単一の共通独創性を表現し、かつ、当該工業意匠と著しく異ならない変形を伴う意匠
知的財産法第101条(3)(b)

後の出願書類に、先になされた出願により請求された工業意匠の1実施態様である旨の引用、並びに出願番号、出願日の表示を行うこと 細則第6条

12. 多意匠一出願 (類似性は関係なく、多意匠を含める出願)

なし

13. 部分意匠

不明

14. 異議申立
なし
15. 無効審判
あり 全保護期間で請求可能。利害関係は問わない。 知的財産法第96条(3)
16. 情報開示義務
なし
17. 第一国出願の制限
なし

18. 意匠の特徴記載

必要

記載内容: 形状特徴及び/又は線の特徴及び/又はこれらの特徴の間の相互関係及び/又は色彩については不明

知的財産法第103条

19. 宣誓書等

必要書類: 委任状

公証認証が必要かは不明

20. 言語

ベトナム語

知的財産法第5条

21. 図面様式

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 必要な図面 (推奨図面) | 6面図及び斜視図 |
| (2) 図面の種類 | 線図、CG、写真可 |
| (3) 図面の省略 | 可 |

知的財産法第6条

22. 優先権

(1) 有無	有
(2) 申請タイミング	出願から6ヶ月
(3) 証明書要否	要
(4) 証明書の提出期限	出願から1ヶ月

知的財産法第100条

23. IPDL検索

- (1) URL : <http://iplib.noip.gov.vn>
- (2) 分類検索： ロカルノ分類検索可
- (3) 英語のキーワード検索： 有り
- (4) 結果表示： 書誌一覧他有り
- (5) 公報表示： なし。代表図のサムネイル表示のみ。
- (6) 収録範囲： 1988年出願以降

- ・ TOP PAGEで右上の「ENGLISH」を選択後、左欄の「Industrial Design」を選択すると検索画面が表示される。
- ・ 「*」や「?」を使った検索も可能。詳細については[HELP]を参照できる。

Field Name	Expression	Example
Locarno Classification		Title of #ID: "xe dap"
Locarno Classification	13-02	Locarno class: 12-01
Locarno Classification		Applicant: "Pham van A"
Locarno Classification		App.No: 3-2004-00012

ベトナム特許庁IPDL(IP LIB) <http://iplib.noip.gov.vn> より

[Sub Detail](#)
[Detail](#)
[Image view](#)

Found : 45 record(s) [Last Query](#)
 Hits 1 through 40 out of 45

[Previous](#)
[Page: 1 2](#)
[Next](#)

[Translate](#)

AND Locarno Classification = 15-04

☐ Check All	Application Number	Registration Number	Title of Design	Locarno Class	Gazettes form
☐ 1.	3-1991-00566	3-0000421-000	Máy ép gạch	15-04	
☐ 2.	3-1998-00173	3-0005518-000	trạm trộn bê tông nhựa nóng	15-04	
☐ 3.	3-1998-00174	3-0005519-000	xe lu bánh lốp	15-04	
☐ 4.	3-1998-00175	3-0005520-000	trạm trộn bê tông nhựa nóng	15-04	
☐ 5.	3-1998-00176	3-0005521-000	trạm trộn bê tông nhựa nóng	15-04	
☐ 6.	3-1998-00177	3-0005522-000			
☐ 7.	3-1998-00405	3-0005018-000			
☐ 8.	3-1998-00948	3-0005698-000			
☐ 9.	3-1998-00950	3-0005699-000			
☐ 10.	3-1998-01034	3-0006005-000			
☐ 11.	3-2001-00905	3-0008351-000			
☐ 12.	3-2001-00906	3-0007422-000			


NATIONAL OFFICE OF INTELLECTUAL PROPERTY OF VIETNAM
Industrial Property Digital Library (IP LIB)
English ☒ Tiếng Việt ☐

Tue, 17/01/2012 [Home](#) [Help](#) [About](#)

[Sub Detail](#)
[Detail](#)
[Text view](#)

Found : 45 record(s) [Last Query](#)
 Hits 1 through 40 out of 45

[Previous](#)
[Page: 1 2](#)
[Next](#)

[Translate](#)

AND Locarno Classification = 15-04

☐ Check All


[3-1991-00566](#) ☐


[3-1998-00173](#) ☐


[3-1998-00174](#) ☐


[3-1998-00175](#) ☐









ベトナム特許庁IPDL(IP LIB) <http://iplib.noip.gov.vn> より

24. 現行法の施行日

2006年7月1日

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟

①⑥ フィリピン編

特許庁HP <http://www.ipophil.gov.ph/>

1. 保護法域

知的財産法に統合されている。施行規則は実用新案と意匠が統合。

フィリピン条文知的財産法（以下、IP法）第2部第13章

実用新案及び意匠に関する規則（以下、規則）第3部（意匠）第4部（共通規定）

2. 機能に関連する意匠の保護の可否

機能のみからなる意匠は保護されない。

第113条 保護のための実体的条件

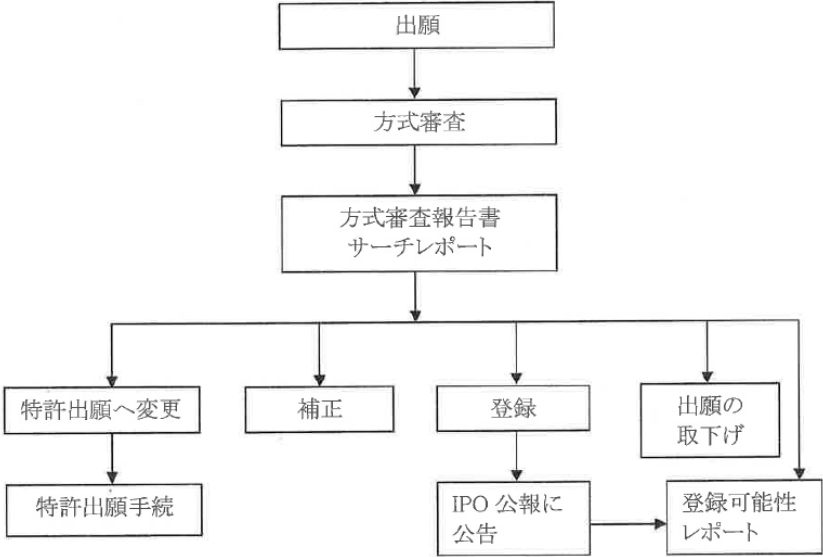
113.1新規性又は装飾性のある意匠のみが本法による保護の利益を受ける。

113.2ある技術的な結果を得るための主として技術的若しくは機能的考慮により特定される意匠又は公の秩序、健康若しくは善良の風俗に反する意匠は、保護されない。

3. 画像意匠保護

画面の保護に関する規定はなく、登録例は存在するが、無審査のため登録の有効性については疑いがある。

4. 出願～登録期間、権利期間と起算日



期間は出願日から5年間であり、更新料を支払った上で、それぞれ連続して5年の期間を、2期まで更新できる¹¹¹。

(1) 出願～登録期間: 出願から1年程度

(2) 登録の起算日: 出願日(出願の受理日(出願人及び物品又は図形の表示の提出が受領された日)、満たさなかった場合誤りが訂正された日)

規則303

(3) 権利期間: 出願から15年
出願日から5年+5年毎に2回更新
IP法118条／規則315

JETRO模倣対策マニュアルより

5. 実体審査

実体審査なし

方式審査のみ(1.意匠の定義に合致しているか 2.新規性、独創性 3.公序良俗に違背
※登録性に関する報告書作成の請求制度有り(請求から2ヶ月以内に提供される。利害関係人による請求も可)

IP法113条

6. 自発補正

方式審査を通過し、出願人への方式報告書郵送日から2ヶ月以内
規則308 (b)

7. 公知公用／刊行物記載

国内外公知、国内外刊行物

先行技術は、次のものからなる。

24.1 発明を請求する出願の出願日又は優先日の前に世界の何れかの場所において公衆が利用することができるようにされているすべてのもの

119.1 特許に関する次の規定を意匠登録について準用する。

第21条 新規性

第24条 先行技術。ただし、その開示が印刷物又は現実の形状に含まれていることを条件とする。

第25条

- ・
- ・

8. 新規性喪失の例外規定

例外（出願日又は優先日の前6ヶ月）、条件なし（自己、他人とも有り）。提出書類については規定なし。

IP法25条／規則302

9-1. 意匠が公開されるタイミング／発行形態

方式審査を通過し、出願人への方式報告書郵送日から2ヶ月が経過した時点で公告される。通常出願から4～6ヶ月程度。／公開公報

9-2. 秘密制度／公告繰延べ

なし

10. 早期審査

なし

11. 関連(類似)制度(互いに類似する意匠を関連付けて出願する制度の有無)

併合出願可能

条件:

- ・相互に明確に区別されるものであってはならず、単一の意匠概念に包含されて、実質的に類似する顕著な意匠の特徴を有するものでなければならない。
- ・国際分類の同一の中分類に属するか、又は同一の組物もしくは構成物品に係る物でなければならない。

規則313

12. 多意匠一出願(類似性は関係なく、複数意匠を一括で出願可能な制度の有無)

なし

13. 部分意匠

なし

14. 異議申立

なし

ただし、利害関係人による、情報、証拠もしくは資料提供制度有り。

(公告から2ヶ月以内)

規則314.1

15. 無効審判

取消審判あり(誰でも、意匠登録存続期間、一部取消可)

規則317／規則317.1

16. 情報開示義務

なし

17. 第一国出願の制限
なし
18. 意匠の特徴記載
任意(特徴の説明及びクレーム(意匠の性格に応じて))
19. 宣誓書等
必要書類: 譲渡証含む委任状 公証認証: 不要
20. 言語
フィリピン語又は英語 規則309

21. 図面様式

必要図面(推奨図面)

:斜視図、正面図、側面図、平面図、底面図及び/又は背面図(色をクレームする場合は、立体を表す陰影の代わりに断面図の提出が必要)

図面の種類

:原則、黒色インクによる線図のみ。

:写真による出願は、*特別な範疇に該当しない限り不可。

*写真出願は、「provisional drawing」として出願日を確保するためにのみ認められており、後日、図面不明瞭を理由として、線図への変更指令が出る可能性が高い。

:CAD図面を認める旨の条文はある。

RULE 312.6. Requirements for Graphic Representation of Industrial Designs. – Graphic representation of industrial design such as computer aided drawing (CAD) in lieu of the India Ink Drawing could be accepted provided that such should be made in conformity with these Regulations particularly with request to the special requirements for drawing of an industrial design.

22. 優先権

期間:出願から6ヶ月

優先権証明:必要

提出期間:6ヶ月以内(英文翻訳も同時に提出)

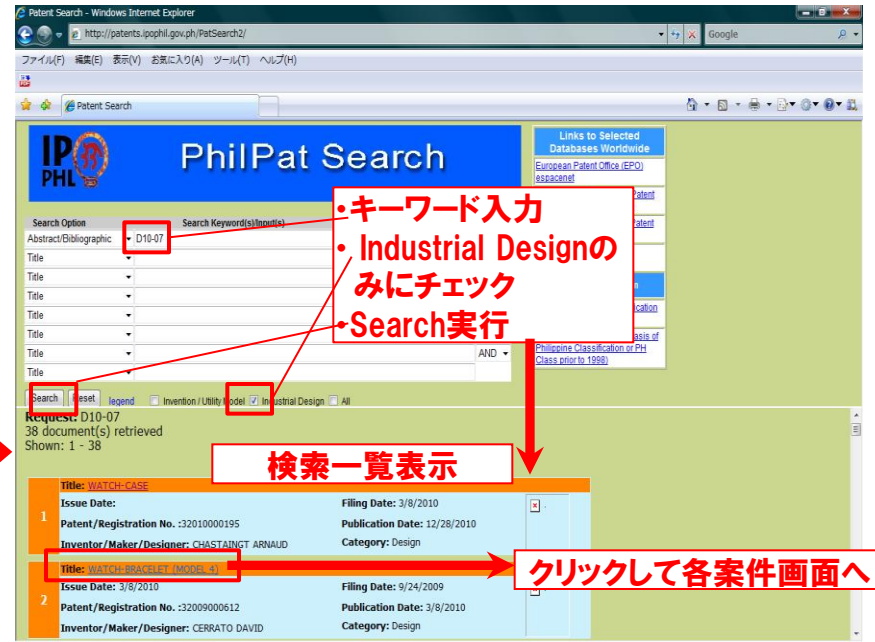
規則305

23. IPDL検索

- (1) URL : <http://www.ipophil.gov.ph/>
- (2) 分類検索 : 不可
- (3) 英語のキーワード検索 : あり
- (4) 結果表示 : 一覧表示 (すべてではないが代表図表示あり)
案件ごとの表示は書誌情報と図面を別々に表示。
- (5) 公報形式表示有無 : なし

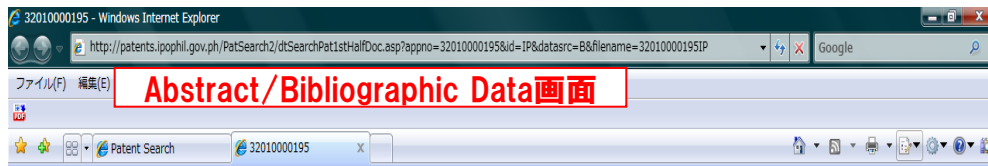


PhilPatSearch (フィリピンIPDL)
<http://patents.ipophil.gov.ph/patsearch2/> より



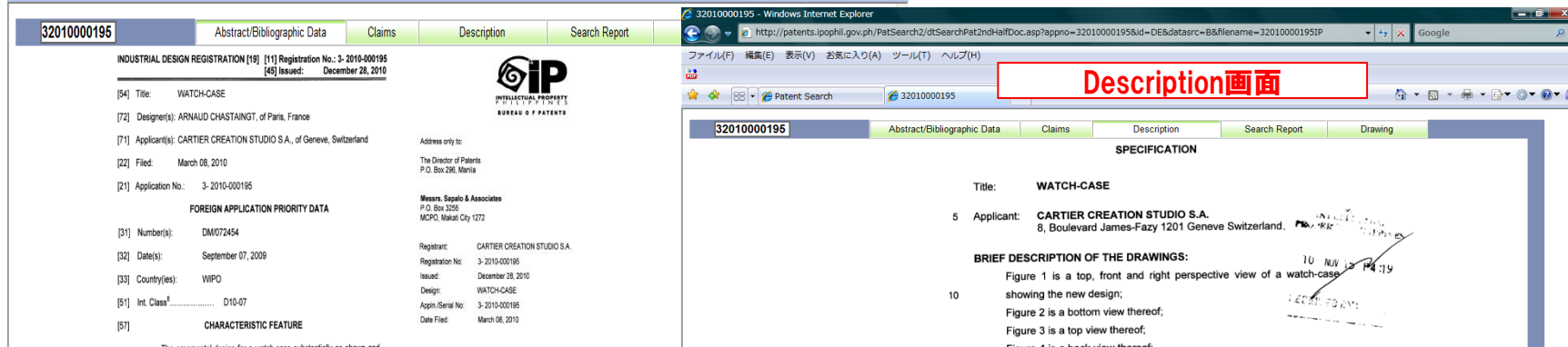
- ・ 検索項目は、部品名、書誌事項、登録番号、日付（出願／登録／公報発行）
- ・ 検索は全文一致のみで範囲等の指定は不可
- ・ 公報に記載されている文字列はAbstract/Bibliographicにて全文検索できる。

💡 ロカルノ分類は検索項目にはないが、書誌事項には含まれているので検索項目をAbstract/BibliographicにしてD+ロカルノ分類(ex.D10-07)を入力することによりで検索可能。

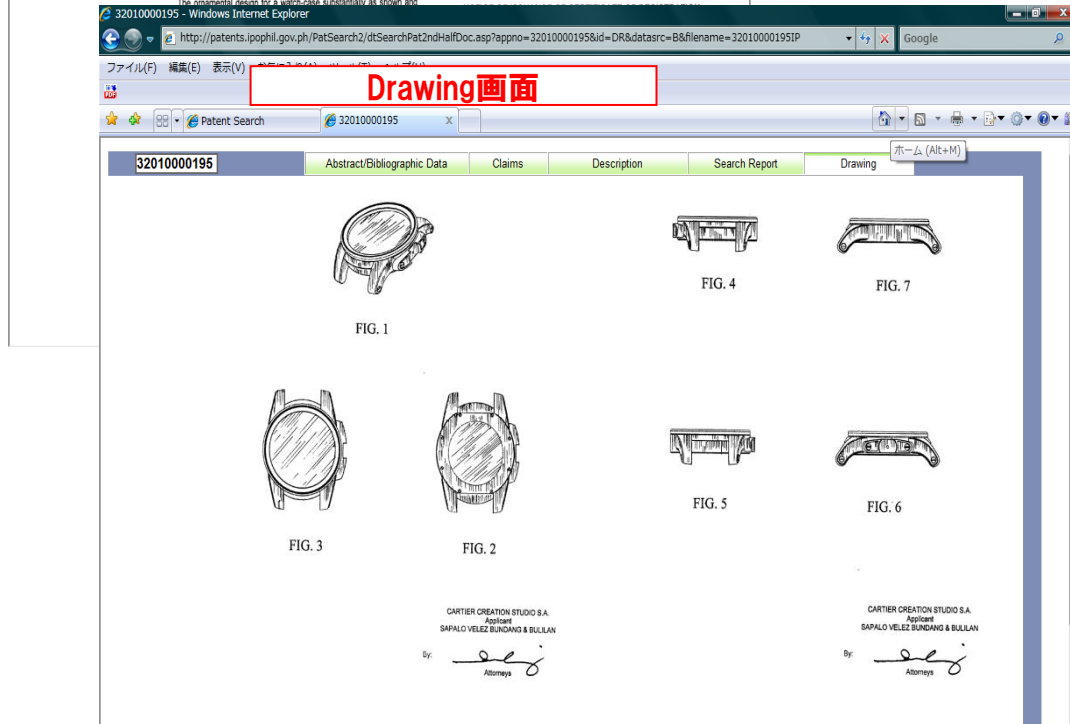


Abstract/Bibliographic Data画面

各案件画面



Description画面



Drawing画面

WHAT IS CLAIMED IS:
The ornamental design for a watch-case substantially as shown and described.

ARNAUD CHASTAINGT
Designer

24. 現行法の施行日

2008年

25. 条約加盟状況

パリ条約	加盟
ヘーグ協定(ジュネーブアクト)	未加盟
ロカルノ協定	未加盟



作成

日本知的財産協会 2011年度意匠委員会

委員長 兼第2小委員長 荒井 秀年(ホンダ技研工業(株))

第2小委員会 メンバー

副委員長 林 真紀 (キヤノン(株))

伊賀 純子(富士フイルム(株))

鎌田 雄仁(株)ブリヂストン)

斎藤 千尋(カシオ計算機(株))

壽山 竜之(新日本製鐵(株))

中原 香通子(富士通(株))

幟立 晃 (コベルコ建機(株))

羽鳥 裕子(サントリーホールディングス(株))

肱岡 真由美(TOTO(株))

酒井 壮士(パナソニック(株))

【協力】 日本技術貿易(株)